

平成26年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 9月10日(水曜日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
細 田 芳 雄 君	6
小 林 正 明 君	12
柿 沼 英 己 君	17
野 村 智 一 君	20
坂 部 敏 夫 君	26
黒 澤 兵 司 君	33
高 橋 祐 二 君	40
○次会日程の報告	47
○散会の宣告	48
散 会 (午後 1時30分)	48

第2日 9月11日(木曜日)

○議事日程	49
○出席議員	49
○欠席議員	50
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	50

○職務のため出席した者の職氏名	5 0
開 議 （午前 9時00分）	5 1
○開議の宣告	5 1
○報告第3号の上程、説明、報告	5 1
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明	6 9
○次会日程の報告	9 5
○散会の宣告	9 5
散 会 （午後 1時32分）	9 5

第 3 日 9月12日（金曜日）

○議事日程	9 7
○出席議員	9 7
○欠席議員	9 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 7
○職務のため出席した者の職氏名	9 8
開 議 （午前 9時00分）	9 9
○開議の宣告	9 9
○認定第2号～認定第6号の説明	9 9
○次会日程の報告	1 1 1
○散会の宣告	1 1 1
散 会 （午前10時02分）	1 1 1

第10日 9月19日（金曜日）

○議事日程	1 1 3
○出席議員	1 1 3

○欠席議員	1 1 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 4
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	1 1 5
○開議の宣告	1 1 5
○認定第 1 号の質疑、討論、採決	1 1 5
○認定第 2 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○認定第 3 号の質疑、討論、採決	1 2 9
○認定第 4 号の質疑、討論、採決	1 2 9
○認定第 5 号の質疑、討論、採決	1 3 0
○認定第 6 号の質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議員派遣の件	1 4 7
○閉会中の継続調査の申し出	1 4 7
○日程の追加	1 4 7
○委員長報告	1 4 8
○日程の追加	1 5 0
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○町長挨拶	1 5 1
○閉会の宣告	1 5 2
閉 会 （午前 1 1 時 5 1 分）	1 5 3

平成26年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月4日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成26年9月10日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	小 林 正 明 君
7 番	柿 沼 英 己 君	8 番	富 岡 芳 男 君
9 番	細 田 芳 雄 君	1 0 番	黒 澤 兵 司 君
1 1 番	青 木 國 生 君	1 2 番	福 田 正 司 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成26年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年9月10日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	坂本道夫君
経済課長 兼農業委員会 事務局長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君

兼 会 計 管 理 者 会 計 課 長	加 藤 政 一 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	小 林 さ や か
書 記	大 谷 英 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（福田正司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（福田正司君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、協議2件、条例の制定3件、条例の廃止1件、条例の改正2件、決算の認定6件、補正予算4件であります。請願については、お手元の請願文書表のとおり、福祉産業常任委員会に1件を付託いたしました。陳情については、お手元に配付のとおり、「軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情」の1件が提出されておりますので、報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成25年度5月分及び平成26年度5月分、6月分、7月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

また、去る9月4日に教育委員会から、「千代田町教育委員会の点検・評価報告書」が提出され、お手元に配付いたしましたので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（福田正司君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

11番 青木 議員

1番 野村 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（福田正司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から19日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から19日までの10日間と決定をいたしました。

○一般質問

○議長（福田正司君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、通告1番、細田議員については一括質問方式で行い、通告2番、小林議員から通告7番、高橋議員まで一問一答方式で行います。

また、今会期中の町長発言については、自席による着座での発言を許可いたします。

最初に、9番、細田議員の登壇を許可いたします。

9番、細田議員。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） おはようございます。議席番号9番、細田でございます。議長の許可を得ましたので、一括質問方式で質問を行います。

千代田町における新規工業団地計画の事業進捗状況についてを伺います。日本では安倍政権が誕生して以来、今年3月まで非常に経済の進展が見られてきました。4月に消費増税で企業が投資を控え、新たな投資が少なくなって、一気に経済が今下がっております。

そんな中、千代田町においてはこの新規工業団地の計画を進めてまいりましたが、大谷町長誕生のときというか、正確には誕生前の1期目の大谷町長が町長選に立候補するというときに、町民に約束の一つとして、この工業団地をつくるということを町民の皆様にご約束していたと思います。それから、町政2期目に入り、工業団地計画に関する事業を推進するために、平成24年10月、地権者に意識調査のアンケートを実施いたしました。このアンケートは、調査の対象も面積も広範囲で行われたアンケートでした。結果として、25年9月に、現在工業団地を進めている範囲で地権者を対象に計画説明をしております。

このあたりまでの進め方については、大谷町長2期目で念願であった優良企業の誘致推進ということは、大変大谷町長は立派だなと私も感じておりました。大企業でありますから、紆余曲折は当然あります。であります。突然の事業計画先送りに、地権者はもとより地元住民、また私も地元の議員として大変困惑しております。そこで、事業計画の遅延について、次の点について詳しく説明をしていただきたいと思っております。

1、1年半余りの先送りについて、理由とその後の推進はどうなるのか。

2、国の許可が必要であり、現状では市街化区域への編入は認められないとのことではありますが、当初からそれらは十分現状把握して、地元の皆様にご説明を実施したと思っておりますが、町長はどのような認識でこの区域を選定したのでしょうか。

3、この区域が優良農地であることを、町長、副町長、また事務担当者は認識していたと思いますが、この中で厳しいというのは承知していたのでしょうか。

4、当然地元の地権者には今度の事業が先送りになるということを、説明会を開き、理解を得ると思いますが、その説明会はいつごろになる予定でしょうか。

5、約1年半の事業計画を、地元の地権者に、1年半で次やれるのですよ、1年半かけても、もしかしたらできないのですよというような答え、どっちかを答えていただきたい。

6、町長はみずからトップセールスを自任し、自負してきたわけなのですけれども、国、県に働きかけてきたと思いますが、この工業団地の件ではどうでしたか。国、県、企業など、誰と何回ぐらい、どのような交渉をしてきたのかお答えいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町では町民の新規雇用と安定財源確保のため、平成21年度より工業団地誘致検討プロジェクトを設置し、立地条件や採算性、農林調整、協議等勘案しながら新規工業団地の誘致検討を行ってまいりました。アンケート調査の結果や事業の採算性を踏まえ、事業の実効性が高い千代田工業団地に隣接する南側約18.4ヘクタールを候補地として平成27年夏ごろを予定する県の都市計画区域第7回定期見直しの即時編入案件として、平成25年度より関係機関との調整協議をスタートしたところでございますが、進出企業が決定されていないことから、平成27年夏ごろの即時編入には乗れない状況となっており、特定保留、これは進出企業の決定により事業の実施が確実となった段階で編入を行うという案件としまして協議を続けてきたところでございます。

1年半余りおくれる理由と、その後の推進はどうなるのか、また町長はどのような認識でこの区域を選定したのかとのご質問につきましては、本年6月より農林調整協議を行っておりますが、関東農政局より、候補地の区域取りに対して、一団の農地の中央部を工業団地に編入することは周囲に与える影響が大きく、許容できないとのことであり、既存の千代田工業団地に沿うような東西に細長い形状が望ましいとの指摘がございました。また、候補地の見直しができないのであれば、現候補地でなければならない理由があった場合には協議の余地は残るとの見解であります。

この意見を受け、工業団地誘致検討プロジェクトにおいて対応を検討いたしましたところ、現候補地は工業用地として適切な規模が確保できる幾つかの候補地の中から、立地の優位性、周辺農地の基盤整備状況や地権者、耕作者様へのアンケート調査と地元説明会により得られた協力の意向を受け、選定した候補地であること、また関東農政局から示された東西に細長い区域案では、幹線町道9号線、通称間々下道路により区域が分断され、小区画となって、工業用地としては分譲に支障があることから、候補地の見直しは難しいとの判断をさせていただいたところでございます。よって、現候補地での市街化区域編入を引き続き目指すこととし、特定保留案件から一般保留案件、これは、定期見直しの時点で編入予定区域が確定できない地区は、定期見直し以降に区域が確定した段階で再度農林調整

を行い、編入を行うというもので、地権者、耕作者様の100%の同意と進出企業の確定を優先させ、県企業局の事業化が確実となった段階で即時編入を目指すもので、当初の最短スケジュール、平成30年度分譲開始に対し約2年はおくれて生じるものでございますが、引き続き現候補地での事業化に向け取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、この区域が優良農地であることを町長、副町長、事務局、担当者は認識をしていたのか、許可が厳しいとの認識はどうでしょうかとのご質問については、本町においてはどこを候補地として選定しても、農振農用地、優良農地を避けられない状況にあります。市街化区域編入に当たっては良好な市街化を形成したい立場と優良農地を守る立場とが相反するため、農林調整協議が最大の課題であることは十分認識しております。よって、優良農地の中でも既存の千代田工業団地、市街化区域に隣接し、土地改良事業等の基盤整備が行われていないことや事業の採算性を踏まえると、造成費用面においても安価であること、かつ地権者、耕作者様の協力の意向が高いことから、実効性が高い候補地として決定させていただいたところでございます。

次に、地元地権者、耕作者様への説明会開催の時期はいつごろかとのご質問については、関東農政局からの見解が示されたことから、早急に地権者、耕作者様、議会の皆様へ進捗状況をお知らせするため、通知にて対応させていただいたところでございますが、改めて9月末から10月初めごろに地元説明会を開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、1年半後の事業計画を地元の皆様に確約できますかとのご質問については、関東農政局や県関係機関との絡みもございまして確約できませんが、町として最大限の努力をいたしますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、町長はみずからトップセールスを自任し、国、県に働きかけてきたと思っておりますが、どの程度の働きかけをしたのでしょうかとのご質問ですが、昨年10月下旬に既存工業団地へ進出いただいております地元大手企業5社様に対しまして私が直接訪問させていただきまして、新規工業団地の計画のお話をさせていただいております。また、今年の3月下旬からトップセールスに動きたいと思っておりますが、腰のぐあいが思わしくなくなり、大変申しわけなく思っております。しかし、私の人脈を通じお願いをしたり、県企業局や県産業政策課へのお願いはさせていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 細田議員。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 答弁の中で、この優良農地を都市計画に編入するというのが、関東農政局ですか、これ、許可が得られないということですがけれども、町長の答弁の中で言っていたけれども、今現在、工業団地が五箇川、北側に並んでいるわけですがけれども、この川の南側へ細長く国レベルではやったほうがいいというような意見だそうですがけれども、千代田町ではそうではなく、東側のほう、

間々下にくっつけた通りのほうに縦長、北、南に長いように計画をしたわけなのですけれども、当然普通考えれば工業団地に面した計画を進めるとは思いますけれども、町長初め町ではそれに面したほうではなく、東側に北、南に長い方向で計画して、それではその方向で工業団地との接する面積は少なくして東側へ集約した。これでも許可が得られるだろうということできっと進めてきたのだと思います。というのは、進出企業が決めれば、きっとそれはそれで、この形状の中で進出企業があれば、国としては本来なら現在の工業団地に沿ったような感じで進めるべきところを、進出企業があれば、それはそれで許可が得られたのかなと思いますけれども、その中で、町長が今言ったように、地元5社に協力依頼、千代田の工業団地に進出してほしいということで地元5社にはお願いをしたそうなのですが、そのほか県のほうにも呼びかけをしてきたということですから、あらかじめ進出してくれるだろうというある程度の考えがなければ、立地条件として難しいほうを選ぶというのは普通だと考えづらいのですけれども、これを今の進めているほうに決めたといういきさつの中で、あらかじめ多少の企業からのいい返事が来そうな感触というのはあったのでしょうか。全然その辺もないのだとすると、普通考えると今の工業団地に接する面積を多くしたほうに進めるのが当然かなと私たち思いますけれども、その辺の考えをもう一度聞きたいと思います。

また、1年半後の計画を約束できるかということで、約束は、町は努力はするけれども、約束はできないという、地元の農業をやっている人たちは、もちろんもともと計画がなければ今のまま農家を続けていくわけですから、皆さんご存じのように、千代田町では農業後継者は非常に若い人が少なく、特に下中、上中あたりは年をとっている70前後の人が主で農家を経営していると思いますけれども、その人たちにしてみれば、工業団地ができるのでは、先祖から譲って持っている土地を工業団地に協力して、つくってもらって、町の発展のために農家を少なくしてやるかというような考えで、ここ町の方から説明があつてからすっかり、農業を何としてもやっていくという考えから、工業団地が来れば若い人たちも雇用が増えて、近くに勤めるのならそれはそれでよし、先祖から受け継いだ土地も町の発展のために売ってもいいと思ったところを、年いっている人が計画変更というのは非常に大変なところがあると思います。あと3年むち打って農家を何とかやっていくか、そんな感じでやってきて、進出企業がないからだめになってしまったのですよねというのでは、とても地元の人には、これは理解はできないと思いますけれども、その辺、町長さんが町としては努力しているということと、何か説明をするまでの間に、進出企業がこんな感じで接触したところ、いい感触があったとか、その辺のいきさつをもう一度お答えしていただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ただいまのご質問につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福田正司君） 吉永副町長。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） 工業団地のプロジェクトのリーダーとしてお答えをさせていただきます。

まず、現在決めてある土地の形状でございますが、こちらにつきましては用水の関係とかもろもろ吟味をしまして、現在の土地が森用水の終末の区域で、水のかかりが余りよくないと。それと、間々下から東については、あそこに小暮さんのうちの物置があるのですが、その東の水路から、邑楽用水から入りまして、割方水のかかりがいいということで、間々下の東は水利条件がいいので除外をして、現在の18ヘクタールにいたしました。

千代田町、ほとんどの地域が農振農用地でございますが、どこを選定しても関東農政局の抵抗はかなり出てくるというのは承知の上で設定をいたしました。県の時点ですと、県との協議では、ほぼよろしいだろうということであったのですが、実際関東農政局へ上げましたら、優良農地を分断すると。農政局のほうですと、現地を見にきて判断をしております。書類あるいは図面等で判断していますので、図面上で見ると東側に農地が残るし、西側と東側を分断するような形状に見えてしまいますので、本来ですと地元へ来て意見を聞いて判断をしていただければ一番よろしいかなと思うのですが、それがないものですから。

また、現在の18.4ヘクタール、南北に長い土地を五箇川に沿ってというふうに変更した場合は、説明会をした折、ほとんどの方の賛同をいただいておりますので、外れた農家の方からかなり抵抗が出てくると思うのですね。町とすれば、その五箇川に沿った細長い、関東農政局でもオーケーが出そうな土地に変更したいところではございますが、一応農家におろしております、了解をもらっているということで、それを南北ではなくて東西に変えるという場合は再度説明をして農家の方の了解を得なければならないこともありまして、現状で進めていこうという、プロジェクト会議では結論を出させていただきます、過日地権者、耕作者、議員さん等に通知を差上げた次第でございます。

説明会のほうにつきましては、先ほど町長のほうの答弁でもございましたとおり、9月の下旬あるいは10月上旬ということではございましたが、一般質問をいただきました後協議をいたしまして、9月26日、金曜日なのですが、午後6時半から利根加用水の事務所を借りまして説明会をすることにいたしましたので、ご理解をいただければと思います。

また、当然農振農用地の除外、重々職員も私も承知でございます。千代田のどこを上げててもその抵抗は出てきていまして、今後も企業のほうを早急に動いて決めていきたいなど。

今後の課題としては、ある程度職種といいますか、食品だとか機械関係とか、そういうのをある程度絞って企業のほうへ当たっていかうと、こういうプロジェクト会議の結果が出ておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（福田正司君） 細田議員。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 地元の説明会は9月26日に決定したそうですから、それはよかったと思います。

また、私も工業団地の場所のとり方について、現在の工業団地、西、東に長く五箇川の北側にあるわけですが、それを南側にとって、西、東に長くやったのがいいだろう、今さら私も思いません。現在地権者に説明した位置でやっていくのがベストだとは思いますが。けれども、それには関東農政局が難色を示しているということでもありますから、では企業に来てもらえば、何とか幾らか関東農政局のほうもいい返事をくれるのかなと思いますけれども、トップセールスで今までやったことは、地元企業5社、県に働きかけに何回か行っている、そんな感じでもありますけれども、では千代田町に進出企業を得られるためにどんな利点、千代田町へ来るとこんなようなことを考えているとか、要するに、工業団地ではありませんけれども、ジョイフルを千代田に誘致したときは、ではこういったことで年間何千万になるかもしれないけれども、こういう条件で出ていただきたいというようなことをしましたけれども、工業団地が進出してくれるに当たってこういう施策を考えていますとか、そういう案はございませんか。

また、これからトップセールスをどのぐらいやるのか。こんなにやるのだというような計画があるのであれば、全部それを言うていただいて、そんなに町長も職員も考えているのだ、何とかなるのかなと地元の人が安心できるようなお答えを。私は一括方式なので、これで質問は終わりますから、その辺ははっきり答えていただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 吉永副町長。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） その区域等につきましては、今度計画しております26日の説明会にお話を出してみようかなとは思っております。変更しても農家の方がよろしいということになれば、変更もやむなしという考えでおりまして、できれば今の18.4で、形状もよろしいですし、間々下道路の拡幅の関係もございますので、一番いい場所でございますので、そこで何とか許可が得られるよう今後も努力をしていきたいと。

それで、確約できるのかということですが、なかなか相手様があることでございますので、今後その業種を絞って、まずは県の産業政策課のほうに行きまして、群馬県内に進出をしたいという企業があるかどうかを再度確認をしまして、あるようであれば早急にまた。最初から町長が顔出しするというのもなかなか、多少のいい返事がありそうであれば最終的に町長に行ってもらいますが、その前段でプロジェクト会議のメンバーがある程度交代で企業に打診をしていきたいなど、このように考えておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。

[「特典はつけていないんですか」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 特典とトップセールスの意気込みというのが町長ありますか。

○副町長（吉永 勉君） 失礼しました。優遇措置の関係でございますが、近隣商業地域の条件とほぼ同じ5年間の税の還付、助成といたしますか、それは近隣商業と同程度で考えておりまして、即その条例化等は今のところちょっと考えていないのですが、目鼻がついた時点で条例化をしていきたいと、

このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔町長の意気込みをひとつ聞かせていただきたいんですが〕という
人あり〕

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 私が腰痛がひどくなってしまって、いろんなところへいろいろお願ひに行くというようなことが今できないような状態なのですよ。私はあっちこっちに、どんどん千代田町が発展できるようにということで、そういう活動をやってきたわけなのですけれども、それが私自身ができなくなってしまったので、副町長もおりますし、ですけれども、まだ腰が痛くて、きょうも容易ではないようなところなので、言葉が出ないようなことで申しわけないのですけれども、東京へ行ったり、いろんなところでいろんな関係は持っていますから、一生懸命また、体がよくなったらば、どんどんまた今までどおり要望活動をしてやっていきたいと思ひます。こんな返事でどうも済みません。

○議長（福田正司君） 以上で、9番、細田議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、小林議員の登壇を許可いたします。

6番、小林議員。

〔6番（小林正明君）登壇〕

○6番（小林正明君） 6番、小林正明でございます。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問に入らせていただきます。

山屋記念図書館の増改築についてお尋ねいたします。山屋記念図書館においては、昭和57年7月に新設、開館以来、町民皆様の生涯学習の場、子供たちの教育支援、読み聞かせなどの子育て支援、図書館独自のイベントや展示会などを開催、長年にわたり町民皆様に親しまれております。しかしながら、今日は大きく社会情勢が変革の時代となり、図書館に求められる事項も多岐になってまいりました。つきましては、以下のように質問させていただきます。

まず、1つ目でございます。図書館の増床、改築についてお尋ねいたします。現状の館内においては空きスペースや空間が少なく、既に書棚の増設も無理な状態となっております。町民皆様の利便性を考えれば、増床の必要性を強く感じます。他町の例などを参考にして、千代田町の将来の人口構成、あるいは財政規模、財政力そのものをよく検討した上で、考慮した上で増床、改築に着手すべきかと思ひます。ご答弁をお願いいたします。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

〔教育長（中山隆二君）登壇〕

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

山屋記念図書館につきましては、大きな施設ではありませんので、今まで規模に応じた効率的な運営を心がけてまいりました。ここ数年の年次計画により、利用しやすい環境整備としまして、書架を両面にかえ、書棚数を増やしたりレイアウトを工夫するなどして図書数の増加を図り、照明をLED

蛍光灯にかえ、トイレも改修を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいりました。また、厳しい財政状況の中、国の補助金等を活用し、大型絵本や紙芝居、学習書等の児童書の充実を図りました。小さい図書館なりに工夫し、運営してまいりましたが、建物の大きさにも限界があり、空きスペースや空間が少なく、将来的には増築も視野に入れ、財政状況を考慮しながら検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） ご答弁ありがとうございました。

続きまして、人づくりは未来のまちづくりと申した近代教育の先駆者、小林倭子先生がいらっしゃいます。ちなみに、小林倭子先生は埼玉県教育委員会での初代の委員長でございます。

人づくりは未来のまちづくり、これはまさしく次世代の人材育成そのものを言っているように思います。学校図書も何度も見させていただいていますが、子供たちの知育、徳育、体育、この3つのうち、3つのバランスが大変重要であるわけですが、図書館等においては知育、徳育、こういったものがその主要な目的となるかと思えます。つきましては、このように大切な大事な図書館であります。ただし、増床、改築等に多額のお金が、当然のことですが必要となります。そこで、先ほど教育長の答弁にもございましたが、予算面を長期的に見てよく考えていただいて、国の教育支援金の有無、あるいは地域子育て創生事業、国のいわゆる交付金補助事業などよく調べて、今後そのような推進に役立てていただきたいと思えます。もう一度教育長、その辺のことについてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

ただいまお話しいただきましたように、また先ほどもお話をいたしました、さまざまな点を考慮しながら、先ほどと同じ答弁になりますけれども、増改築に向けてはまた検討していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） ありがとうございました。

関連しまして、次の質問に入らせていただきます。もちろんこれは増床、増改築がスタートするということを前提にお尋ねするわけでございます。快適な館内環境づくりについてお尋ねいたします。

子供や高齢者にも利用しやすく、安心してゆっくり過ごせる館内づくりを望みます。先ほど教育長

の答弁にもありましたが、仮に増床いたしますと、それなりの余裕あるスペース等ができることとなりますので、それにあわせての質問とさせていただきます。具体的に申しますと、今風の最新のトイレに改修する。それから、防犯カメラの追加設置。これは先般、山屋記念図書館の1階に防犯カメラをつけていただくということはお約束しましたが、今度は部屋の数あるいは大きさが追加になれば、当然その分の防犯カメラの追加設置が必要になるかと思えます。そして、女子トイレにあります、赤ちゃんの駅、いわゆる保育スペース、これをもっとゆったりしたものにぜひともつくっていただきたいなと思えますので、その辺についてのお考えについてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

快適な館内環境づくりにつきましては、平成23年度にトイレの改修工事を行い、利用者の利便性を考慮し、和式トイレを洋式に交換し、手洗い用の蛇口もワンタッチ式にしております。

また、先ほどお話がございましたが、防犯カメラにつきましては現在2階学習室に録画機能なしのカメラ2台が設置されておりますが、6月の一般質問でご指摘をいただきましたので、この9月議会におきまして録画つき防犯カメラ4台の設置を補正予算に計上させていただき、防犯対策を図っていききたいと思います。

保育スペース、赤ちゃんの駅関係ですが、平成23年度に地域子育て創生事業によりまして、授乳用のポットやパーティション、おむつ交換台等を設置し、子育て世代の方にも配慮しておりますが、おむつ交換台は多目的トイレ内にあり、狭いのが実情となっております。これも先ほどお話ししましたように、増改築という視点に立った場合には検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） ありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。展示ホールの必要性についてお尋ねいたします。なお、展示ホールの考え方ですが、図書館と一体化した展示ホールの設置を望むものであります。

そして、その質問の内容を申し上げます。千代田町在住や千代田町出身の皆様のすぐれた作品の展示スペースの確保、それらの常設展示が必要と思えます。絵画、書、手工芸品などであり、展示方法については限られたスペースとも考えられますので、季節に応じた展示など、すなわち四季に応じた展示などを考えますと、展示スペースの有効活用が図られるかと思えます。千代田町にも現在住民としていらっしゃる皆様にも非常にすぐれた芸術性の能力のある方、またいろんな作品を残している方、町外に住まわれている方においても同様でございます。ぜひとも千代田町の文化レベル、カルチャーの向上といえますか、図書館においては町の文化レベルを上げるためのカルチャーセンターという位

置づけでもあるかと思えます。その辺のことについてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

現在視聴覚室の一角を展示スペースとして活用し、その時々のお話の人物の特集展示や読書関連月間の展示、小学生の読書感想画やポスター展等を開催しております。また、展示スペースの貸し出しも行い、絵画や写真等の展示会も開催し、年間を通して利用されております。

一方、社会教育の拠点となっております町民プラザでは、文化祭として町民の作品を大々的に展示したりしておりますが、常設の展示スペースそのものは少ない状況となっております。最初の質問に對しましての答弁のとおり、将来的に図書館を増設する場合には展示スペースの確保にも配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 先般山屋記念図書館を訪れたときに、小中学校司書等の情報交換会、今後東西小学校図書館、中学校図書館のデータベース化等々、それから図書館システム導入、学校間、町立図書館のネットワーク化、非常に前向きに私やっている会議のところを見させていただいたこともございました。先ほど申しました知育、徳育、これは大事なことは言うまでもありません。狭いながら一生懸命やっていることはよくわかりましたので、ぜひとも今後の増改築、増設、改築に向けての進展を期待するものであります。

次に、質問に入らせていただきます。休憩スペースの確保についてお尋ねいたします。昼食や飲食可能なスペースが必要と考えます。なぜならば、私の子供もそうでしたが、受験勉強等々で山屋記念図書館を利用しているときに、当然お昼になってしまいます。そうしますと、子供たちはお昼を食べるために家に帰らなくてははいけない。家族が一生懸命つくった手づくりのお弁当であっても、館内においては食べるスペースがない。すなわち、非常に勉強効率が悪いといえますか、不便性がある、そんなふうにも思っております。このようなことから、ぜひとも増床できた折には昼食スペース、ただしこれは一日中というわけには当然いかないと思いますので、時間制限といえますか、企業、役場においてもそうでしょうか、10時、お昼、そして3時等々に時間を決めるなりして、きちんと張り張りのある運営ができればと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

特に休日や夏休みにおいては、午前中から学習室で勉強している子供たちも、ご指摘のように、昼

食時には帰宅しなくてはなりませんので、不便を来しているというお話も伺っております。近隣の図書館を見ても、新しい図書館や複合施設となっております図書館にはホール等に休憩スペースや飲食スペースが確保されておりますが、図書が置いてあるエリアにおいては全ての図書館で飲食禁止となっております。山屋記念図書館におきましては、熱中症予防対策の観点から、数年前よりペットボトルや水筒などのふたつきの飲み物は使用可能にしております。今後増築する場合には休憩スペースの確保にも配慮してまいりたいと考えます。また、お話しいただきましたように、その運営につきましても検討して進めてまいりたいと思います。

○議長（福田正司君） 小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 最後の質問に入らせていただきます。

図書館の意義、目的についてであります。これは先ほども多少申し上げていることではありますが、不特定多数の人の利用に役立てることを目的として公立図書館は運営されているわけであります。ともに学び合う生涯学習社会の構築、幼児から高齢者まで、そういった生涯学習社会の構築の中心的な役割、機能が求められていると思います。今後の町民の皆様のご意見をよく聞いて、そして有効的なお金の投資をして、次世代にも誇りを持って残せる、遺産として受け継がれる、有効活用できる図書館をつくりましょう。ぜひもう一度意気込みを、教育長、お願いいたします。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

ただいま公立図書館の目的というようなことでお話をいただきましたが、それにつきましてはお手元に配付してあるかと思えますけれども、教育委員会の点検評価報告書の中でその公的な目標、それを受けての山屋図書館の運営ということで進めさせていただいております。

それから、増改築に当たってはということですが、今お話しをいただきましたように、公立図書館は住民の要求あるいはニーズに応える機関であります。ですから、増設等に当たる前には地域住民の意見が十分に反映されなければならないと、そのように思っております。

また、図書館の可能性を拡大させていくためにも多くの人たちに参加をしていただいて、考えていくということが大事かと思えます。頭の中だけの構成ですけれども、図書館には図書館協議会というのが組織されております。これは地域の一般の方からの構成等になっておりますので、まずは図書館協議会において地域の皆様の要求、要望を受けとめて、そういった中から検討をしてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） どうもご丁寧な答弁ありがとうございました。

小林の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、6番、小林議員の一般質問を終わります。

7番、柿沼議員の登壇を許可いたします。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 議長の許可をいただきましたので、7番、柿沼が一般質問いたします。タイトルは、千代田町の子供、子育て支援の拡充についてということで一般質問させていただきます。

日本社会、日本経済の発展のためには人口問題が避けて通れないと思います。近年の少子化あるいは女性の社会進出、近年の労働人口の減少等を加味しまして、女性の社会進出を後押しする必要があります。配偶者控除の縮小というようなこともありまして、27年度から新しい制度設計になるということで、消費税も上がった中で約7,000億円を使って子供、子育ての施設あるいは人員について充実していくという大きな流れの中で一般質問をさせていただきます。

千代田町の子育て環境を見てみますと、群馬県の中でも良好であるというような判断をさせていただきます。待機児童がない。また、東西幼稚園、保育園、児童館、これらは公立で運営されており、良好な保育サービスあるいは教育サービスになっていると思います。また、放課後の学童保育、こういったことも近年充実してきているなというふうに思います。そういった中で来年度から新制度ということになりますけれども、これが市町村を中心に実施されるというようなことになっておりますが、具体的にどうなるのか確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法の施行が平成27年4月に予定されております。また、同法やそれに伴う関係各法などの改正等による市町村の責務等に対応すべく、町におきましても条例や事業計画の整備を進めているところであります。

新制度は、少子高齢化が急速に進む中、国におきまして平成15年に成立しました次世代育成支援対策推進法に基づき、各自治体において平成17年度より始まる行動計画を策定し、子育て支援を推進してまいりました。今回はこの一連の施策等をもととして、さらなる推進を目指したものとなっております。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 今回条例の制定が上程されておるところでございます。事業計画の策定について質問したいと思います。

これは5カ年計画ということで策定を義務づけられておりますけれども、これがどうなるのかお聞

きしたいと思います。幼児教育あるいは保育サービスの利用者の需要、これをどれぐらいに考えているのか。また、それに対応した幼児教育や保育の供給、サービスの供給、これをどのぐらいになると考えているのか聞きたいと思います。

これに当たっては千代田町の子ども・子育て会議という議論があると思うのですが、これについて、議論についてどのような情報収集がされているのかお聞きしたいと思います。

また、これらの情報を利用者、すなわち保護者に今後どうやって説明していくのか。情報の提供、これはどういうふうになるか。利用の申し込み等があると思いますけれども、その折にどうやって保護者に説明、制度の説明とか含めて一括して聞きたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町では平成27年4月からの5カ年計画である千代田町子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。この計画の策定につきましては、子ども・子育て支援法に基づくものとなっております。国の方針や施策の情報収集を行いつつ、昨年度行った子育てアンケートなどを参考にさせていただきながら、町計画素案について町子ども・子育て会議において内容の検討をお願いしつつ、現在までに計5回の会議を開催しております。今後において計画案ができましたら、パブリックコメントをとり、町議会への説明をさせていただきたいと考えております。

なお、平成27年度以降に行われる事業において利用者、保護者等への説明の必要が生じた場合には、事前に町広報や役場窓口、事業所等において順次説明を行っていく予定であります。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 幼児教育あるいは保育サービスの量の拡充、あるいは質の改善、これは具体的にどうなるのかお聞きしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現在千代田町においては、保育所、幼稚園、学童保育所などの各施設につきましては待機待ち児童もなく、その質の改善につきましてもご意見などを参考に努力しているところでございます。新制度において新聞やテレビなども取り上げられておりますが、都市部の保育所などの深刻な待機待ち児童の問題について、民間等が行う定員19人未満の小規模な保育事業についても認可をし、待機待ちの解消につなげていく施策の推進や、学童保育所の10歳未満の枠を小学校就学児童へ拡充するなどが盛り込まれていく予定であります。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 次に、放課後の学童クラブ、これの充実についてどうなのか。これが6年生

まで法律ではなるような話なのですけれども、具体的にどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町には2カ所の学童クラブがございますが、平成27年度4月より法改正が予定され、児童の利用枠が10歳未満から小学校就学児童と改められ、小学校6年生までの利用が可能となります。町では従来より定員に余裕がある場合については4年生以上の児童を受け入れており、現在東小学童クラブにおいて4年生を2名保育しております。

今後の対策でございますが、現時点において東西学童保育とも定員についてまだ余裕がありますが、希望が多い場合は職員体制等含め、対策の検討をしていきたいと考えております。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 需要の見込み等常に前倒して、希望に沿えるように努力していただきたいと思います。

次に、西幼稚園での一時預かり、これはどうなるのかお聞きしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町では平成24年5月より、千代田町一時預かり事業を西幼稚園園舎内において実施しております。これは前の制度から新しい制度に変わっても継続されていく事業であります。対象としましては、保育園や幼稚園に就園していない児童が利用対象者となっております。平成25年度実績では年間150人ほどとなっており、2日に1人の利用状態であります。保護者が冠婚葬祭などで一時的な保育ができなくなった場合に利用する事業でありますので、今後において利用が多くなってきた場合、職員体制等整備していきたいと考えております。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 実績もかなり増えてきているということで、こういった職員体制というもの大変でしょうけれども、しっかりやっていただきたいと思います。

保育園でのゼロ歳児から3歳児、この受け入れ拡大、これはやっぱり社会進出、男女共同参画社会、こういったものに向けて、やはりこれは受け入れ拡大ということになると思うのですけれども、これについてはどのようになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、低年齢児の受け入れは年々は増えております。町では東西保育園においてゼロ歳児保育を平成12年度より開始し、徐々にではありますが、増加をしております。これは近年の女

性の社会進出の影響によるところが大きいと思われます。

また、ゼロ歳から3歳児ではここ数年は150人前後でありまして、年度により多少変わりますが、平均化しております。今後低年齢児の受け入れが増えてくる可能性もありますが、現在待機児童もおりませんので、入園希望者が多くなってきた場合は職員体制等整備をしていきたいと考えております。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 施設と人員ということで大変お金もかかることですが、やはり需要の様子を見て、早目の供給体制ということでお願いしたいと思います。

それから、最後に子育て事業の保育所、学童保育、こういったことで拡大していくわけですが、充実、住民にとって大変いいことですが、それに伴う職員の増員あるいは職員の待遇、こういった改善がどうなるのかお聞きしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

先ほどのお答えと同様となりますが、入園や入所希望者が増えた場合、職員の増員などにつきましては職員体制等整備をしていきたいと考えております。

また、職員の待遇の改善ということでございますが、給与などの賃金につきましては、公営の施設でもありますので、町の他の臨時職員やパート職員との兼ね合いもございますが、近隣市町での保育園の給与水準を参考にして、必要な場合は給与の調整を図っております。

なお、今後の国の子ども・子育て新制度の対応につきましては、本町の実情等を鑑み、各施設におきまして真摯に対応してまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、7番、柿沼議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時14分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（福田正司君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

続いて、1番、野村議員の登壇を許可いたします。

1番、野村議員。

[1番（野村智一君）登壇]

○1番（野村智一君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

2点、管理不足な土地、建物等の有効活用、そして将来を見据えた農業政策ということで、2点について質問させていただきます。

まず最初、管理不足な土地、建物等ということで、主に空き家とか空き地の関係について質問させていただきます。総務省が公表した2013年住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家の戸数は約820万ということで、住宅総数の13.5%を占める。5年前より63万も増えて、過去最多というニュースが新聞報道等でありました。県内については2013年に約15万ということで、住宅総数に占める割合、空き家率というものは関東で最も高く、全国の都道府県でも9番目に高い16.6%だったそうです。総務省の調査は5年ごとで、前回の調査というのが2008年にありましたが、そのときが14.4%ということで、2.2ポイントの増ということで、全国で3番目に高い上昇幅だったそうです。調査によりますと、関東1都6県の空き家率は群馬に次いで栃木が16.3%、茨城が14.6%と軒並み高水準なのですが、最も低いのが埼玉県の10.9%ということだったそうです。

そこで、まず1点目として、町内でも空き家とか、そういった管理が不足な物件があるかなと思うのですけれども、町内の空き家とか空き地等、管理不足な不動産の現況把握をされていますか。もしされていれば、その件数についてお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

空き家につきましては、平成23年12月議会で同様のご質問をいただいたときに、町の調査ではありませんが、情報によりますと町内にはおおむね30件程度存在するという回答をさせていただきました。あれから約3年が経過しておりますので、もう少し増えているものと推測いたします。

また、空き地につきましては、調査、把握等はしておりません。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 野村議員。

[1番（野村智一君）登壇]

○1番（野村智一君） ありがとうございます。新聞報道等でもなかなかそういった調査というのは行政のほうでも難しいような報道もされておりますが、管理不足になってしまうにはさまざまな要因があるかなとは思っておりますけれども、少子高齢化や家族形態の変化とか核家族化の進展、自宅をそのままにして、お年寄りが高齢者施設などに入ってしまう、おうちのほうをそのままにしてしまい、そのまま亡くなってしまったりとか、また相続関係でちょっともめてしまったりとか、そういったこともあるかと思いますが、空き家を解体して更地にすると税制面での特例措置が受けられなくなってしまい、固定資産税が上がってしまうようなことも要因と考えられますが、本町での管理不足になってしまうそういった要因等について、こういったご認識をお持ちかお聞かせください。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

これは本町に限ったことではないと思いますが、議員ご指摘のとおり、近年核家族化が大幅に進行し、同居はもとより、同一敷地内に別棟を建てて住むという家庭も少なくなりつつあり、老人だけの世帯や老人のひとり暮らし世帯が多くなっているのが実情であります。このため、老人施設や介護施設に入居したり、その後お亡くなりになり、跡をとる方がいないことなどにより、空き家になってしまうケースが増えているものと思われませんが、こういった現象は今後とも更に増加していくものと予測されます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 野村議員。

[1番（野村智一君）登壇]

○1番（野村智一君） 管理不足な不動産というものは、地域環境に悪影響を及ぼすおそれがあると思います。防犯、防災の観点から言いますと、空き家、空き地というのは不審者に侵入される可能性があります。老朽化した家屋の倒壊による事故や放火、不法投棄や害虫、害獣の繁殖の原因にもなります。放置の状態が長く続くと敷地内が草ぼうぼうで、草で、雑草で覆われます。空気の乾燥するこれからの季節になりますと、雑草火災の危険もあります。木の枝が伸びて、近隣地域に迷惑をかけることもあります。法律の規定では、枝については隣地の木の所有者に切ってくださいとお願いして切ってもらい、そういった要求はできますが、自分がこちらのほうで勝手に切ってしまうということではできません。管理不足な空き家、空き地、こういったものは治安の低下、公衆衛生の低下、景観の悪化、地域のイメージが悪くなったりと、周囲にネガティブな要因をもたらすのではないかと思います。

空き家、空き地自体が個人の資産、財産ということですので、所有者や管理を行っている方等が適正な管理を行うのが前提にあると考えられますが、所有者にもし適正な管理を行うことができない場合に行政として啓発するとか、適正な管理を働きかけたり、こういったことができるかなと思うのですけれども、もし町内でこういった事例があった場合の対応方法や関与とか働きかけについて、どういったことを行うのかお聞かせください。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

空き家や空き地を適正に管理するのは、所有者や管理者の義務であります。しかしながら、社会経済情勢が厳しい中で適正な管理をする経済的余裕のない方も多いものと理解いたします。更に、税法上の問題として、居住している、いないにかかわらず、空き家があることで固定資産税の軽減を受けることができるため、古くなった空き家を取り壊さないという事情もあるものと思われれます。これは全国的な問題としてクローズアップされております。

空き家等の適正管理に係る町からのお願いについてであります。空き家に限らず、道路への樹木のはみ出し等につきましては、町広報で適正な管理を呼びかけております。また、住民からの苦情も

あったときは、建設水道課から所有者等に対し連絡をとっております。更に、空き家の空き地の環境への悪影響となる雑草の繁茂、虫の発生等につきましては、環境保健課から所有者等に対し連絡をとっております。

ちなみに、平成25年度の関係各課、局による是正のお願いにつきましては、環境保健課14件、空き地の管理、建設水道課27件、道路への樹木のはみ出し、経済課、農業委員会、45件、農地の雑草管理という実績でありました。

今後も適正な管理をしていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 野村議員。

[1番（野村智一君）登壇]

○1番（野村智一君） 個人の資産や財産というのは、あくまでその個人が所有者、管理者が適正に管理することが望ましいと思います。行政のほうでも根拠となる法令というのがないと、なかなか関与のほうは難しいのかなとは思いますが、近年では全国的にこういった問題が増えてきて、まだそんなに多くはないと思うのですが、空き家条例というものを制定する自治体も出てきています。また、行政代執行法の適用を盛り込んだ条例や既存の法律等をうまく組み合わせて対策を図っている自治体など、その自治体の地域とか環境とか、そういったものの実情に合わせた対策を立てている自治体が増えてきているのかなと思います。近隣では太田市が適正管理に関する条例を出しています。自治体独自の取り組みの例として、これは新聞に出ていたのですが、埼玉県のみじ野市というところでは、平成23年に、こういった状況が表立ったことで空き家の管理条例を出したそうです。それでもまだ雑草の管理等で苦情のほうが多いようで、みじ野市のシルバー人材センターと業務提携をして、空き家の所有者から管理を請け負い、除草や枝おろし、空き家の見回りなどを行って、空き家が地域の課題にならないように、就労意欲のある高齢者に働く場を提供しながら地域の課題を解決する事業モデルを目指すというような報道を見ました。地域の実情に合った対策が今後も千代田町では必要になってくると思いますが、こういった空き家や空き地等の管理不足の不動産が今後もし増えていった場合に、不動産というのは適正管理、問題があった場合は迅速対応というのが重要ということで職業柄教わったのですが、防犯、防災の予防という観点からも消防や警察、地域の住民の方々と連携を図って、まず管理不足な不動産の正確な実態の把握、地域の実情に応じた柔軟な対応が今後は必要になってくるのではないのかなと思います。

また、空き家を有害な放置物件として認識したり、再生可能物件として認識したりというので、そういった分け方というのでも必要になってくるのかなと思いますが、近隣の自治体のそういった条例等の状況を含めて、町としてこれからこういった問題についてどのように対策というか、こういった方向に向かっていくのが望ましいか、最後に1問目のことでお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

空き家、空き地につきましては、環境衛生上の問題や交通安全、防犯、防火、防災といった安全対策上の問題があります。有効活用を図る観点から、空き家の住みかえ活用といった方法もあり、群馬県でも窓口を開設しておりますが、いずれにいたしましても、今後特に空き家につきましては、その数や実態把握について近隣自治体とも連携を図りながら調査検討を進めなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 野村議員。

[1番（野村智一君）登壇]

○1番（野村智一君） こういった物件というのは今後確実に増えるのかなと思いますので、やっぱり地域の人々がそういったことはよくわかっていると思いますので、そういった人たちと連携をしながら、よりよい方向に向かって政策のほうをしていっていただければと思います。

続きまして、将来を見据えた農業政策ということでお聞きします。農業については、全国的に後継者不足や担い手の高齢化等の、またTPPの行方もまだまだということで、農業を取り巻く環境は厳しいものと考えられます。そこで、まず本町の農業の後継者や新規の担い手の確保の育成等について、現状と課題、どういった町として支援体制をとっておられるのかお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現在の農業は、減反政策廃止やTPPへの対応など、農業政策を根幹から見直さなくてはならない状況に迫られております。このような中、千代田町の農業は米麦を主体とした形態が多く、後継者不足が懸念されております。現在42名の方が認定農業者として認定を受けており、農業経営基盤の強化を図るため長期的な農業経営を見据えた計画を立て、所得の確保を目指しております。

また、新規就農者はもとより、全体に若手の農業者が少ない状況で、千代田町の農業を盛り立てていくには若く経営感覚を備えた農業者を確保、育成することが重要な課題と認識しており、これに対し、専門的な指導機関とも連携し、新たな農業の担い手として農業の法人化も見据えた支援をしていく体制をとっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 野村議員。

[1番（野村智一君）登壇]

○1番（野村智一君） 後継者不足というのは全国的な問題かなと思うのですが、中には元気な農家さんもいて、先ほど町長のお話の中に法人化というお話がありましたが、テレビでは法人化した農家の方が流通、販売、加工を軸にした6次産業で頑張っていて、大分景気がいいのだなんていうのをちょっとテレビで見たのですけれども、国では農業経営の法人化の推進について日本再興戦略の中で、農林水産業を成長産業にするため、具体的な戦略の一つとして、今後10年間で農業法人数を5万

法人とする目標が定められました。本町における、仮に経営を法人化した場合のメリット及びデメリット、また近隣でこういったことについてどういった動きがあるのかお聞かせください。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

農業経営における法人化については、当然メリット、デメリットがあり、農業者の経営状況により、選択する必要があります。メリットとしては、融資制度や税制上の優遇措置、金融機関など対外的な信用力の向上、農業従事者の確保、育成、福利厚生の実施などがあります。一方、デメリットとしては、所得が少ない場合、税負担が増加する可能性や、複式簿記での記帳義務などによる事務処理の増大、社会保険の加入による経費の負担、労務管理といったものが必要となってきます。

J A 邑楽館林管内の設立状況については、農事組合法人17、一般会社法人11の合わせて28団体が活動しており、うち千代田町については農事組合法人2、一般会社法人が1、計3団体が組織されています。

以上であります。

○議長（福田正司君） 野村議員。

[1番（野村智一君）登壇]

○1番（野村智一君） 国による農業経営の法人化の推進や農地法改正により、一般法人が賃借で農地を使用して農業に参入できるようになったりと、農業を取り巻く環境というのは時代とともにどんどん変化しているのかなと思います。今後は町のほうとしても国の政策を注視しながらも町独自の農業振興策に取り組む必要があると考えますが、今後の千代田町の法人化を含めた農業振興策の展望ですか、千代田町は米麦中心ということで、小規模農家さんが多いのかなと思いますが、法人化等を含めたそういった展望のほうをお聞かせください。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

最初の質問でお答えしたとおり、千代田町の農業は米麦が主体でありますので、経営には大きな面積が必要となることから、今後増加が予想される農業経営をリタイアする高齢者や土地持ち非農家の不耕作地を集積し、スケールメリットを生かす形態と効率のよい経営を目指すため、農業者の実態、意向に合わせ、農事組合法人や一般会社法人への移行や、本年度からスタートした農地中間管理機構を利用した農用地の集積、集約化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 野村議員。

[1番（野村智一君）登壇]

○1番（野村智一君） 最後に、農地中間管理機構についてちょっとお聞きしたかったのですが、本町での機構の活用とか、地域経済発展のために改めてどういった方向性でやっていくのか、土

地関係について最後またお聞きして、質問のほうを終わらせたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

農地中間管理機構は別名農地集積バンクとも呼ばれていることから想像ができるように、耕作しなくなった農地を預け、担い手は条件に合う農地を借りることができる制度であります。この9月から、受け手である農用地等借り受け希望者の募集が始まり、認定農業者に周知したところであります。農地中間管理機構を活用し、効率のいい作業ができるよう面的な集積や規模拡大を行うことができるようになりますので、町や農協が持つ農地情報を有効に使用し、3者が連携しながら条件整備を行い、担い手が経営者として継続できる農業を目指していただけるような施策を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 野村議員。

[1番（野村智一君）登壇]

○1番（野村智一君） 国のほうではTPPなんかの動向もまだちょっとよくわからない状況かと思いますが、10年後、20年後の町の農業、将来が明るくなるような、よりよい政策のほうを推進していただくようお願いいたしまして、質問のほうを終わらせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、1番、野村議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、坂部議員の登壇を許可いたします。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1番、国民健康保険、保険料の抑制策についてお伺いをします。介護保険料とあわせて国民健康保険料の値上げの重圧に町民からの悲鳴が聞こえてまいります。町民、国民の健康を守る反面、医療費の抑制は国を挙げての課題でございましょう。

まず、1つ質問です。近隣の市町と比較して我が町の保険料のレベルはいかほどですか。金額ベースで回答ください。

ちょっと質問を続けます。2番、直近の医療費の実態を伺います。本人負担の医療費総額は町全体で幾らですか。個人ごとの医療費実態を質問します。医療費がゼロの方は何人ぐらいいましたか。1万円以下の方は何人ぐらいですか。1万円から5万円ぐらいの人数はどのくらいでございましょうか。5万円から10万円の医療費がかかっている方は何人ぐらいいらっしゃいましたか。10万円以上の人数を伺います。この質問の根拠は、次に質問をする④番、こんなところに関係して質問しているわけでございまして、とりあえず医療の質問に対して回答をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） お世話になります。それでは、2つの質問にお答えさせていただきます。

まず、我が町の保険料のレベルということでございますけれども、本町の保険料の賦課状況ですけれども、平成25年まででは所得割9.6%、資産割では56%、均等割では2万7,000円、平等割は2万7,600円でございます。県の平均からいたしますと資産割以外はかなり低い状況でございました。邑楽郡内や館林、太田市と比較いたしましても低いレベルではございました。平成17年度以来9年ぶりに改定をさせていただきますして、本年、平成26年度では町民の皆様のご理解とご協力をいただきまして値上げをさせていただきますましたので、所得割は10.9%、資産割では34%、均等割は4万4,000円、平等割は4万2,500円となりまして、今年度は県平均をやや上回る賦課状況、そのような状況になっていくと思われま。

調定額で申しますと、直近ですと県が取りまとめたものが、ちょっと古いのですが、平成24年度の事業状況報告によりますと、1世帯当たり17万7,080円で、県内では17位、郡内では最下位であります。1人当たりいたしますと9万2,396円で、県内では20位、郡内では最下位でありました。今年度は先ほどのとおりで値上げをいたしましたので、7月現在で1世帯当たり19万6,927円、1人当たり10万4,083円で、郡内では2番目に高い状況でございます。1番は板倉町でございます。自営業者等多いということで高所得者の加入者が多いことから底上げがされているものと思われま。ただし、1人当たりにお支払いしている医療費給付、これにつきましては千代田町が依然郡内では1位という状況でございます。

次に、医療費の実態ということでございます。医療費の総額についてでありますけれども、直近ですと7月診療分のデータが最新となりますので、これをもとにお答えをさせていただきます。保険での診療分の医療費から見た本人負担額、実費でございますけれども、この総額では町全体で1,442万円ほどでございます。1人当たりいたしますと月に1.96日、2日に満たないのですけれども、そういう受診となりまして、1人当たりでは4,100円ほどが個人の負担という計算になります。

次に、医療費ゼロ世帯ということでございますが、これは月により上下がございますので、計算上できましたものですから、平成25年度の1年間のデータで推計いたしました。医療費ゼロ世帯は120世帯、人数では135人でございます。これは加入世帯の全体の6.4%、加入者では3.8%となります。

次に、医療費の総額の金額別人口ということで、これは7月分をもとにしまして、個人負担額、それと医療費給付、全体の10割の計算で計算をさせていただきます。1万円以下の人数は530人、1万円から5万円の人数は1,060人、5万円から10万円の人数は200人、10万円以上の人数は210人という状況でございました。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 詳細なデータありがとうございます。お手数をおかけしました。

そこで、千代田町が進める国民健康保険料の赤字の具体的な対策、これはどのように進めていらっしゃいますか、お伺いします。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） ご質問にお答えいたします。

赤字というか、抑制策ということになっていくと思いますが、町では医療費を抑制していくという方法といたしまして、まずは健康になっていただくのが一番いいことですから、保健センターと国民健康保険事業はタイアップいたしまして、特定健診を5月の集団健診とあわせて行っております。また、平成25年度からは被保険者の利便性を図るために個別健診も始めさせていただきました。また、特定健診で生活習慣病、通称メタボリック症候群、これが一番重度につながる病気になっていますが、そう判定された方につきましては、それとその一手手前、判定ではちょっと数字的には緩かった方につきましても、事前の生活習慣病予備群と判定した場合、それぞれの保健指導も行っております。早期改善で重症な状態にならない、そういう予防、それが医療費抑制の効果としては一番高いと考えております。

このほかに健康電話ダイヤル相談というのを24時間フリーダイヤルで行っておりますが、平成25年度の利用実績につきましては721件お問い合わせがございました。そのほか医療、薬も進んでおりますので、効果のあるジェネリック医薬品の推奨、それと重複や多受診者などにつきまして訪問や、さまざまな医療費の適正化、抑制に努めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 続けて質問をさせていただきます。

そういうことで、特定健診を進めたり、いろんな施策をして、病気にならないように、あるいはなかった場合には適切な処置をするということで回答をいただいたわけなのですが、やはり、次の質問の中にも書いてあるのですが、対症療法ではなくて、事前に基礎体力を上げて健康を促進していく、これが一番ではなかろうかと、このように私は思っております。

それでは、その質問なのですが、健康維持に努めて、ラジオ体操をしたり自己トレーニングをしたりして頑張った。単位期間中に一度も医療費が発生しなかった健康の方へ報奨金を出す施策は実現が可能でございませうか。過去には町でもそのようなことをやったという話を伺っておりますが、なぜやめてしまったのでしょうか。それについてはいいのですが、そういうことを今後、過去はうまく継続できなかったのですが、今後はそのような施策をして、町全体が健康になればと思っております。

通告書にも書いているのですが、「病は気から」とも言われます。高齢者スポーツ、生涯スポーツなどを更に奨励して啓蒙を図れば、我慢比べをするのではなくて、いい結果が出るのが予想されま

す。要するに、報奨金がもらえるのだから、ちょっと熱があるけれども、体調が悪いのだけれども、医者へ行くのを我慢しよう、我慢して報奨金をもらおうというのではなくて、基礎体力を上げて、それで健康になった方、言うなれば保険証を使わなかったこの方にはある程度の報奨制度、こういうふうに考えてもらうと活気が出てくるのではないのでしょうか。

あと、これはキャッシュバック、現金ではなくて、商工会に頑張ってもらって、町の中で使える商品券、そういうものを提供するようにすれば、経済の活性化との相乗効果が図られて、かなり理想に近づいてくるのではないかな、こんなふうに思っております。その辺の取り組み方について、いかがなものかお伺いをします。

以上です。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、健康維持にスポーツをとという内容も含まれていたようでございますが、ご質問にお答えいたします。

町におきまして、先ほどご指摘のとおりですが、平成20年度まで、1年間保険を使わなかった世帯に対しまして健康表彰、それと記念品を授与し、健康維持の推進を行っていた時期というのがございます。平成20年度ですと3,000円ほどの記念品ということで、33世帯というデータがございます。

しかしながら、医師にかからなかったからといまして健康とは限らないということで、ふだんから健康診断を受けまして、万一病気になった場合は我慢をしないで、早期発見、早期受診をすることが病状の悪化による高額な医療費を抑制することにつながり、効果的な医療費抑制策であると、そのような考えから、医者にかからなかった場合の報奨金事業を廃止いたしました。これにつきましては、近隣の市町村も同じようにやっていたのですが、同様に廃止を行っております。これ以降、先ほどもお話しいたしましたけれども、健康診断や特定健診、ジェネリック医薬品の推奨や電話相談、そのような早期受診、早期発見にかかわる事業を進め、病状が軽い状態での治療、これを行うことが医療費の圧縮につながるということで、推進に努力をしてきた次第でございます。

現在国民健康保険の加入者の52%は60歳以上の高齢者という実情もございます。また、現在では高度に進んだ医療技術、これによりまして治らなかった病気が治ってくる時代、また高齢化によります病院の最新医療機器、そういうものも設備投資で病院が医療費が上がるという状況、それと薬の開発も物すごく進んでおりますので、この新薬による医療費の給付額、こういうものが一番上昇する原因になっていると考えております。

このような中、今後も早期発見、早期受診、これによる重度にならない病気の抑制策の推進に努力をしてまいりたいと考えております。

また、今回質問に際しましていただきました岡山県の総社市の取り組み資料、また本日坂部議員さんからのご意見等参考にさせていただきまして、検討させていただきまして、今後における国民健康保険医療費抑制のさらなる推進に努力していきたいと考えておりますので、どうぞご理解がいただけ

ますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。資金が足りなくなれば保険料を上げる、そういうような方式ではなくて、やはり基礎体力を上げて健康になれば町が活力が増してくると、このように思っております。ありがとうございました。

次の質問に入ります。千代田町の環境は安全ですか、こういうことについて質問申し上げます。放射線の定点観測状況を質問します。これは千代田町の中心あるいは東西南北、所定のところで放射線について測定していただいていると思っておりますが、千代田町のセールスポイントというのは災害が少ないところであるというふうに私は認識しております。地震、台風、洪水、津波、火災、暴動、雪害、竜巻、PM2.5だとかセシウムに侵されていない、そういうこの風土、これが千代田町ではなかろうかというふうに認識しているのですが、千代田町の放射線の残留実態、測定値の時系列データ、これはございますか。あれば、放射線の種類ごとに公表をお願い申し上げます。半減期というのは、同じセシウムでも1年か2年で半減するものもあるのですが、ストロンチウム90というのは29年もかからないとなくなる。セシウム137は30年もかかるというふうに言われておりますが、こういう厄介な放射線は福島から足尾、あるいは赤城山を經由して千代田町へ流れてきていませんか。その辺を坂本課長のほうへお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） 坂部議員のご質問にお答えいたします。

確かに千代田町は災害が少ないと私も思っております。幸いなことでございます。そこで、質問の回答でございますが、本町では東日本大震災によります東京電力福島第一原子力発電所の被災事故後の対応といたしまして、放射能汚染の影響による住民不安の解消を目的に、県の測定調査とは別に測定器を調達いたしまして放射線量の測定を始め、現在も引き続き定点測量を実施しまして、広報紙やホームページでお知らせをしているところでございます。

環境保健課では、先ほど坂部議員もおっしゃっていましたように、町内東西南北10カ所の定点測定を実施し、学校、幼稚園、保育園などは校庭や園庭を教育委員会や住民福祉課のほうで測定しております。

測定は、地表面、地上50センチ及び1メートルの空間放射線量の測定でありまして、放射性物質の検知まではしておりません。国からの放射線に係るガイドライン、いわゆる指針が示されるのが遅かったこと、また測定器の即時調達が困難な状況であったことから、町として測定を始めたのは平成23年9月からで、そのときの環境保健課の地上1メートルの測定データを見ますと最大値は毎時0.109マイクロシーベルトで、最小値は毎時0.054マイクロシーベルトでありました。

1年後の平成24年9月は、最大値が0.083、最小値が0.048となり、2年後の平成25年9月は最大値が0.051、最小値は0.035、そして3年後の今月でございますが、最大値が0.049で最小値は0.029と、3年前に比べてほぼ半減をしております。学校や幼稚園、保育園でもおおむね同様に推移している状況でございます。

環境省から示された基準値は毎時0.23マイクロシーベルトであり、また文部科学省では、校舎、校庭の平常利用の可能線量の基準値を毎時3.8マイクロシーベルト以下としております。町の測定開始前の5月、6月、7月に県が役場や学校、幼稚園、保育園などを測定した結果がいずれも0.1前後と基準値を大きく下回っていたことも町の評価に加えますと、原発事故後から今日まで本町は安全な状況であったと判断して差し支えないと思っております。

また、先ほども申し上げましたが、測定につきましては空間放射線量についての測定でありまして、放射性物質の検知は行っておりません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 詳細なデータを提示いただきまして、ありがとうございました。安全、健康は全てに優先するという格言がありますが、そういう範疇であろうということで、安心をいたしました。

次に、通告の3番、館林厚生病院の受診割合をお伺いします。これは医療担当の議員としてお伺いしますが、地域医療を守ること、すなわち看護師の育成とか医師の招聘、これは我々は医師を確保するという言葉ではなくて、医師にお越しいただくという意味を含めて、「医師の招聘」という言葉を使って担当議員は活動しております。病院の設備充実と医療事務組合の健全経営は、私たちの健康と生命を守る必須条件であります。これは私の考え方なのですが、一種の保険のようなものでありまして、あらかじめ病院、地域医療、そういうものを拡充しておいて、何か間違いがあったときには、そこで健康、命、これを救っていただく、こんなふうに考えております。ですが、昨今の新聞報道でもありましたように、邑楽館林医療事務組合議会では負担金割合で論争がございまして、予算成立に再三の紆余曲折がありました。町から出張された課長方の担当者会議でも大変なご苦勞があったかと思えます。それに対して館林市はこの紛糾を避けるために、館林がちょっと身銭を切って、余計とか高額な負担割合を示して、紛糾を終結するための処置をとりました。限定的、1年だけという決めだったのですが、大幅に負担金を館林が増やしてくれたのですね。ただ、そういう割り勘的なものではなくて、それぞれの市、町が、それでは受診率ほどのぐらいなのでしょうということで、その数値だけをお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） ご質問にお答えいたします。

去る8月19日に再開されました検討委員会におきまして、これまでの正副管理者会議や組合議会での議員の発言等を踏まえまして、平成27年度からの1市5町の負担金の負担割合につきましては利用者数割を検討するということになりました。会議の席上、これは検討委員会の会議の席上でございますが、年度別利用者数についての資料が館林厚生病院から提示されました。これをもとに平成25年度の1市5町等の利用者割合を申し上げたいと思います。

なお、割合につきましては、外来患者及び入院患者を合わせた利用者の総数を100といたしました場合の割合となりますが、よろしく申し上げます。

まず、館林市が52.6%、板倉町が8.7%、明和町が5.8%、大泉町が2.9%、邑楽町が12.0%、そして千代田町が5.6%となります。また、1市5町以外の県内利用者が2.5%、そして全くの県外利用者が9.9%となります。

以上が利用者数による生の数値であります。これらを基礎といたしまして、今後この1市5町以外の利用者分の12.4%の扱い方、これを含め負担割合の求め方など考えられる要因をあわせて検討することによりまして、10月をめどに1市5町の負担割合の執行部の案が決定すると考えております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） ご回答ありがとうございました。これから来年度、新年度へ向けて予算編成会議、あるいは分担金の割合の相談があらうかと思うのですが、そういう数字を胸に置いていただくと比較的スムーズに行くと思います。ありがとうございました。

次、4番の新規工業団地への誘致企業に関する質問をさせていただきます。先ほど細田さんからの質問もありましたけれども、私のほうは、世の中には「入りをはかりて出るを制す」というような格言がございまして、買い物難民を何とか救済しなくてはいけない。交通が不便だとか、いろんな話がありますけれども、要するにそちらの課題解決よりも、やはり収入がなければ町民の活力、活性化、これはままならないと思うのです。そういう意味で、企業誘致から発展する雇用創成というのは、物づくりの企業で労力を多分に使う、そんな企業を誘致してくれる雇用機会の創出が主眼になるのではなかろうかと、このように思っております。誘致企業の業種はどのような企業を予定していらっしゃるのか。ぜひ雇用促進の見地から、設備産業よりも雇用創成、これが進められる、そういう企業を誘致していただきたいと思っております。

通告にはちょっと書いていないのですが、発言として、やはり設備産業で固定資産税をどっさり払ってくれる会社よりは、やっぱり若い人が働ける、そういう企業のほうが人口の少子化あるいは将来の人口増、そういうことにつながると思っておりますので、その辺の考え方をお伺いします。

以上です。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 坂部議員のご質問にお答えさせていただきます。

新規工業団地への誘致企業につきましては、経済状況を見るとぜひいたくなお話はできませんが、希望として述べさせていただけるのであれば、製造業で食品関連、あるいは医薬品関連の企業様を誘致できれば何よりと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 以上で坂部の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、3番、坂部議員の一般質問を終わります。

続いて、10番、黒澤議員の登壇を許可いたします。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 議席番号10番、黒澤兵司でございます。

質問事項でございますが、新規工業団地事業は「実効性のある事業」になるのかということでございます。現状では本町の候補地の区域案は認められないとの関東農政局の考えとのことですが、新工業団地について全員協議会、地元説明会、定例会の一般質問等の資料を参考に質問いたします。

町では平成21年度より工業団地誘致プロジェクトを設置し、平成24年12月3日から同年12月21日まで、土地所有者の皆様へと委員長名でアンケート調査が実施されました。調査の結果、南側に新規工業団地の候補地として決定をされたわけでございます。その後、新規工業団地に関する地元説明会が平成25年9月27日、利根加用水土地改良区事務所であり、参加者は38名ほどでありました。

説明事項として、1つ、土地所有者アンケートの結果について、これは南側資料によるのですが、送付数61通、回答数57通、無回答が4通、回答率が93.44%でありました。

2つ目、新規工業団地候補地土地利用計画については、アンケート調査をした結果、北側91%、南側96%と南側のほうが協力をいただける回答が多く、また事業の採算性や実効性が高いと、そういうことで南側を候補地とし、経済的な面、それから分譲可能な大きさ、適正な売却価格の確保と、そういうことで18ヘクタールが最善であると判断され、決定されたわけであります。

スケジュールについてが3番でありました。平成26年夏ごろまでに農林調整が予定され、その後、用地関係の協議を開始し、買収単価の合意後、平成27年度中に買収を完了し、平成30年度に分譲を目標に考えていると。これには関係地権者の100%の同意と進出企業の決定が最条件になりますとっておられます。また、平成25年12月定例会の一般質問で、候補地を南側と決定した要因についても伺いました。町では、町民の新規雇用と安定財源確保のため立地要件の採算性、農政審議会等を考えながら、新規工業団地の誘致検討を行ってまいりました。第五次総合計画においても千代田工業団地周辺に新たな工業団地の検討を行い、産業の基盤集積に努めたい、位置づけさせていただいております。

と町の将来像を明確に語られております。千代田町活性化への力強い取り組み、心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、県では官民一体となった誘致運動を推進するため、県内全ての市町村や経済団体等で構成する群馬県バックアップ機能誘致協議会、こういうものを設立し、協議を重ねた結果、需要に応えるまとまった候補地の選定が必要ということで県内全ての市町村へ新規工業団地候補地の調査を実施し、県内10カ所で178ヘクタールが選ばれたと。そして、事業化に向けた調整協議が行われているところでありますと言われています。今後事業実現に向けた国、県等の関連機関協議や、平成27年に予定されている県の都市計画区域定期見直しに向けた検討を行った結果、事業の実効性が高い南側に決まったわけですが、南側の候補地についてはアンケート調査で約26ヘクタールの範囲で実施されてきたわけでございます。定期見直しに間に合わないことや経費的な面もあり、20ヘクタール以下にすることが最善であると、こう判断されたのだと思いますが、以上を踏まえて伺います。

1番、アンケート調査をした結果、全面的な賛成者は何人いたのか。

2番、無回答者や反対者、また条件付きの他の地権者は何人いたのか。それに対する対応を伺います。

3番、用地関係は平成26年度より協議を開始すると。買収単価の協議はされているのか。また、現状や今後について伺います。

4番です。4番については、前の2人の質問がありますので、かぶっていますので、5番に入りたいと思います。4番はカットしていただきたいと思います。

5番、県内10カ所で178ヘクタールが選定され、事業化に向けた調整協議が行われていると言っていますが、選定された市町村はどこか。それぞれの面積等を伺いたいと思います。

6つ目、平成27年度予定の都市計画区域定期見直しの期限、また町の見直し期限を伺いたいと思います。

以上、1回目を終わります。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

候補地として決定させていただきました千代田工業団地南地区におけるアンケート調査の結果では送付数61通に対し57通の回答をいただき、回答率は93.4%でございました。ご回答いただいた57件のうち、設問1、新規工業団地を造成することについて、「賛成」、「どちらかといえば賛成」が55件、96%、「反対」が2件、4%でございます。

次に、設問2、「賛成」、「どちらかといえば賛成」とご回答いただいた55件のうち、所有地が事業区域内に含まれた場合、「協力してもよい」が55件、98%、「協力したくない」が1件、2%で、1件が重複してございます。

次に、設問3、「協力してもよい」とご回答いただいた55件のうち、所有地を譲っていただく場合、

「売却したい」が46件、98%、「一部を代替地」が2件、4%、「全部を代替地」が1件、2%、6件が不明でございます。従いまして、黒澤議員のご質問による賛成者は、設問2の「協力してもよい」とご回答いただいたうち、設問3の「売却したい」と回答していただいた46件が該当するかと思われます。

無回答につきましては、61通中4通、7%でございます。反対者については、ご回答いただいた57件のうち、新規工業団地を造成することについて「反対」が2件、4%、新規工業団地を造成することは「賛成」、「どちらかといえば賛成である」が、所有地が事業区域に含まれた場合、「協力したくない」が1件、2%となっておりますので、ご回答いただいたうち反対者については合わせて3件となっております。また、条件付きの地権者様については、設問2の所有地が事業区域内に含まれた場合、「協力してもよい」とご回答いただいたうち、設問3の「一部を代替地または全部を代替地」とご回答いただいた合わせて3件、6%となっております。ご回答いただけなかった4件については、不明となっております。

用地関係や買収単価について、地権者、耕作者様に対し協議させていただける段階に達しておりませんので、協議はしておりません。と申しますか、現段階ではお示しをすることができませんので、ご理解いただきたいと思えます。

今後については、平成27年度までに進出企業の決定ができれば、不動産鑑定や近隣状況等を勘察し、平成28年度中には何かと具体的な提示ができるかと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

取りまとめに行った県産業政策課企業誘致推進本部に確認したところ、平成24年度に県内10カ所、約178ヘクタールを候補地として選定しましたが、現段階ではあくまでも候補地のため、7市町10カ所、約178ヘクタールの公表のみで、内訳については公にできないとのことでございますので、ご容赦願います。

ご質問のとおり、県の都市計画区域第7回定期見直しによる決定告示については平成27年夏ごろを予定しております。町の見直し期限とのことでございますが、先ほど細田議員へ回答させていただいたとおり、一般保留、これは定期見直しの時点で編入予定区画が確定できない地区は定期見直し以降に区域が確定した段階で再度農林調整を行い、編入を行う案件となります。従って、平成27年夏ごろ以降でないとは手続は行えませんが、期限は特にございません。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 平成26年8月8日付で土地所有者及び耕作者へ新規工業団地に関する進捗状況のお知らせと、それから計画案が送付されました。その内容ですが、第1段階となる関東農政局との農林調整協議を進めてきたところでありますと。ですが、その協議は不調に終わりましたとのお知

らせかと私は受けとめたわけであります。町では平成27年夏以降に再度の関係機関協議を調える必要がありますので、説明会時に説明した事業計画におくれが出るという事後報告でもありました。これを受け取った地元関係者なのですが、地権者や関係者は、多くの皆さんの大変戸惑いや驚きの声が多く出てきております。町長は地元説明会、議会全員協議会で話されておりました。新工業団地事業は関係地権者の100%の同意と進出企業の決定が最条件になりますと話されておりました。関東農政局との農林調整協議、また事業調整に当たり、確証のある資料に基づいて協議なされたのか、その辺について伺いたいと思います。

1番、地権者の100%の同意や進出企業の決定最条件はクリアできたのか伺います。

2つ目、関東農政局との調整協議内容を具体的に伺います。

3つ目、群馬県バックアップ機能誘致協議会の調整協議との関連性や対応について伺います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現段階でクリアできないため、当初の最短スケジュール、平成30年度分譲開始に対し、約2年はおくれが生じるものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

都市計画と農林漁業に関する土地利用の調整については、都市計画法施行令第8条第1項第2号において、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域には、優良な集団農地、その他長期にわたり農用地として保全すべき土地の区域及び水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のために保全すべき土地、区域は原則として含まないものとする基準が規定されており、農林漁業との調整においては当該基準に基づいて判断されるものであります。

具体的には、土地計画は農林漁業等の健全な調和を図りつつ定めるべきとして、区域区分が集团的優良農用地、また農林漁業関係施設の対象になっている農用地と今後も農林漁業に関する土地利用を進めていく上で必要と認められるものを避けるように定めるとの考え方に基づき、土地改良事業等の基盤整備が行われていないことや、国、県の補助事業により整備し、整備後8年を経過しない農道や水路等が含まれていないか、認定農業者を初め規模の大きい耕作者や意欲ある耕作者の土地が含まれていないかなど、候補地の区域取りは、一団の農地を市街化編入することにより、周囲に与える影響はどうかを農政の立場から総合的に判断される内容となっております。

群馬県バックアップ機能誘致協議会は、東日本大震災を契機に、特に首都圏直下型地震に備えた首都機能の分散化やバックアップ機能の構築など災害時のリスク対策が大きな課題となったことから、本県では東京からの地理的条件や自然災害が比較的少ないこと、関越、上信越、東北自動車道に加え、北関東自動車道の全面開通により、県内交通網の利便性が向上し、全国に迅速なアクセスが可能な場所となった優位性を生かして、県内全ての市町村や経済団体等官民一体となって誘致活動を推進することにより、本県経済の活性化に役立てることを目的に、平成23年11月に設立されたものでございま

す。本協議会においては企業誘致活動を行うもので、候補地として選定された区域の農林調整協議等を保証するものではございませんが、群馬県としてはバックアップ機能誘致に関連した国の各省庁に対し提案をされていると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 協議結果として、現状では本町の候補地の区域案は認められない。今後も現候補地案として事業調整を進めるには進出企業の決定が必要との農政局の見解でありますと言われております。よって、町では今後進出企業の誘致を最優先に取り組むこととし、企業決定後、平成27年夏以降に再度の関係機関協議を調える必要があります。この事業につきましては、町の将来を担う一大事業として今後も取り組んでまいりますとのことを言われております。先ほどの質問で、条件をクリアされている姿勢が全然見られなかったのですが、ここで伺います。

1つ目、現状では本町の候補地の区域案は認められないとの関東農政局の見解の理由について伺います。

2つ目、再度関連機関との協議を調えると言っていますが、何が足りなくて、何を調えるのか伺いたしたいと思います。

3つ目、新工業団地候補地、調整不調で地権者の心情をどのように思われているか伺いたしたいと思います。

4つ目、今後も取り組んでいくと。変更や新候補地等を含む町長の見解を伺いたしたいと思います。

3回目の質問を終わります。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

関東農政局の見解では、一団の農地の中央部を工業団地に編入することは周囲に与える影響が大きいため、許容できない。既存工業団地に沿うような東西に細長い区域形状が望ましく、現在の区域でなければならない明確な理由、例えば進出予定企業が希望している用地形状を確保できるのが現在の区域のみ等であれば協議の余地は残るとのことです。今お話ししたとおり、農林調整協議に対し、進出企業の決定がないことが足りなく、事業化に当たっては、地権者、耕作者様の100%の同意と進出企業の決定により、県企業局の事業化が確実となるよう調えることが必要となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

新規工業団地候補地の地権者、耕作者様におかれましては、アンケート調査における高い賛同をいただきました。また、地元説明会においては、ご出席いただいた地権者、耕作者様全員から賛同をいただきましたことに対し、厚く感謝を申し上げます。当初の最短スケジュールに対し、約2年はおくれが生じることについて誠に申しわけなく思っております。新規工業団地については町の都合だけで

できるものではなく、関東農政局や県関係機関との絡みもございまして、ご理解願いたいと思えます。町といたしましては、地権者、耕作者様から高い賛同をいただいておりますことを真摯に受けとめ、約2年はおくれが生じますが、引き続き現候補地での事業化に向け、取り組んでまいりますので、ご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

先ほどお話しさせていただきましたとおり、約2年のおくれは生じますが、引き続き現候補地での事業化に向け取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 先ほど議員の中からも人口問題が取り上げられておりました。日本の人口問題が話題になっております。民間の日本創成会議の人口推計で、2040年には全国の半数に当たる896市町村で子供を産む中心の年齢である20歳から39歳の女性が半減し、消滅の危機に直面し、本県も例外ではなく、20市町村が当てはまるとのことです。少子高齢化で人口減が続く一方で、働く世代の地方から都市部への流出がとまらない。全国知事会議は少子化非常宣言を出して、また政府もまち・ひと・しごと創生本部の準備室を設置し、地域活性化に取り組む姿勢を見せているとのことあります。千代田町工業団地、今立ち上がっている工業団地、これは47ヘクタールの立ち上がりが行われた範囲で立ち上がりました。耕作地の縮小で生産性の低下や、それから高齢化や後継者の減少等、将来的な見通しが立てられない地権者が多くなりました。地域の实情に合わせた実効性のある事業を望む声が、また生きがいや張り合い、町の発展になるのではないのでしょうか。

また、町では平成21年度より工業団地誘致プロジェクトを設置し、現在に至っているわけです。しかし、今までに計画のおくれる事業で効果のあった事業は皆目見当たりません。そこで、通告では出していないのですが、お答えいただければということで3つばかり質問したいと思います。

同じ新工業団地、隣接で明和町が今売れまして、工業団地用地で。地権者も下中の方が8割ぐらいいると。それで、話を聞きますと、千代田町には条件がついている。工業団地を決定しないと来ません。明和町は決定もされていないのに出てきていると。何かその辺が私たちにもちょっと理解できないところはあります。そんなことを踏まえて、現在の事業協議、関東農政局とのですね、これは私たちは計画は白紙の状態と思えるのですが、その辺についてちょっと具体的に考え方を聞きたいと思えます。

それから、平成27年夏の協議、ここで結論が出せるのかどうか。高齢者が多いので、非常にこの辺は慎重に考えていただきたいと思えます。

それで、タイトルにもあるのですが、3つ目は、新規工業団地事業は実効性のある事業、こういうふうにつまえられるのかどうか、その3つについて伺いたいと思えます。関係機関との協議で、卵が先か鶏が先か。鶏の議論にならないことを望み、質問を終わりたいと思えます。よろしければ通告にな

いご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ただいまのご質問につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 黒澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、関東農政局の協議、白紙かというご質問でございますが、現在のところ白紙ではございません。まだ協議の余地は残っておりますが、あくまでも関東農政局のほうのうちの新規工業団地に対しての区域取りについて、細長い形状で区域取りは検討はできませんでしょうかという程度のお話です。今の候補地の区域取りが全くだめだよというものではなくて、今の形を工業団地に市街化編入していくに当たっての理由づけがもっと強いものがほしいということでございます。それには、先ほども町長のほうからご回答させていただきましたが、進出企業のされる側で、そういった土地の形状でないと工場がおさまらないとか、ラインがおさまらないとか、そういうふうに希望されているというような明確な理由があれば協議の余地は残るということでございます。

それと、もう一つ、明和町さんのほうが大分進んでいるという話がございましたが、こちらにつきましては、明和町は西地区というところでございますが、こちらが、何回かご回答させていただいているような記憶はあるのですが、今千代田町の南地区というのは第7回の定期見直しということで協議を進めております。明和町の西地区につきましては、5年前の第6回の定期見直しというときに動き出した経緯がございます。実際に5年前の定期見直しと申しますと、実質はその約2年前から動かなくてはならないので、約7年前からは動きがあった地区であったため、今回熟度が達したということで再度明和町のほうが動き出しているということでございますので、うちの千代田南地区と協議を始めた時期が、7年も前ということなので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目でございますが、1年半、2年おくれるということで、これは結論を出せるのかということでございますが、細田議員のご質問にも町長が回答したとおり、確約はできません。できないのですが、そういったふうになるように精いっぱい最大限の努力はしてまいりたいと考えます。これというのは、あくまでも町の都合だけで決まるのであれば確約できるのですが、どうしても国、県等のそういった絡みもございますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、3点目、実効性のある事業として捉えられるかということなのですが、この辺もできるだけ早い時期に進出企業様を見つけて、県企業局のほうの事業化の確定といったことが取りつけられるように頑張ってもらいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。まとめだけをお願いいたします。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） いろいろお話をいただきました。それぞれが一生懸命頑張っている、そういう姿勢、お言葉をいただいています。結果が出ないと、無駄なことでございます。私もここへ来て何をしているのだというお話も言われております。やるかやらないか結論を出してもらわないと非常に地権者は困るということなので、結果が、売れて新工業団地ができれば一番いいことなのですが、ずるずると何年も引きずられたのでは困るかなと、こんなふうに思います。先ほど課長のほうで、明和町がもう5年前、7年前から。うちのほうもプロジェクトチームを組みまして、今年で6年目です。1年ぐらいの差しかございません。そこでこれだけの差が出ているというのが、非常に町民サイドの考え方が疑問に思われているわけです。

いい結果が出ますように心からお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、10番、黒澤議員の一般質問を終わります。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

続いて、2番、高橋議員の登壇を許可いたします。

2番、高橋議員。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） 通告どおり一般質問させていただきます。

1番目に、町の防災対策についてということですが、ここ数年、異常気象により、何十年に一度の台風だとか大雨が日本各地で大きな被害をもたらしております。最近、3週間前ですと、広島では豪雨により大規模な土砂崩れで73人の方が亡くなり、まだ行方不明者を捜索中ということでした。千代田町においても、今年2月には大雪で農家のビニールハウスやカーポートが潰れるといった多くの被害がありました。最近テレビでも異常気象を取り上げ、台風がますます巨大化している。1時間に100ミリを超える豪雨が頻繁に起こりやすくなる、野球ボールぐらいのひょうが降るといった、そういうのをテレビでこの間やっていました。よく話に聞くのですが、この辺は海もなく山もなく、そういった災害がないところだという安心し切ったことをよく聞きます。ですが、この千代田町には南側に大きな利根川があります。利根川の堤防もスーパー堤防というのがあちらこちらで建設が進められていますが、ほとんどが埼玉県側なのですよね。それで、千代田町でもなかさと公園の本当に一部がスーパー堤防になっているかと思うのですが、今後大きな台風だとか豪雨によって一番心配されるのが利根

川の決壊という部分だと思えます。そこで、千代田町安全安心なまちということで、防災計画は想定外の災害が起きても大丈夫なような強固な計画になっているのか町長にお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町は地理的に非常に恵まれており、全国各地で多発している土砂災害、豪雪、津波、火山の噴火など信じがたいような災害が発生している中であって、災害が非常に少ない地域ではないかと言えます。しかし、河川の氾濫やゲリラ豪雨、竜巻、大地震発生時における火災などさまざまな被害が予想されます。幸いにも本町では近年甚大な自然災害は発生しておりませんが、利根川に面しているため、古来よりたび重なる利根川の洪水に見舞われ、大きな被害を受けてきたのも事実であります。そのため、過去に利根川の周辺環境を大改修したこともあったと伝え聞いております。このような状況下であって、今もなお台風等の影響による利根川の増水、堤防の決壊については最も警戒しなければならない災害の一つであると言えます。

過日の集中豪雨で発生した広島市の土砂災害や昨年大島での土砂災害は、避難指示のおくれが多く犠牲者を出した一つの要因ではないかと報道されております。私は町政をお預かりしている立場として、避難勧告や避難指示を出すタイミングは非常に難しいことであると実感しておりますが、正確な情報を町民の皆様にお伝えする責任があります。本町の災害時における情報伝達方法は、災害に限らず、防犯、交通などに関するさまざまな情報が国、県、消防署、警察署などから数多く寄せられております。これらの情報を町民の皆様を提供する際は情報の集約に努め、防災行政無線、町ホームページ及び広報、そして安全・安心メールを活用し、正確な情報の伝達に心がけております。

近年通信技術の急速な進展に伴い、パソコンや携帯電話等の端末を利用し、知りたい情報を瞬時に受信することが可能ではありますが、それらの通信端末を利用活用できない方もおられます。そのため、災害情報を確実に伝達するためには、改めて情報伝達のあり方を検討することが必要ではないかと考えます。もちろん町では県防災情報システムや全国瞬時警報システム、Jアラートなどで知り得た災害情報を円滑に情報提供するため、防災行政無線や登録制の安全安心メールなどを活用する体制を整えております。また、各携帯通信業者と連携し、エリアメール等により、災害時の緊急連絡体制の充実を図るとともに、災害時の減災と災害弱者に対する連絡体制を構築したいと考えております。今後も町民の安全確保を第一に、災害情報の伝達、被害状況の把握、被災地域への応援要請など、災害時の情報収集、提供体制の強化を図ってまいります。

また、町では非常事態に備えて食料、飲料水及び毛布などの生活必需品を確保しており、需要に応じた供給体制を築いております。現在クラッカー、アルファ米、缶入りソフトパンなどの食料品が1,300食、飲料水が500ミリリットルのペットボトルの換算で3,900本、毛布は300枚ございます。そのほか、哺乳瓶、薬品、ブルーシート、組み立て式トイレ、携帯トイレなどの物資も用意しております。しかし、長時間の対応は不可能でありますので、県や相互協定を締結している近隣市町に支援をお願い

いすることはもちろん、民間企業と防災協定等を締結し、不足分を調達できるような協力体制を築きたいと考えております。

現在のところ、本町では災害時における飲料水提供に関する協定を平成21年2月にサントリーフーズ株式会社と、平成24年2月には株式会社伊藤園及びガイドードリンク株式会社の2社、合計で3社と協定を締結しており、飲料水の確保に努めております。また、役場庁舎を初めとした全6カ所に設置してあります計8台の自動販売機は、災害時に自販機内の清涼飲料水が無償で提供できる機種となっております。そして、災害時ではありませんが、町の浄水場において事故が起こり、長時間にわたって断水が発生した場合の対応として、館林地区消防組合が所有しております給水車を派遣していただけることを確認しております。

今後は食料品を確保する観点から、ジョイフル本田さんやジャパンミートさんと相談しながら、災害時における食料品提供に関する協定の締結に向けた準備をしてまいりたいと思います。

次に、災害時における避難行動要支援者への対応としまして、近年全国的に多発している自然災害による犠牲者の多くが高齢者等であり、災害時に自力で避難することが困難な要支援者に対する支援が防災対策上緊急課題となっております。このため、高齢者や障害者など災害時の避難に当たって支援が必要となる人を特定し、その一人一人について災害時に誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めた避難支援プランを平成21年度に策定済みであります。更に、要支援者に対しましては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要支援者マップ等を作成するなど、日ごろから障害者、高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者等の状況把握に努め、災害発生時には適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施する必要があります。

そこで、自主防災組織、民生委員、児童委員等の協力を得ながら避難支援プランの個別計画を策定することが重要であると考えておりますので、個別計画の策定に向けて調査、検討しております。

なお、要支援者が災害時に相談等の必要な生活支援が受けられるなど安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所として、保健センターを指定しております。そして、多様化する自然災害時に対しまして、住民の生命、財産を守ることは職員一人一人に課せられた職務であると考えております。そのため、日ごろから、災害が発生するおそれがあるときは情報収集に努め、有事に備えて職員の配備体制を整えております。災害が予想された場合、気象庁発表の気象予報等を基本に情報収集活動を行い、警報等が発令されて災害が発生するおそれが認められたときには、職員動員計画に基づき、まず初期動員配備として防災、道路管理、農政担当部署を招集いたします。その後、災害警戒本部や対策本部を設置し、町内巡視活動を行わせ、防災活動に努めることになっております。もちろん千代田消防署や大泉警察署など関係機関とも連携を図りながら、災害に備える取り組みを行っております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番(高橋祐二君) 長々のご説明ありがとうございました。

自主防災組織もいろいろ、千代田町に行政区いろいろできていると思うのですが、自主防災組織は町が強制してつくってもらったものではないという、前お聞きしました。その辺からも、今自主防災組織、地区にどのぐらい今できている状況かお聞きすると、あとその防災組織をつくったときに、防災グッズですか、補助金が出て、炊き出しの鍋だとか、いろんなものが買える、お金がもらえるというふうになっていますが、それも何か抽せんらしいのですよね。だから、それもできたところには必ずそういうのを補助金を出して用意してもらって、自分の家は自分で守る、自分たちの地区は自分たちで守る、この町は町民がみんなして守るといふ、そういう防災に対しての意識づけがすごく必要だと思うのですが、町長、その辺お聞かせください。

○議長(福田正司君) 大谷町長。

○町長(大谷直之君) ただいまの質問につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(福田正司君) 川島総務課長。

○総務課長(川島 賢君) ご質問にお答えいたします。

自主防災組織についてのご質問でございます。町内には5団体組織がございます。赤岩3区の五反田地区、それと桧内地区、それから上五箇地区、福島地区、新福寺地区と5カ所ございます。年に1度程度はそれぞれの地区におきまして消防署のご協力をいただきながら、場合によっては炊き出し等も行ったり、消防署に来ていただいて消火器を使った防火訓練、それから救急救命とか、そういった何か災害時の対応に役立つような勉強をしていただいております。また、その組織の運営に当たりまして、年間で3万円の運営費を申請があれば補助する体制も整えております。

それから、ご質問のありました防災関係の機材、資材への補助金の話でございますけれども、基本的に資材、機材については、極端に言えばなくても、これは災害時に地域としていかに皆さんのために協力ができるか。避難するにしても、いろいろ助け合いするにしても、こういったマニュアルといひますか、こういったやり方で、どうすれば皆さんの助けになるのか、そういったことが一番基本でありまして、必ずしも防災関係の資材、機材がなければ何もできないということではございません。それにあるにこしたことはないわけですが、まず何ができるか、こういったことをやるのか、ふだんの中でいろいろ消防署とかそういったところのご指導を受けて、いざというときにその組織が動けば、最初の初期、初動作業としては十分に対応ができるのではないかなというふうに考えます。

補助金につきましては、県の市町村振興協会、それから国のほうになりますけれども、自治振興協会ですか、そういった県、国のほうで助成金がありまして、170万から190万ぐらいの助成があるわけですが、これにつきましては、その原資になりますのは、宝くじの収益金の一部がその資金になるということで、やはり全国あるいは県内でもいろいろな団体が申請をしますので、出したら必ずいただけるということはないわけですが、宝くじと同じで、当たるか当たらないかはそのとき

の運ということでございますが、ただ今まで本町でも申請を出した団体についてはいただいておりますので、今後も希望する団体については一緒になって協力しながら申請のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

[2 番（高橋祐二君）登壇]

○2 番（高橋祐二君） わかりました。防災の取り組みもしっかりやっていけば、ふれあいタウンだとか舞木の土地区画整理だとか、まだあいている土地がいっぱいあると思うので、いっぱいほかからも千代田町に住みたいという町になればと思っております。

次に、町長の政治姿勢についてということで幾つかあるのですが、先ほど細田議員、黒澤議員、工業団地のことについて質問していました。ふれあいタウン内の商業施設ですよ。まだ一向に全然進んでいないような気がするのですが、今の進捗状況をお聞かせください。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ふれあいタウンちよだ商業用地、ジョイフル本田西側の約8ヘクタールにつきましては、昨年7月に県企業局と協定書を締結し、測量調査、設計、造成工事を委託しております。

現在までのところ測量調査や地質調査、消防協議が終了し、開発協議、交差点協議、都市計画法第32条協議、公共物用途廃止協議等を行っております。これらもろもろの協議が調い次第、近々開発許可申請を行う予定となっております。造成工事につきましては、設計業務も完了し、8月26日付で県企業局において工事発注に向けた入札告示を行っているところでございます。10月3日に電子入札による開札予定となっており、平成27年8月の完成を見込んでおります。また、進出企業につきましては、造成工事を行っている間に誘致できれば何よりと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

[2 番（高橋祐二君）登壇]

○2 番（高橋祐二君） 今の答弁によると、進出する企業がなくても造成も開発もできるということでしょうか、お聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ただいまのご質問につきまして担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 高橋議員のご質問にお答えさせていただきます。

ふれあいタウンちよだの商業用地につきましては、もう既にも買収等も行って、土地は西邑楽土地開発公社が所有しております。進出企業がなくても、土地のほうを取得してございますので、造成、開

発許可をいただくための申請等は可能でございます。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

[2 番（高橋祐二君）登壇]

○2 番（高橋祐二君） それでは、今現在どのぐらいの企業と接触していますか、お聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ただいまのご質問につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 高橋議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまで企業様のほうにつきましては情報提供ということで、場所だとか大きさだとかそういった情報提供を、これまでにそういった関連企業様のほうに、約90社に対して、そういう商業用地がこの場所にありますというご案内をさせていただいております。

また、具体的に今のところ進出企業のほうは決まってはいません。ただ、そういった案内をさせていただきまして、お名前はちょっと申し上げられないのですが、そういったところに興味を示していただけたところも、本当にわずかですけれども、ございますので、そういったところと今後進めていければと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

[2 番（高橋祐二君）登壇]

○2 番（高橋祐二君） そうすれば、町長はその企業とはまだ接触はしていないということですよ。何年か前は、ジョイフル本田が来たときは、よく大谷町長、私がトップセールスでジョイフルを連れてきたとか、呼んできたとかと耳にたこができるほど聞いていました。最近はそういうトップセールスを全然聞けない状態なのですが、今後そういうトップセールスが町長みずからできるのかどうかお伺ひします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 申しわけないのですけれども、腰痛が続いていますので、なかなか東京へ行っていろいろな要望活動が今できませんが、少しでもよくなって、また東京のほうに行っているいろいろな要望をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

トップセールスにつきましては、私の腰のぐあいが思わしくなく、大変申しわけなく思っているところでございます。しかしながら、企業への情報提供につきましては、担当課へお願いいたしまして、

これまで90社に対し、商業用地の案内をさせていただいております。また、私の人脈を通じてお願いもさせていただきたいところがございます。今のところ確定してはおりませんが、町民の皆様に喜んでいただけるような企業誘致ができるよう、今後も粘り強く進めてまいりたいと考えております。

また、利根川河川敷における川まちづくり支援事業については、8月上旬、私が直接某代議士のところに伺い、復活要望のお願いをしてまいりました。私も体調を整えた暁にはトップセールスに動きたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） いろいろな町だと、今、道の駅だとか、よくテレビでも取り上げられて、いろんなところでにぎやかになっています。企業を誘致するだけではなくて、千代田町独自で第三セクターみたいな感じで道の駅っぽいものをつくってみたいらどうかというあれなのですが、そういう考えはありませんか。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 今のところはまだ考えておりません。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） わかりました。でしたら、トップセールスを頑張ってください。

あと、町の施策ということで都市計画道路だとか舞木の土地区画整理の絡みなのですが、今どのような状況になっているかお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

都市計画道路につきましては、平成12年4月に、おおむね20年後の平成32年を見据えて、6路線、約10キロメートルが都市計画決定されております。現在整備を進めております赤岩新福寺線につきましては、平成23年度から平成27年度の5カ年計画で事業認可を取得し、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、用地買収や建物補償に着手しております。しかしながら、東日本大震災の影響により、国においては震災復興が第一優先でありますので、国庫補助金が要望額に対しここ3年間においては毎年半分程度となっております。よって、平成27年度における西側主要地方道足利千代田線から東側県道赤岩足利線区間の接続については二、三年程度のおくれが想定されますが、引き続き取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、都市計画道路赤岩新福寺線東側から幹線町道27号線広域農道への接続につきましても、明和町との調整のもと、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、区画整理につきましては、組合事業として町の重要な都市基盤整備事業に取り組んでいただき、事業も終結に向け、残すは換地処分、本登記と清算事務、そして保留地処分のみとなっております。最終段階を迎え、幾つかの課題もありますが、先日全員協議会で相談させていただき、了解をいただきましたとおり、町といたしましても最大限の協力をしていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） それでは、最後に町長にお聞きします。

去年、今年と議会を2回欠席ということで、体調が思わしくないということなのですが、やはり生身の体ですし、町長にも長生きしていただきたいと思っています。今後しっかり町長職を全うできるのか、その辺お聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 春先からきょうまで腰痛の原因がわからず、公務も副町長に委ねたことにつきましては公務放棄ととる方々もあろうかと思いますが、その都度相談あるいは指示を出しながら処理をさせてまいりましたので、私自身は公務を放棄したとは思っておりません。今後も支持していただいた町民皆様の負託に応えられるよう治療を継続し、腰痛改善を図り、公務に邁進したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） 周りの町村を見ると、やはり千代田町は大分おけているような感じがします。スピード感もなく、おけているような気がするの自分だけではないと思います、そういうふうに思うのは。ですから、やる以上は徹底して、工業団地でも商業団地でも、どんどん、どんどん町長みずからトップセールスして、町の発展のために頑張っていってもらいたいと思います。もし体が悪いという理由で進まないのだったら、その辺もしっかり自分の進退も考えてもらえればと思っています。以上です。

以上で質問を終わります。

○議長（福田正司君） 以上で、2番、高橋議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす11日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時30分）

平成26年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年9月11日（木）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 3号 平成25年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 議案第30号 東毛広域市町村圏振興整備組合理約の変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第31号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第32号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第 5 議案第33号 千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第 6 議案第34号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第 7 議案第35号 千代田町土地開発基金条例を廃止する条例
- 日程第 8 議案第36号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第37号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 認定第 1号 平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第 2号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第 3号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第 4号 平成25年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第 5号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第 6号 平成25年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君

9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	坂本道夫君
経済課長 兼農業委員会 事務局長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	加藤政一君
教育委員会 事務局長	高橋充幸君
農業委員会 会長	服部慎衛君
監査委員	白石正躬君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宗川正樹
書記	小林さやか
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、会議日程表のとおり、日程第9まで議了し、日程第10から日程第15までは町長の提案説明、監査委員からの監査報告、引き続いて一般会計歳入歳出決算について、各課長、局長の詳細説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○報告第3号の上程、説明、報告

○議長(福田正司君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第3号 平成25年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(福田正司君) 町長に報告を求めます。

大谷町長。

○町長(大谷直之君) 報告第3号 平成25年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告をいたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要であります。まず健全化判断比率につきましては、算定すべき4つの比率のうち、実質公債費比率が0.1ポイント上がり6%となっておりますが、基準を下回っており、その他の比率は各会計が黒字であったこと等により算出されておられません。

また、資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計及び水道事業会計においてそれぞれ資金不足が発生しておりませんので、算出されませんでした。

よって、基準を超える比率はありませんので、本町は健全財政が保たれていると判断するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(福田正司君) 椎名財務課長。

○財務課長(椎名信也君) おはようございます。報告第3号 平成25年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につ

きまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算出し、公表するわけではありますが、事前にそれぞれ算出した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに平成25年度決算の状況につきまして報告するものでございます。

めくっていただきまして上の表になります。平成25年度健全化判断比率でございますが、この比率には上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄にはそれぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも基準を超えますと、財政健全化計画を策定して改善を図るということになります。また、下の表の平成25年度資金不足比率につきましても、それぞれ右の欄のとおり、経営健全化基準が設定されておまして、この基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定するということになります。

それでは、各指標につきましてご説明申し上げます。まず、実質赤字比率についてでございますが、この比率は標準財政規模に対します一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであります。平成25年度決算では、実質赤字は発生されておりませんので、比率は算出されませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計の赤字や黒字を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものであります。平成25年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算出されませんでした。

3つ目になります。実質公債費比率でございます。この比率は、3カ年の平均であらわすものでございますが、一般会計や各特別会計等が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めて、標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものであります。この比率を単年度で見ますと、平成23年度は6.6%、平成24年度は5.7%、平成25年度につきましては5.9%となっております。多少の増減はございますが、3カ年を平均しますと6.0%で、前年度より0.1ポイントの増となりました。地方債の元利償還額が増加したことが要因と思われます。数値につきましては基準以下となっております。

続きまして、4つ目の将来負担比率でございますが、この比率は町の各会計におきます借入金の返済を初め、一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来におきまして支払いが見込まれる負担等の標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの程度かを示すものでございます。平成25年度決算では、将来の負担見込み額に対しまして充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算出されませんでした。

最後に、下段になります。平成25年度資金不足比率でございますが、これは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入など事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものでございます。本町では下水道事業特別会計と水道事業会計が対象となります。平成25年度決算においては、両会計とも資金不足は発生しておりませんので、比率は算出されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

なお、各指標及び算出根拠につきましては、去る8月8日に町監査委員の審査を受けましたので、その意見書を報告書に添付させていただきました。よろしくお願いたします。また、これらの指標につきましては、この後、町民への公表を行い、本町の財政の健全性をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福田正司君） 以上で報告を終わります。

○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第2、議案第30号 東毛広域市町村圏振興整備組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第30号 東毛広域市町村圏振興整備組合理約の変更に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、組合の事業が林間学校の管理運営のみとなっている現状を踏まえ、業務の効率性の観点から、今後の組合の運営方法等について理事会等で検討してまいりました。その結果として、今後の林間学校に係る運営につきましては、任意の協議会へ移行し、あわせて一部事務組合を解散することで進めていくとしたところでございます。

そこで、東毛広域圏組合を解散するに当たり、解散後の事務承継の必要が生じることから、地方自治法施行令第218条の2の規定により、事務承継に関する規定を追加するため、当該規約の一部改正を行うものであります。つきましては、東広圏組合より、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合を構成する市及び町に対し協議が出されましたので、議会の議決をいただきたく提案させていただきます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） それでは、議案第30号 東毛広域市町村圏振興整備組合理約の変更に関する協議につきまして詳細説明を申し上げます。

資料として配付されております東毛広域市町村圏振興整備組合理約の一部を改正する規約案の新旧

対照表に沿ってご説明を申し上げます。今回の規約変更の理由につきましては、先ほど町長が申し上げますとおり、組合事業は最盛期には林間学校、臨海学校、群馬の水郷、歴史資料館の運営管理や広域圏計画の策定などを共同処理してまいりましたが、現在では事業も縮小し、林間学校の管理運営のみとなっている状況を踏まえ、業務の効率性の観点から、今後の組合の運営方法等について理事会等で検討してまいりました。その結果としまして、今後の林間学校に係る運営につきましては、任意協議会へ移行し、あわせて一部事務組合を解散することで進めていくとしたところでございます。

具体的な解散手続といたしまして、県市町村課からの指導もあり、現在の組合規約に事務の継承という規定が会計処理上必要であり、規定を追加しないと解散事務が進められないとのこととあります。このため、規約変更の内容としまして、第5章、補則を追加し、組合解散に伴う事務の承継については、関係市町が議会の議決を経てする協議をもって定めるとしたものであります。また、施行日につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、群馬県知事の許可のあった日からとするものでございます。

なお、今後の組合解散に関する手続予定といたしましては、今回、規約変更のご承認をいただいた場合には、その後、12月議会におきまして組合を解散する市及び町ごとに解散並びに財産処分等に関する議決をしなければならないことになっております。

以上、詳細説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 東毛広域市町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第3、議案第31号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約

の変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第31号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、館林市と邑楽郡5町におきまして、障害者サービスの必要度合いを審査する認定審査会を共同で設置しております。本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を改正するものであります。

内容につきましては、関係法律が改正されたことによる規約中の文言等の変更であります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時18分）

再 開 （午前 9時18分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） おはようございます。それでは、私のほうから館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、詳細説明をさせていただきます。

地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成25年4月より順次施行になりましたことから、館林市外五町障害程度区分認定審査会共同規約の一部を改正するものでございます。

その内容でございますが、規約の一部を改正する規約により、規約中の文言、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害程度区分」が「障害者支援区分」へと改正されたことによる変更でございます。

では、お手元の資料、館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、1ページ目、題名中、「障害者程度区分」を「障害支援区分」に、第1条におきまして、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めます。

次に、第2条から3ページの第9条までにおきまして、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めます。

次に、第10条見出し中、「取り扱い」を表記の変更ですが、「取扱い」に改めます。

以降、第10条から第12条におきましても、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めます。

なお、この規約は、関係市町の協議が整った日から施行し、平成26年4月1日から適用することとなっております。

以上で本案の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第4、議案第32号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第32号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法において、特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に定める基準に従い、特定教育・保育を

提供しなければならないと規定されていること。また、特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならないと規定されていることに伴いまして、これらの運営に関する基準を町において条例として制定する必要があることから、上程させていただくものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから詳細説明をさせていただきます。お手元の議案書、千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をご覧ください。

まず初めに、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の内容でございますけれども、特定教育・保育施設とは、現存の幼稚園、保育園、認定こども園を指します。特定地域型保育事業とは、主に3歳未満、ゼロ歳から2歳の子供の保育を行う定員が19名以下の小規模な単位で行う事業のことを指します。

では、本条例の内容につきまして説明を申し上げます。

第1章、総則。第1条は、本条例の趣旨となっております。子ども・子育て支援法の規定に基づく基準を定めることとしています。

第2条は、本条例で使われている用語の定義となっております。

第3条は、保育環境の確保、子どもの人格、尊重など特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に共通の一般的な原則を定めたものです。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準。

第1節、利用定員に関する基準。第4条は、第1項におきまして、特定教育・保育施設の利用定員数を20人以上と定め、認定こども園、幼稚園、保育園、各区分ごとに定員を定めることとしております。

第2節、運営に関する基準。第5条から第34条につきまして、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めております。運営基準の主な内容といたしまして、第5条では特定教育・保育の提供の開始の際、特定教育・保育施設を利用することに関する重要事項につきましては、文書を交付して説明を行い、その開始につきましては保護者の同意を得なければならないとしています。

第6条第1項では、利用申し込みがあった場合は、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとしています。

第6条第2項から第4項までは、申し込み者が利用定員を上回る場合において選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないこと。

第13条第1項、第2項では、特定教育・保育施設は法定代理受領による施設型給付を受ける場合は、

市町村が定める利用者負担額の支払いを保護者から受け取るものとし、法定代理受領に寄らない場合は、内閣総理大臣が定める基準により算定した公定価格の支払いを受けることとしています。

第15条では、各施設は、施設の区分に応じて幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針または幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を行うこととしています。

第20条では、運営規定を整備すること。

第24条、第25条では、子どもについて差別的取り扱いや虐待をしてはならないこと、第27条では、業務上知り得た子どもの家族の秘密を漏らしてはならないこととなっています。

以上のほか、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めております。

次に、第3章から始まる第37条から第52条におきましては、特定地域型保育に関しての基準を定めたものでございます。その規定の項目のほとんどが、特定教育・保育施設と同様でございます。しかし、特定地域保育事業は基本的に3歳未満を保育するというようになっておりますので、園児たちの卒園後の教育・保育の受け皿となる連携施設、幼稚園や保育園でございますが、適切に確保することということを第42条において定めております。その点が異なる点でございます。

なお、附則第1条につきましては、本条例の施行期日を定めております。本条例は、法の委任を受けてから基準を定めるものでありますので、施行期日は根拠規定の施行日である子ども・子育て支援法の施行日からとなり、同法は平成27年4月1日から本格施行を予定されております。

附則第2条、第5条は、制定の移行に伴う経過措置について定めております。

なお、本条例でございますが、法によりまして全国の自治体に一律に制定を求められている内容でございます。その内容、文言は非常に難しいものでございますが、国の省令、政令に基づいて参酌をしてくださいという国の指導もございまして、上位法に沿うような内容となっております。

なお、千代田町におきましては、幼稚園、保育園におきましても公立でございます。公立でございますから、非常に三位一体の改革以降、一般財源化され、厳しい運営の中でございますが、議会の皆様方に多大なご理解をいただきまして、町の子どものために公立ということで運営をしています。この条例につきましては、公立も市立も関係してきます。千代田町を除く近隣市町及び全国では、やはり私立が大変多うございます。そういう中、この条例によりまして町自体は認可されている私立、公立の保育園、幼稚園に対しまして、この条例による適正に行われているかの確認を行うこととなっております。その確認をされたものが、特定幼稚園・保育園ということになりまして、今後の消費税から成る補助金の流れになってきて、町を経過するということが基本になっております。

ただし、千代田町におきましては公立でございますので、この内容的には適用と、影響は受けないということになります。また、新しくできた小規模でございますが、これも都会などでは待機待ち児童がたくさんいるということで、無認可保育園とかいろいろ問題がございましたが、そういう小規模なものに対しましても、今回、条例の中に入れて、そのようなものが出てきた場合には認定を行っていくという内容になってございますが、現在、千代田町は両方とも待機待ちはございませんので、な

かなかそういうものが進出してくるとはならないと思うのですけれども、全国一律に同条件で定めるということで、今回、条例を上げさせていただいております。

以上で本案の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第5、議案第33号 千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第33号 千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法が改正されることから、改正後の児童福祉法の規定により、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされております。このことから、本町におきましても条例として制定いたしたく上程するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください

ますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから本条例の詳細説明をさせていただきます。お手元の議案書、千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をご覧いただきたいと思います。

まず初めに、家庭的保育事業等の内容でございますが、これは4つに分類がございまして、まず1つ目、保育者の居宅や施設におきまして、5人以下の保育を行う家庭的保育事業、2つ目が同様に6人から19人までの保育を行う小規模保育事業、3つ目が保育を必要とする子どもの居宅において、自宅ですね、保育を行う訪問型保育事業、ベビーシッターと同じような感じでしょうか。4つ目は、企業等におきまして、主に従業員の子供のほか、地域の子供の保育も行う事業所内保育事業でございます。いずれも3歳未満児の保育を目的としてございます。先ほどの小規模保育というものと同様でございます。今後の補助金等の流れによりまして、家庭的保育事業等という名前に指定がされているものでございます。やはり都会ですとか過疎地で保育園待機待ちが多い、保育所がないというようなところを想定されて、これも全国一律で条例の制定を求められているものでございます。

では、中身について説明させていただきます。第1章、総則では、第1条は本条例の趣旨になっております。改正後の児童福祉法に基づき基準を定めることとしております。

第2条は、本条例で使われている用語の定義となっております。

第3条、第4条は、本条例の定める最低基準の目的、それに対する町及び事業者のあり方について定めてございます。

第5条から第21条につきましては、家庭的保育事業等に共通する基準を定めております。

第5条では乳幼児の人格、保育の自己評価、その改善などといった一般原則、第6条では保育所、幼稚園及び認定こども園との連携の確保、第7条では非常災害対策、第8条から第10条までは職員に関すること、第11条から第13条までは利用する乳幼児に対する差別的扱いや虐待の禁止、第14条では衛生管理などの基準、第15条、第16条では食事の提供の基準、第17条では健康診断の実施、第18条、第19条では運営規定や帳簿の整備、第20条では秘密の保持、第21条では苦情対応などについて定めております。

第2章、家庭的保育事業、保育者の居宅において5人以下の主にゼロ～2歳児の保育を行う事業でございますが、第22条から第26条につきましては家庭的保育事業に固有の基準を定めております。具体的に申し上げますと、第22条では家庭的保育事業を行う場所の要件、第23条では配慮すべき職員と1人の保育者が保育することのできる乳幼児数、第24条では保育時間、第25条では保育内容、第26条では保護者との連絡に関しまして基準を定めております。

第3章、小規模保育事業、これは6人以上19人以下の保育施設が主で、ゼロ～2歳児の保育を行う事業ですが、第27条から第36条につきましては小規模保育事業に固有の基準を定めております。具体

的に申し上げますと、第27条では小規模保育事業の3類型を定めまして、第28条から第36条では各類型の特性に応じてそれぞれの類型ごとの事業所の設備、職員の基準を定めるほか、家庭的保育事業の基準の準用によりまして、保育時間、保育内容、保護者との連絡に関する基準を定めております。

第4章、居宅訪問型保育事業、子供の居宅において保育をするもので、ゼロ～2歳児が対象でございますが、第37条から第41条につきましては、居宅訪問型保育事業に固有する基準を定めております。具体的に申し上げますと、第37条では居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容、第38条では事業者の設備及び備品、第39条では保育者1人が保育できる幼児数、基本的に1対1でございます。第40条では居宅訪問型保育連携施設の確保の基準を定めるほか、第41条では家庭的保育事業の基準の準用によりまして、保育時間、保育内容、保護者との連絡に関する基準を定めております。

第5章、事業所内保育所。企業が主として従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供の保育も行う事業です。第42条から第48条につきましては、事業者内保育事業に固有の基準を定めております。具体的に申し上げますと、第42条では事業所内保育所の利用定員、第43条から第48条では設備の基準、職員の基準を定めるほか、家庭的保育事業の基準の準用によりまして、保育時間、保育内容、保護者との連絡に関する基準などが定められております。

なお、附則第1条につきましては、本条例の施行日を定めております。本条例は、法の委任を受けて基準を定めるものでございまして、施行期日は根拠規定の施行日であります子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日からとなり、同法は平成27年4月1日から施行を予定されております。

附則第2条から第5条におきましては、各事業における経過措置を定めております。全体的なことですが、先ほどの小規模待機待ち対策でやっていく場合に、この4つのパターンの事業がこれから起きてくるということで、これにつきましては町が認可となるものですから、細かい基準を定めております。現在、一つもありませんけれども、今後、もし出てきた場合には、この条例によりまして町が認可を受け、補助金の流れも町を通して流れていくという仕組みから、この条例を定めていくものでございます。

以上で本案の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第6、議案第34号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第34号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法が改正されることから、改正後の児童福祉法の規定により、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされております。このことから、本町におきましても条例として制定いたしたく、上程するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私から詳細説明をさせていただきます。お手元の議案書、千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をご覧ください。

まず、放課後児童健全育成事業は、学童保育事業のことでございます。それでは、中身につきまして説明させていただきます。

第1条は、本条例の趣旨となっております。改正後の児童福祉法に基づき基準を定めることとしております。

第2条は、本条例で使われる用語の定義となっております。

第3条、第4条は、本条例の定める最低基準の目的、それに対する町及び事業者のあり方について定めております。

第5条から第21条につきましては、改正後の児童福祉法第34条の8の2により、条例の委任されます基準を定めるものでございます。具体的に申し上げますと、第5条では放課後児童健全育成事業の目的や人格の尊重など一般原則、第6条では災害対策、第7条、第8条は飛びまして第10条では職員に関すること、第9条では設備、第11条、第12条では利用する児童に対する差別的取り扱いや虐待の禁止、第13条では衛生管理、第14条、第15条では運営規定や帳簿の整理、第16条では秘密の保持、第17条では苦情対応、第18条では開所時間及び日数、第19条では保護者との密な連絡体制、第20条では関係機関との連携、第21条では事故発生時の対応の基準を定めております。

なお、附則第1条につきましては、本条例の施行日を定めております法の委任を受けて基準を定めるものでございますので、施行期日は根拠規定の施行日であります子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日からとなり、同法は平成27年4月1日から施行を予定されております。

附則第2条につきましては、職員の資格要件に関する経過措置について定めてございます。この条例につきましても、全国一律で定めることとしていまして、これも町が認可できる要件となっておりますので、細かく基準を設けさせていただいております。

なお、千代田町におきましては2園ありますが、直営で、公営でやってございますので、この影響は受けないのですけれども、多くの町におきましては、やはり保護者会が主体になって学童保育所、学童クラブというものは運営されておりますので、その認可を受けて町から国、県等の補助をこれから通過していくということから町のほうに権限が委任される、そういう内容から条例の制定が必要となったものでございます。

以上で本案の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に

ついて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第7、議案第35号 千代田町土地開発基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第35号 千代田町土地開発基金条例を廃止する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、公用もしくは公共用に供する土地などをあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行に努め、時代とともに大きな役割を果たしてきた土地開発基金につきまして、今後、土地開発基金による公共用地等取得の見込みがない状況であること、また西邑楽土地開発公社への貸付金返済の確約が取れましたことから、基金条例を廃止するものであります。

なお、条例の廃止日は平成26年9月30日とし、基金につきましては一般会計に繰り入れを行い、財政調整基金及び公共施設建設基金に積み立てを行いたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はございますか。

[[なし] という人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 千代田町土地開発基金条例を廃止する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第8、議案第36号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第36号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、順次、施行されることに伴い、千代田町税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容であります。法人町民税では、法人税法におきまして、外国法人に係ります恒久的施設が定義され、また恒久的施設を有する外国法人に係る外国税額控除制度及び申告納付制度が設けられたことに伴う改正、また市町村間の税収の偏りを是正するため、法人町民税法人税割の一部が国税化され、地方交付税の原資となることに伴いまして、法人税割の税率を引き下げるものであります。

次に、軽自動車税では平成27年度以降に新たに取得された四輪車等の税率を自家用乗用車にあっては1.5倍に、その他の車両にあっては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げるものであります。

固定資産税関係では、特例民法法人から一般社団法人・一般財団法人に移行した法人に係る経過措置の見直しによります項ずれの整備を行うものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） それでは、議案第36号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布され、順次施行されることに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

お手元に議案第36号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりましてご説明させていただきます。表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いたします。

最初に、新旧対照表の1ページをお願いいたします。千代田町税条例の一部を改正する条例第1条関係になります。その中の第23条、町民税の納税義務者等の第2項及び第3項につきましては、法人税法第2条第12号の18におきまして、外国法人の恒久施設の定義が新設されたことによりまして、規定の整備を行うものでございます。

次に、第33条、所得割の課税標準第5項では、法律第23条、都道府県民税に関する用語の維持の改正に伴います号ずれを修正するものでございます。

2ページをお願いいたします。第34条の4、法人税割の税率になりますが、地方税法第314条の4、法人税割の税率の改正によりまして、法人町民税法人税割の税率を現行の14.7%を2.6%引き下げ、12.1%とするものであります。これは国内の各市町村間等の財政力格差の縮小を図ることを目的に地方法人税が創設されましたが、税率の引き下げ分に係ります税額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税の原資とするものであります。

次の第48条、法人町民税の申告納付、3ページになりますが、第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金では、法人税法におきましては外国法人に係ります外国税額控除制度の新設や法人税法第3点の規定の整備に伴います引用条文の変更によりまして改正するものでございます。中ほどにあります第82条、軽自動車税の税率では、平成27年4月1日以降に新規に取得される四輪等の新車に限り適用し、税率を自家用車は現行の1.5倍に、貨物用・営業用車については現行の約1.25倍に引き上げようとするものでございます。ただし、引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は、2,000円とするものであります。なお、既に所有されている軽自動車税につきましては、現行のまま据え置くものでございます。

5ページ上段の附則第2条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例では、租税特別措置法第40条第11項及び第12項の追加によります引用条文条項の整備を行います。

5ページ中ほどの附則第16条、軽自動車税の税率の特例では、グリーン化を進める観点から、最初の車両番号の指定を受けた月から14年を経過した月の属する年度より、三輪以上の軽自動車について、平成28年度分からおおむね20%の経年従価税率を定めるものでございます。

次に、6ページの附則第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例第1項では、一般株式等に係ります譲渡所得等に係る個人の市町村民税の課税の特例について、規定の明確化を図ります。

6ページ下段の附則第21条の2では、固定資産税に関しますが、特例民法法人から一般社団法人、一般財団法人に移行した法人に係ります経過措置の見直しによります条項ずれの整備でございます。

7ページ、中段の現行になりますが、附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例から、附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例まで、地方税法に規定されていることから町条例では削除し、現行の附則第24条、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとするものがすべき申告等及び附則第25条、個人の町民税の税率の特例等をそれぞれ繰り

上げ、条ずれの整備を行います。

8 ページをお願いいたします。大きなくくりになります。第2条、千代田町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例第2項では、非課税口座内上場株式等の譲渡に係ります都道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例の改正によりまして、贈与や相続により非課税口座内上場株式等を取得した場合には、贈与や相続のあったときに、その払い出し時の金額をもって株式等を取得したこととみなす規定を追加するものでございます。

最後のページ、9 ページになります。大きなくくりの第3条関係の附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例第2項では、租税特別措置法に係ります条文等の規定の明確化を図りました。また、次の附則第1条第2項につきましても、規定の整備となります。

議案書3ページの下段をお願いいたします。議案書のほうでございます。

附則第1条、施行期日、附則第2条、町民税に関します経過措置、附則第3条から附則第5条、軽自動車税に関する経過措置についてでございますが、施行期日など条文ごとに違っております。主なものを申し上げますと、第34条の4、法人町民税の法人税割の税率の改正につきましては、平成26年10月1日、第82条、軽自動車税の税率の改正では、平成27年4月1日、附則第16条、軽自動車税の税率の特例、これは環境に優しい車両、グリーン化に係るものでございますが、平成28年4月1日施行となっております。その他につきましては、記載のとおりでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第9、議案第37号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第37号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月16日に成立し、母子及び寡婦福祉法が一部改正されました。これにより、千代田町福祉医療費の支給に関する条例におきましても改正の必要が生じたので、所要の措置を講じるものであります。

主な改正内容は、引用している法律名の改正及び配偶者のない男子の根拠条項等の改正による文言の一部変更となっております。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第37号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、私から詳細説明をさせていただきます。

お手元の資料、千代田町福祉医療費の支給に係る条例新旧対照表をご覧いただきまして説明をさせていただきます。今回の条例の改正理由につきましては、先ほど町長から申し上げましたとおり、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が一部改正されたことに伴い、改めるものでございます。

具体的な変更内容といたしまして、表中第3条第1項第3号中及び同項第5号中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第4号中「母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる者として政令で定めるものであって」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、」に改めるものです。引用している法律名の改正と配偶者のない男子の根拠条例等の改正による文言の整備を行うものとなっております。

なお、この条例の改正は、上位法であります改正に伴うものでございまして、それが発令される政令によりまして平成26年10月1日を施行日とさせていただくものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第37号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明

○議長（福田正司君） お諮りいたします。

日程第10、認定第1号から日程第15、認定第6号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、認定第1号 平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第11、認定第2号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第12、認定第3号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第13、認定第4号 平成25年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第14、認定第5号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、日程第15、認定第6号 平成25年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。
大谷町長。

○町長（大谷直之君） 認定第1号 平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成25年度千代田町介護保険特別会計歳入

歳出決算の認定、認定第5号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 平成25年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

詳細につきましては、この後、担当課長並びに局長から順次説明させますが、私からは平成25年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、平成25年度の我が国経済は、アベノミクスにより、デフレや円高から脱却するための経済施策が順次実行され、株価、経済成長率、企業業績、雇用等、多くの経済指標が改善を見せております。このような社会・経済情勢の中、本町におきましては、町民皆様の安全安心な生活と福祉の向上を図るべく予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは最初に、平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。決算額は、歳入総額50億1,174万2,819円、歳出総額47億5,149万9,770円となり、差引額は2億6,024万3,049円となりました。これから翌年度への繰越額1,865万6,000円を差し引いた実質収支額は2億4,158万7,049円と黒字決算となりました。景気は回復傾向にあるものの、依然厳しい地方財政の中にあって、一応の成果と結果をご報告できますことは、議会を初めとする関係各位のご協力のたまものであり、心からお礼を申し上げます。次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず歳入でございますが、自主財源の根幹をなす町税におきまして、特に固定資産税や町たばこ税が前年度に比べて大きく増収となったことにより、町税全体では7,369万1,719円の増加となりました。しかし、地方交付税におきましては、法人町民税の増加等により、普通交付税算定基礎となる基準財政収入額が増加したことにより、全体で7,609万9,000円、11.2%の減額となっております。財源内訳では、自主財源比率が66.6%であり、前年度に比べ3.2ポイントの増加となっております。財政健全化判断比率につきましては、全て早期健全化基準を下回っており、また経常収支比率については90.4%と前年度より2.0ポイント増加しましたが、今後とも健全財政の維持に努めてまいります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対します執行率は94.1%であります。主な事業といたしましては、安全安心の確保対策では、防災行政無線のデジタル化工事の実施、スクールゾーンの道路標示新設補修工事を実施するとともに、群馬県警察本部との連携により、赤岩及び舞木地内の一部をゾーン30として指定することで、生活道路や通学路における交通安全の確保を図りました。また、国の補助金を活用し、既設の防犯灯の設置状況を調査し、町内全域の防犯灯をLED防犯灯に切りかえたことで、電気料の削減にもつながると考えております。

子育て環境の充実では、引き続き一時預かり事業を実施するなど、学童保育等の保育サービスの充実を図りました。

都市基盤の整備では、道路維持補修事業、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事、都市計画道路整備事業を引き続き実施したほか、萱野地内の丑起橋の拡幅工事も完成し、交通安全や事故防止に努めました。

農政関係では、小規模農村整備事業による農業生産基盤整備を実施し、また商工業の振興、保健衛生の推進、学校教育や生涯教育の推進では、幼稚園の預かり保育の実施、千代田中学校西トイレ改修工事を初め、各小中学校特別教室エアコン設置工事、町民体育館のドア等改修工事など、行政全般にわたる事業に積極的に取り組んでまいりました。

今後も、総合計画に基づくまちづくりを実現するため、財政危機突破計画や行政改革大綱に沿った行財政改革を着実に推進し、将来の財源確保と健全財政に努めてまいります。

次に、平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、無職の方や退職者など被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べ、加入者の平均年齢が高いため医療費負担が大きく、また平均所得は低いといった特徴があります。本町の国民健康保険事業につきましては、医療費抑制を念頭に事業運営に当たっておるところではありますが、少子高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費は依然増加しております。また、保険税の調定額や収入額の伸び悩みから、一般会計からの繰り入れも大きいことなど、引き続き厳しい財政運営を強いられております。

このような状況の中、決算額は歳入総額14億6,447万195円、歳出総額14億2,091万1,449円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の4,355万8,746円となりました。

歳出は、予算現額に対しまして97.3%の執行率でありました。今後も、住民の皆様が安心して医療が受けられる国民皆保険制度を堅持していくため、相互扶助制度の趣旨や公平な税負担の啓発を推進するとともに、医療費適正化事業などにも積極的に取り組んでまいります。

国民保険制度の運営に当たっては、国で議論されている社会保障と税の一体改革など制度改正の動向を見ながら事業運営を図ってまいりたいと思っております。

次に、平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化社会の中で、医療の給付と負担を明確化、公平化するため、原則75歳以上の方を対象として平成20年4月に運用が始まり、群馬県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事業運営を行っております。少子高齢化が進む中、高齢者の医療費は増加傾向にあります。

決算額は、歳入総額9,725万8,799円、歳出総額9,447万6,360円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の278万2,439円となりました。

歳出は予算現額に対しまして、96.5%の執行率でありました。年々増加する医療費を可能な限り抑制するため、引き続き医療費適正化対策や健康意識の高揚に努めてまいります。

なお、後期高齢者医療制度のあり方につきましては、広範多岐にわたって見直しの議論がされてお

りますが、引き続き高齢者の安定した医療の確保を図ってまいります。

次に、平成25年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

介護保険制度は、高齢化社会の進展により介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年度に開始されました。制度の定着により、要介護・要支援認定者の増加とともに、介護サービス利用者数も年々増加し、保険給付費については前年度より2,631万4,837円、3.3%の増加となりました。

決算額は、歳入総額9億2,161万5,275円、歳出総額8億9,538万30円となり、差引額は実質収支額ともに同額の2,623万5,245円となっております。

歳出は、予算現額に対しまして97.2%の執行率でありました。今後も、介護給付費の適正化や介護予防事業等の取り組みを推進し、介護給付費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

次に、平成25年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として平成12年7月に供用を開始し、順次、管網の整備を推進し、事業認可区域の早期完了に向け供用区域の拡大を図っているところであります。

決算額は、歳入総額2億4,084万3,497円、歳出総額2億3,319万6,773円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の764万6,724円となりました。

歳出は、予算現額に対しまして97.4%の執行率でありました。平成25年度の事業では、管渠築造工事を推進工法で324.6メートル、開削工法で290.5メートル実施いたしました。今後も快適な生活基盤整備の早期実現を目指し、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

最後に、平成25年度水道事業会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

安全な水を安定的に供給するため、施設の維持管理を初め、老朽管の布設替え等を実施し、良好な給水体制の確立に努めてまいりました。しかし、給水人口の減少並びに節水意識の高まりによる水道水の需要の伸び悩みと、水道施設の老朽化に伴う修繕費用などの増加は、毎年、水道事業会計に大きな影響を与えております。

このような状況の中で、今後は群馬県東部地域の3市5町による公益水道企業団設立に向け、経営基盤、技術基盤の強化や、より安全で安心な水道水を供給することを協議中であります。

決算額は、収益的収支において、事業収入2億4,074万1,808円、事業支出2億3,220万8,007円となり、差し引きで853万3,801円の純利益を計上することができました。

また、資本的収支では、資本的収入3,078万6,975円、資本的支出1億2,267万1,039円で、その不足する額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填し、収支の均衡を図りました。今後とも公営企業といたしまして、より一層の経営努力に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算内容につきまして総括的に申し上げ、提案理由

の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

[監査委員（白石正躬君）登壇]

○監査委員（白石正躬君） それでは、平成25年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成25年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計決算について、去る8月5日及び8日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしましては、一般会計、各特別会計及び水道事業会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されており、計数的にも正確でありました。基金の運用も含め総体的にはほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主要財務比率につきましては、町の財政力を示す財政力指数が0.766、前年度が0.751、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が90.4%、前年度が88.4%、町全体の公債費返済の負担の重さを示す実質公債費比率が6.0%、前年度が5.9%となっており、各比率は比較的良好な値を示しております。

歳入については、一般会計及び各特別会計において町税及び各保険料の収納率が向上しております。各種未納対策への取り組みの努力がうかがえるところですが、依然として多額な収入未済額が計上されていることから、今後も税負担の公平の原則に立ち、貴重な財源確保のため、さらなる徴収体制の強化を望みます。

また、不納欠損処分については、法令等を適正に運用し、慎重かつ厳正な取り扱いに努められるようお願いいたします。

歳出予算の不用額については、その原因について検討、分析をし、よりの確な予算編成と適正かつ効率的な予算執行を行い、不用が確実となった時点で減額補正をするなどの工夫をされるようお願いいたします。今後とも本町の行財政運営におきましては、第五次総合計画に掲げる施策を基本とし、第六次行政改革大綱や第二次財政危機突破計画による行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と活力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して、審査意見といたします。

平成26年8月28日。千代田町長、大谷直之様。千代田町監査委員、白石正躬、同じく千代田町監査委員、青木國生。

○議長（福田正司君） 白石監査委員には、意見書の報告、大変ご苦労さまでした。

ただいまから10時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時32分）

再開 (午前10時45分)

○議長(福田正司君) 休憩を閉じて再開をいたします。

次に、平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算について、各課長、局長より所管事項の詳細説明を求めます。

初めに、椎名財務課長の説明を求めます。

椎名財務課長。

[財務課長(椎名信也君)登壇]

○財務課長(椎名信也君) それでは、財務課所管の決算につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、歳入全般につきまして、その概要を申し上げます。決算書の11、12ページをお開きください。1款町税でございます。町税全体の収入済額は22億6,520万1,714円で、前年度に比べ7,369万1,719円、3.4%の増収となり、調定額に対します収納率は94.7%で、前年度に対し0.4ポイントの増となりました。

1項町民税でございます。景気はアベノミクス効果等で改善傾向にありますが、景気回復の兆しとは裏腹に個人所得の増加が見られなかったことから、個人町民税額では収入済額4億8,322万6,315円、前年度に比べ650万8,329円、1.3%の減となりました。また、法人町民税では、大手企業や大型商業施設の業績の好調によりまして、収入済額は2億7,391万9,700円となり、前年度に比べ1,898万4,000円、7.4%の増でございました。町民税全体では、収入済額が7億5,714万6,015円となったものでございます。

次に、2項固定資産税でございますが、土地に係ります税では、地価下落の影響により下がりましたが、家屋では新築家屋の増加、そして焼却資産につきましては大手企業によりまして新規設備投資の増強によりまして、収入済額は前年度に比べ4,258万3,179円、3.4%の増、12億8,498万1,611円となりました。

下段の4項町たばこ税になりますが、大型商業施設等に係ります売上額の増加によりまして、収入済額は1億1,006万8,773円で、前年度に比べ1,852万9,370円、20.2%の大幅増額となりました。ほかの税目につきましては、おおむね前年度と同様となっております。

右側の12ページ上段の町税の不納欠損額でございますが、総額は799万1,617円、前年度に比べ79万4,203円の微増となりました。また、収入未済額につきましては1億1,938万810円で、前年度と比較いたしまして594万5,055円の減額でございました。これにつきましては、町といたしまして初めて差し押さえ物件を県の合同公売により換金し、滞納税に充当させていただいたものが減額要因の一つと思われまふ。このほか納税者の不公平感が生じないように、滞納者の実態調査及び預金調査、給与照会、分納制約、差し押さえ、裁判所への交付要求など必要な滞納整理を行いましたが、財産なし、生活困窮、所在不明等の理由によりまして、やむを得ず法律に基づきまして不納欠損させていただいた

ものでございます。今後におきましても、不納欠損や収入未済額の縮小に向け更なる努力をしておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次のページ、13、14ページをお願いいたします。2款地方譲与税でございますが、収入済額は6,235万6,000円で、前年度に比べ320万8,090円、4.9%の減となりました。これは2目自動車重量譲与税においてエコカー減税などによりまして前年度に比べ275万9,000円の減となったものでございます。

15、16ページをお願いいたします。上段にあります5款株式等譲渡所得割交付金では、収入済額は746万9,000円で、前年度に比べ672万9,000円の大幅な増額となりました。これにつきましては、県税として県が徴収した財源をもとに交付されたものでございます。

6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金につきましては、前年度同様の収入額でございました。

次のページをお願いいたします。17、18ページでございます。上段の9款地方交付税でございますが、収入済額は合計で6億209万1,000円となり、前年度に比べ7,609万9,000円、11.2%の大幅な減となりました。右側の備考欄をご覧いただきたいと思っております。普通交付税が4億6,019万5,000円で、前年度に比べ7,240万3,000円の減額であります。この要因でございますが、法人町民税の増加によりまして普通交付税の算定となります基準財政需要額が増加したことが大きく影響しているものと考えております。

11款分担金負担金でございます。収入済額6,078万5,911円となりました。この項目では、町の行う事業により利益を受ける方々からのご負担をいただくものでございますが、民生費負担金及び次のページになります教育費負担金につきましては、前年同様の額であります。幼稚園負担金につきましては預かり保育負担金が新規事業で計上となったものでございます。中ほど12款使用料及び手数料につきましては、前年度に比べ85万7,065円の減額となりました。また、収入未済額が1,407万913円で、前年度に比べ107万5,251円の増加でございました。この要因でございますが、町営住宅使用料の未納額が増加したためということでございます。

次のページをお願いいたします。下段にあります13款国庫支出金でございます。全体の収入済額は3億1,738万1,493円で、前年度に比べ6,193万3,575円、24.2%の大幅な増となりました。主な要因でございますが、次のページになります。23、24ページをお願いいたします。2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金では、4節小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業費補助金、これは町内の防犯灯の調査に係ります補助金であります。その下にあります地域の元気臨時交付金では、役場庁舎空調設備改修事業に係ります補助金で3,201万6,000円の交付がございました。

次のページをお願いいたします。中ほど4目土木費国庫補助金では、収入済額4,672万4,000円、前年に比べまして1,108万4,000円の増額となりました。これは、平成25年度に繰り越した1節社会資本整備総合交付金が増額となったものでございます。

次の5目教育費国庫補助金につきましては、繰越事業費に係ります補助金の増額によりまして

1,857万6,000円の大幅な増額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。14款県支出金でございます。全体の収入済額は2億3,178万3,852円で、前年度に比べ2,043万8,396円、8.1%の減額となりました。1項県負担金では177万7,153円増加いたしましたが、29、30ページ上段の2項県補助金では2,307万5,653円、19.9%の大幅な減となっております。この県補助金の減額の主な要因でございますが、3目衛生費県補助金におきまして、31、32ページになりますが、前年度ありました群馬県妊婦健康診査支援事業補助金及び子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が一般財源化されたため、また4目労働費県補助金の緊急雇用創出事業が対象分野の縮小によりまして大幅な減少となったものでございます。

次のページ、33、34ページをお願いいたします。3項県委託金の3目土木費県委託金では、県営赤岩渡船委託金が船舶検査に対応するための修理費分の委託金の増加によりまして、収入済額1,048万5,900円と、前年対比で283万2,900円の増額となりました。

下段にございます15款財産収入でございますが、収入済額は7,438万8,344円で、前年度に比べ7,179万6,893円と大幅な増額となりました。これは、次の35、36ページ中ほどにございます2項財産売払収入、1目不動産売払収入におきまして、ちよだCOMハウスの敷地を社会福祉法人もくせい会に7,030万円で売却を行ったことが要因でございます。

16款寄附金、1項寄附金では99万6,367円の増額であります。

次のページをお願いいたします。上段の3目ふるさと応援寄附金につきましては、皆さんご承知かと思いますが、税制改正によりまして寄附金控除が拡充されました。24万円のご寄附をいただいたところでございます。

次の17款繰入金でございますが、収入済額は4億2,603万8,320円で、前年度に比べ1億3,740万8,277円の大幅な増となりました。主な要因でございますが、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金の前年度に比べ2,120万2,699円増の4,894万8,699円となったこと、次の2項基金繰入金におきまして、1目財政調整基金繰入金の前年度に比べ2,866万1,000円の増、次のページになります。3目公共施設建設基金が前年度に比べ7,895万円の増となったものによるものでございます。公共施設建設基金では、東西小学校施設整備事業などに充てるために繰り入れを行っております。

18款繰越金でございます。収入済額は2億8,083万1,679円で、前年度に比べ707万3,365円、2.6%の増となりました。繰越明許費繰越金があったため、増額となったものでございます。

次の19款諸収入でございますが、収入済額1億8,824万1,064円、前年度に比べ689万2,262円、3.8%の増でございました。

次のページをお願いいたします。3項1目貸付金元利収入では、前年度と比べ収入済額が2,014万6,832円増の1億857万5,924円となりました。また、収入未済額も3,182万9,428円増の5,461万1,919円でございました。この2つの増加要因につきましては、舞木土地地区画整理組合から1,900万円増額の9,300万円の返金があったこと、また3,100万円の返済が滞ったことによるものでございます。

中ほどにございます4項雑入では、収入済額7,565万5,966円で、前年度と比べまして1,202万465円、13.7%の減となりました。

次のページをお願いいたします。平成24年度に交付いたしました13区公民館建設に係ります助成金が減額の要因の一つでございます。

次に、20款町債でございます。収入済額3億42万1,000円で、前年度に比べ5,781万7,000円、16.1%の大幅な減となりました。1目臨時財政対策債では、国の地方交付税の財源不足を地方が臨時財政対策債として借り入れまして、その限度額につきまして国より示されるわけでございますが、平成25年度では3,171万7,000円減の2億5,522万1,000円となりました。

2目総務債、1節地域活性化事業債3,200万円につきましては、役場庁舎空調設備改修事業に充てることを予定しておりましたが、国の経済対策として交付されました地域の元気臨時交付金を充てたことから、借り入れを行わずに済みました。

下段の4目消防債では、前年度に引き続き防災無線デジタル化事業に充当させていただきました。

次のページをお願いいたします。5目教育債では、繰越事業分といたしまして中学校トイレ改修工事に充てるため1,620万円を借り入れたものでございます。町債全体といたしましては、起債から国庫補助金等に切りかえさせていただいたことによりまして、前年度よりも少ない額で済んだものでございます。

最後に、歳入合計の欄を見ていただきたいと思います。左から当初予算額につきましては45億4,000万円スタートいたしました。9回の補正予算を行いまして3億8,645万5,000円を追加いたしました。また、繰越額1億2,259万円をプラスいたしまして、最終予算額は50億4,904万5,000円となったものでございます。

右ページの収入済額につきましては、合計額50億1,174万2,819円で、前年度に比べ2億737万463円、4.3%の増でございました。なお、不納欠損額及び収入未済額につきましても増加しておりますので、今後とも引き続き減少するよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、財務課所管の歳出をご説明申し上げます。決算書の63、64ページをお願いいたします。2款総務費、2項徴税费でございます。支出済額は1億2,320万3,145円で、前年度に比べ20万7,726円の減となりました。予算現額に対します執行率は98.3%でございました。

1目税務総務費につきましては、支出済額7,683万1,922円で、前年度に比べ322万9,003円の減でございます。ここでは職員12名分の人件費、固定資産評価審査委員3名分の報酬及び各協議会負担金等を支出させていただきました。職員人件費の支出が少なかったため、減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。2目賦課徴収費でございます。支出済額4,637万1,223円で、前年度に比べ302万1,277円の増となっております。ここでは税額計算から賦課徴収に要します電算業務委託料のほか、電算機器及びシステム使用料並びに課税客体資料作成や不動産鑑定評価などの業務委託料、還付金等を支出しております。増加の主な要因でございます。備考欄の賦課費の中ほどに不動産

鑑定評価（標準宅地）委託料357万円、また同じく雑種地に係ります委託料21万円が新規事業として計上されました。この委託料につきましては、平成27年基準年度の固定資産税の土地の評価替えにおいて活用する標準宅地雑種地の不動産鑑定評価実施のための評価を行ったものでございます。

めくっていただきまして71、72ページをお願いいたします。下段の6項監査委員会費でございますが、支出済額は41万5,620円で、前年とほぼ同様の支出となっております。

大きくめくっていただきまして、173、174ページをお願いいたします。下段の12款公債費でございますが、支出済額は元金、利子を合わせまして4億1,608万8,169円、前年度に比べまして2,411万7,230円、6.2%の増となりました。主な増加要因といたしましては、1目元金におきまして、次のページの上段になりますが、平成21年度及び平成22年度借入れの学校教育施設整備事業債と平成21年度借入れの臨時財政対策債の償還が平成25年度より始まったことから2,607万792円増加し、支出済額は3億7,403万1,174円となりました。

歳出につきましては以上でございますが、平成25年度一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書につきましては、179ページ、180ページをご覧いただきたいと思っております。歳入総額50億1,174万3,000円、歳出総額は47億5,150万円、歳入歳出差引額は2億6,024万3,000円となり、繰越明許費繰越額1,865万6,000円を控除した実質収支額は2億4,158万7,000円の黒字決算となりました。

また、次のページ、181、182ページにつきましては、債務負担行為額調、次の183ページから191ページにかけては財産に関する調書となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、決算の具体的な内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成25年度決算説明書及び平成25年度決算資料のほか、平成25年度決算カード、千代田町公共工事等一覧、財政危機突破計画実施結果、課・局における事務事業結果分析によりまして細かに掲載させていただいておりますので、これらも参考にいただければと考えております。

以上で、平成25年度一般会計の決算に係る歳入全般と財務課所管の歳出についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 次に、川島総務課長の説明を求めます。

川島総務課長。

[総務課長（川島 賢君）登壇]

○総務課長（川島 賢君） それでは、総務課所管等の歳出決算につきまして詳細説明を申し上げます。

決算書の49ページ、50ページをお開き願いたいと思っております。なお、細かな部分につきましては、備考欄にあります具体的な事業等を中心に説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、2款総務費であります。支出済額は10億1,106万3,496円、対前年度比は13.2%の増でございます。

まず、2款1項1目の一般管理費でございます。支出済額は2億3,464万110円でございます。主な

支出につきましては、備考欄をご覧いただきたいと思います。職員人件費は特別職2名及び総務課職員13名分の人件費であります。一般経費につきましては、臨時職員8名分の賃金及び需用費、役務費、委託料、使用料といった一般事務経費等であります。

ページをめくっていただきたいと思います。52ページになります。人事事務事業につきましては、人事事務経費及び職員研修事業並びに福利厚生事業費であります。職員研修では、日本経営協会から講師をお招きしまして、職員を対象にメンタルヘルス研修を実施いたしました。

叙勲等受章祝賀会事業につきましては、春の褒章では田中盛栄氏が藍綬褒章を、また秋の叙勲では坂本金光氏が旭日双光章を受章されましたので、町主催による祝賀会を開催させていただきました。その経費が計上されております。

功労者表彰事業につきましては、町功労者2名、金婚21組、ダイヤモンド婚13組の表彰並びにお祝いを実施いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。53ページ、54ページになります。情報公開・個人情報保護事業につきましては、3名の委員報酬を支出いたしました。

名誉町民顕彰事業につきましては、昨年9月20日にご逝去されたジョイフル本田代表取締役会長、故本田昌也氏を本町の4番目の名誉町民として顕彰しましたが、その経費を支出しております。

次に、2款1項2目の広報広聴費でございます。支出済額は418万2,506円でございます。主な支出につきましては、一般経費のほか広報発行事業の印刷製本費は「広報ちよだ」の印刷代であります。広聴事業につきましては、本年1月に町内4カ所で実施いたしました地区別懇談会の経費並びに町への手紙の郵送料を支出いたしました。

続いて、2款1項3目の会計管理費でございます。支出済額は2,102万9,356円でございます。主な支出につきましては、職員3名分の人件費及び決算書印刷代及びデータ通信料等でございます。

ページをめくっていただきたいと思います。55ページ、56ページになります。次に、2款1項4目財産管理費でございます。支出済額は3億5,021万7,397円でございます。主な支出につきましては、庁舎管理事業では需用費の燃料費や光熱水費、役務費の公有建物災害共済掛金、警備保障委託料、その他庁舎や緑地管理等の委託料を支出いたしました。

また、庁舎管理工事としましては、平成24年度から2カ年計画となりますが、老朽化に伴う役場庁舎2階、3階部分のエアコンについて、ガスヒートポンプ方式エアコンへの入れかえ工事を実施いたしました。

町有自動車管理事業では、総務課が管理する公用車19台分の燃料費及び9台分の車検費用等であります。また、平成9年登録の公用車1台を軽自動車に入れかえをいたしました。

町有財産管理事業につきましては、公有財産管理システム保守業務委託料及びシステム使用料を支出いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。58ページになります。基金積立金につきましては、財

政調整基金、減債基金、公共施設建設基金、ふるさとづくり基金、緑地管理整備基金、地域福祉基金の6つの基金を合わせまして、総額4億4,769万9,187円の積み立てを行いました。

続いて、2款1項5目の企画費でございます。支出済額は4,263万8,948円でございます。主な支出につきましては、一般経費のほか、まちづくり推進事業の中のふるさと事業印刷製本費はハートフルカレンダーの印刷代であります。また、5月12日には、オカリナ奏者の宗次郎氏を招き、まちづくり講演会を実施いたしました。また、千代田の祭川せがきにつきましては、242万5,000円の助成金を支出いたしました。

広域行政事業につきましては、東広圏組合や両毛広域都市圏協議会、そして利根川新橋建設促進期成同盟会等への負担金を支出いたしました。

広域公共路線バス事業につきましては、太田市及び館林市方面への4路線のバス事業でありまして、計1,384万1,279円を支出いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。60ページになります。協働のまちづくり推進事業につきましては、合計で105万5,632円を支出いたしましたが、25年度は11団体が協働のまちづくり団体として承認されまして、花いっぱい運動や道路美化運動等が実施されております。

情報システム事業につきましては、情報システム管理事業、行政情報システム推進事業、地域情報システム推進事業がございますが、総額で2,164万9,936円を支出いたしましたが、情報機器の入れかえによりまして経費削減を図ることができました。

次に、2款1項6目合併推進費につきましては、支出はございませんでした。

次に、2款1項7目の公平委員会費でございます。支出済額は6万7,480円でございますが、主に委員報酬であります。

ページをめくっていただきたいと思います。61ページ、62ページになります。次に、2款1項8目の防犯対策費でございます。支出済額は1,021万4,792円でございます。主な支出につきましては、防犯対策事業では安全安心保安員を募集しましたが、応募がなく、昨年10月から本年3月までの6カ月間、警備会社に保安業務を委託いたしました。また、工事につきましては、防犯カメラをなかさと公園に設置いたしました。防犯灯設置及び管理事業につきましては、防犯灯の電気料、修繕料、設置工事費が主なものでありますが、25年度は環境省の補助事業採択を受け、地球温暖化防止のため、町内全域へのLED防犯灯設置に係る調査業務を国から100%補助により、業者委託で実施いたしました。その後、民間事業者が設置しましたLED防犯灯を10年契約で町は利用しております。その他、大泉警察署管内防犯協会負担金、西邑楽三町暴力追放推進協議会負担金、少年補導員活動助成金を支出しております。

次に、2款1項9目の交通安全対策費でございます。支出済額は1,201万5,986円でございます。主な支出につきましては、交通安全活動推進事業では交通指導員19名分の報酬及び出務謝金等を支出いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。64ページになります。交通安全施設整備事業では、道路安全標示等の工事、道路反射鏡設置工事、道路標示新設補修工事を実施いたしました。特に25年度は中島地区から西小学校までの通学路の道路標示改善工事やゾーン30に係る路面標示を実施いたしましたので、前年度に比べ約2.5倍の支出額になっております。

次に、2款1項10目の自治振興費でございます。支出済額は1,288万8,925円でございます。主な支出につきましては、区長、副区長の報酬及び地域公民館用地借上料のほか、公民館改修等補助金、区運営費助成金、行政区連絡手当助成金、区長活動費交付金等を支出しております。

次に、2款1項11目の諸費につきましては、支出済額11万307円ございまして、自衛官募集事務事業の経費を支出いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。67ページ、68ページになります。次に、2款4項選挙費であります。支出済額は700万2,740円あります。1日選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の報酬並びに選挙人名簿登録に係る電算業務委託料等を支出いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。70ページになります。2目参議院議員選挙費は、支出済額606万5,157円でございます。平成25年7月21日執行の参議院議員選挙に係ります投開票管理者や立会人の報酬及び選挙事務従事者の手当のほか、事務費や電算委託料、選挙用備品購入費等を支出いたしました。

大きくページをめくっていただきたいと思います。129ページ、130ページになります。次に、9款消防費であります。支出済額は2億4,128万9,001円、対前年度比1.9%の増でございます。

1項1目常備消防費につきましては、館林地区消防組合職員の人件費や消防、水防、救急業務に係る施設整備や運営管理等の経費であります。1億8,267万円の支出済額でございます。

1項2目非常備消防費につきましては、2,007万1,000円の支出額でございます。町消防団の運営に係る経費及び婦人消防協力会の経費を支出いたしました。

1項3目消防施設費につきましては976万円の支出額でございます。消防施設に係る経費でありまして、第1分団5班消防詰所の改修工事や舞木地内への防火水槽新設工事等であります。

次に、1項4目災害対策費であります。支出済額は2,878万8,001円でございます。災害対策事業では、ページをめくっていただきたいと思います。132ページになります。自主防災組織活動助成金としまして、桧内地区自主防災会に対し3万円の活動助成金を支出いたしました。

防災行政無線管理事業では、固定系親局と34の固定系子局等に係る防災行政無線の維持管理並びに屋外子局8局のデジタル化工事を実施いたしました。また、隔年で実施しております防災訓練につきまして、平成25年度に実施いたしましたので、消耗品費並びに食糧費を支出いたしました。特に今回は初めて自衛隊の参加をいただきまして、炊き出し訓練を実施しております。

簡単ではございますが、以上で総務課所管等の歳出決算につきまして詳細説明を終了させていただきます。どうぞよろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 次に、森住民福祉課長の説明を求めます。

森住民福祉課長。

[住民福祉課長（森 茂人君）登壇]

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私より住民福祉課所管の決算につきまして詳細説明を申し上げます。

決算書67、68ページをお開きください。2款3項1目の戸籍住民登録費ですが、支出済額3,327万7,944円となりました。前年対比で約780万円ほどの減額となりました。その主な要因でございますが、備考欄3つ目の丸となります戸籍住民登録窓口事務の電算委託料、住基システムの改修でございますが、824万円減となりまして、これは住基法の改正に伴う住民情報システムの改修を平成24年度に行ったため、今回ございませんので、減額となっております。

次に、2つ下の丸の住民基本台帳ネットワーク事業では、新システムの更新作業が終了したため、約157万円ほど減となっております。

その下の戸籍電算化事業では、電算業務委託料、戸籍システム保守の中にあります戸籍の複本を有事の際を想定しまして別箇所では保管をすると、東日本震災とかそういったこといろいろありましたので、副本を保管するという、その改修を行った費用でございますが、210万円ほど追加となっております。

そのほかの項目及び決算額につきましては、ほぼ前年並みとなっております。なお、戸籍関係の届け出取り扱い件数につきましては、決算資料に記載してありますので後ほどご覧ください。

続きまして、71、72ページをお開きください。3款の民生費ですが、支出済額11億8,326万5,361円となりました。前年対比9,465万8,274円の減となりました。

1枚おめくりいただきまして、73、74ページをお開きください。1目の社会福祉総務費は2億555万6,235円となりました。備考欄3つ目の丸、施設等業務委託事業では、総合福祉センターの外壁タイルの剥がれによります調査、補修工事設計を行いまして、145万円増額となっております。

次に、一番下の丸、国民健康保険事業では、財源補填並びに法定分として約864万2,000円の減となっております。

次に、75、76ページをお開きください。1つ目の丸、地域自殺対策緊急強化事業では、自殺予防の啓発用品に関する支出になっておりまして、パンフレット等でございますが、その下の丸の地域福祉計画及び地域福祉行動計画策定事業では、平成26年本計画を策定いたしますが、その準備としましてアンケート調査などを行う経費となっております。

次に、2目の障害者福祉費でございますが、支出済額1億4,491万3,305円となりました。身体、知的、精神の障害をお持ちの方々への各種のサービス事業となっております。

1枚おめくりいただきまして、77、78ページをお開きください。1つ目の丸でございます障害自立支援事業でございますが、介護給付費や訓練等給付、そういうものを行うものでございますが、各事

業とも減となっております。その一方、下の2つ目の丸の障害児施設措置事業では、利用者増によりまして経費が増加してございます。

次に、79、80ページをお開きください。3目の高齢者福祉費ですが、支出済額2億9,589万8,831円となりました。前年対比で約2,117万円増となりました。主な要因といたしましては、ページをめくっていただきまして81、82ページをお開きください。2つ目の丸でございまして、高齢者福祉施設補助事業、老人福祉施設整備補助金でございまして、福祉施設の増床による補助によりまして1,181万円支出したものでございます。また、その下の3つ目の丸の後期高齢者対策事業中、療養給付費負担金が12%ほど増加した、このことが増額の要因でございまして。

次に、4目の医療福祉費ですが、支出済額9,592万5,884円となりました。対象者は2,122人の福祉医療対象者の医療扶助費になっております。

次に、5目の人権対策費でございまして、支出済額460万1,475円となりました。ページをおめくりいただきまして、83、84ページであります。人権啓発の講演会委託料では、歌手の米良美一さんに町民プラザにおきまして講演をいただいた経費となっております。また、人権対策補助事業では、千代田町の解放同盟千代田支部への助成金の支出でございまして。

次に、2目の児童福祉費ですが、支出済額4億2,684万5,799円となりました。前年対比で約2,744万円の減となりました。主な要因は、昨年度実施いたしました西小学童クラブの改修工事費のその差となっております。

次に、1目の児童福祉総務費では、支出済額3,350万25円となりましたが、1つ目の丸、一般経費におきまして、子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査、また西小学童クラブへの防犯カメラの設置工事を行いましたので、昨年度より増額となっております。

次に、85、86ページをお開きください。2目の児童措置費でございまして、ゼロ歳から、今延びまして中学生までの児童に対する児童手当の支出でございまして。

3目の母子福祉費では、母子家庭等入・進学等支度金、32人分の支度金の経費を支出してございます。

4目の児童福祉施設費につきましては、支出済額1億9,129万774円となり、約310万円の増加となりました。事業費の内容につきましては、保育士等の職員人件費、保育園2園の管理運営費となっております。年度末の園児数につきましては、東保育園83人、西保育園160人、うち広域受託4人でありました。

次に、87、88ページをお開きいただきます。東保育園では、施設補修工事費におきまして軒天部の防水対策及び劣化した軒の補修工事がありまして、それが主なものとなっております。

また、1ページおめくりいただきまして、89、90ページをお開きください。中ごろとなりますが、西保育園の施設補修工事でございますが、劣化した木製複合遊具を撤去いたしまして、非木部材を中心とした複合遊具を新設した工事費、これが主なものとなっております。

次に、1つ目の丸の広域入所児童保育実施事業ですが、保護者の仕事等の都合によりまして、町内の保育園に通園が困難な方に対しまして、広域委託保育事業として大泉町、館林市、太田市、合計8名、保育をお願いした経費となっております。

1枚おめくりいただきまして、91、92ページをお開きください。3項1目の国民年金事務取扱費ですが、職員2名分の人件費、それと太田年金事務所との通信料、連携事務の経費となっております。

次に、4項1目の災害救助費ですが、そのうちの扶助費ですが、東日本大震災の見舞金といたしまして屋根瓦、塀の改修工事に20万円以上修理費がかかった世帯に対しまして、一律2万円の見舞金を行うということで、平成25年の実績では4件支出をしてございます。また、火災の見舞いにつきましても1件支出がございました。

以上で、簡単ではございますけれども、住民福祉課所管の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 次に、坂本環境保健課長の説明を求めます。

坂本環境保健課長。

[環境保健課長（坂本道夫君）登壇]

○環境保健課長（坂本道夫君） それでは、続きまして環境保健課所管の歳出決算につきまして詳細説明を申し上げます。説明につきましては、ページ右側備考欄の事業内容をもとに説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の91、92ページをご覧ください。第4款衛生費でございます。衛生費の概要でございますが、支出総額は4億1,014万7,870円で、前年度に比べ1,235万5,591円、3.0%の減となりました。予算の執行率は96.9%でございます。前年度に比べて大きく減額となりました主な要因でございますが、所管している4つの一部事務組合のうち、館林衛生施設組合を除く3つの組合で負担金が減額となったことや、予防費の中で予防接種委託料が減額となったこと、また保健衛生施設費の中で前年度に実施しました保健センター施設改修工事費等の支出分が本年度はなくなったことによりまして、大きく減額になったものでございます。

次に、項目ごとに説明をいたします。最初に、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、支出済額は8,788万2,522円で、前年度に比べ592万2,923円、6.3%の減となりました。備考欄でございますが、まず職員人件費は8名分の人件費でございます。

めくっていただきまして、93、94ページでございますが、医療対策事業では邑楽館林医療事務組合等の負担金を、また2つ下の生活環境委員活動事業では委員の報酬等を支出いたしました。特に医療事務組合の負担金は、前年度に比べ404万8,000円の減となっております。

続きまして、2目予防費でございます。支出済額は5,855万166円でございます。前年度に比べ280万5,487円、4.6%の減となっておりますが、主な要因は予防接種事業費が減額となったことによるものでございます。まず、一般経費では、住民検診に係る受診票や結果票の郵送料や電算業務の委託料が

主な支出となっております。

下段の予防接種事業では、次の95、96ページにかけて記載がありますように、子宮頸がん等の予防接種のほか、乳幼児への各種予防接種、高齢者のインフルエンザ予防接種など9種類の予防接種に係る委託料等の経費を支出いたしました。

中ほどの健康増進事業でございますが、がん検診事業につきましては7種類のがん検診委託料が主な支出となっております。受診率につきましては、決算資料に掲載させていただきましたが、前年度に比べて若干の低下が見られることから、引き続き受診率の向上に努めていきたいと考えております。

2つ下の健康教育事業では、ウォーキングを中心とした「一万歩の会」、それと温水プールを使つての「水中ウォーキング教室」を実施いたしました。

めくっていただきまして、97、98ページでございます。3目母子保健費でございますが、支出済額は1,084万3,774円で、前年度に比べ94万9,861円、8.1%の減となりました。ここでは、母子保健推進員への報酬や母子保健事業として母子手帳の交付事業を初め、次の99、100ページにございますように、妊婦委託健診事業や年齢に応じた乳幼児の各種健診に係る経費を支出しております。

めくっていただきまして、101、102ページをお願いいたします。上から2つ目の医療費給付事業でございますが、これは未熟児で生まれた際に、特に高度な治療が必要となったお子さんの医療費を給付する事業で、本年度から始まったものであります。本年度は2名分の支出をいたしました。

続きまして、4目環境衛生費でございます。支出総額は1,473万5,665円で、前年度に比べ223万6,512円、13.2%の減となりました。ここでは畜犬等関連事業といたしまして、犬の登録及び狂犬病の予防注射等の委託料や河川浄化対策事業としての合併処理浄化槽の設置補助金の交付、また地球温暖化対策事業として住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付事業等に要した経費を支出したものでございます。

続きまして、下段の5目保健衛生施設費でございます。ここでは、保健センターの維持管理費を支出しておりますが、支出済額は439万6,116円で、前年度に比べ401万2,469円、47.7%と大幅に減額となりました。

めくっていただきまして、103、104ページでございますが、減額の主な要因といたしましては、前年度にLED蛍光灯の購入や空調設備改修工事及びセンター内壁の塗装工事などに係る経費の支出が平成24年度はございましたが、25年度、本年度はこれらの分がないため、大きく減額となったものであります。なお、記載の需用費、役務費並びに委託料等は、前年度とほぼ同様でございます。

続きまして、2項清掃費でございます。1目塵芥処理費でございますが、支出済額は1億8,193万417円で、前年度に比べ216万4,285円、1.2%の減となりました。塵芥処理事業では、大泉町外二町環境衛生施設組合及び太田市外三町広域清掃組合それぞれの負担金を支出したほか、太田市外三町の新炉建設に係る協議会への負担金も支出いたしました。

また、下段のごみ排出適正化指導事業におきましては、めくっていただきまして105、106ページ上

段にございますごみ収集所整備補助金といたしまして、収集所の改修工事の補助金等を交付したものでございます。

次の2目し尿処理費でございますが、館林衛生施設組合の負担金を4,136万1,000円支出いたしました。前年度に比べ550万4,000円の増となっております。

最後に、3目コミュニティプラント施設費でございますが、支出済額は1,044万8,210円で、前年度に比べ23万1,946円、2.3%の増となりました。ここでは施設の維持管理のための経費を支出しておりますが、備考欄中ほどの下水道管渠清掃委託料と、4行下の下水道台帳作成業務委託料につきましては、今年度新規の事業として支出したものであります。

以上、簡単でございますが、環境保健課所管の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 次に、野村経済課長兼農業委員会事務局長の説明を求めます。

野村経済課長兼農業委員会事務局長。

[経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） 続きまして、経済課及び農業委員会所管の歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、決算書の69、70ページをお開き願います。69ページ、一番下の段、2款総務費、5項統計調査費でございます。総額で50万9,045円の支出でございました。

支出の主な内容につきましては、ページ右の備考欄によりご説明を申し上げます。1目の統計総務費では、統計調査員の確保対策事業といたしまして統計調査員用の手帳などの消耗品、次のページをお願いいたします。2目統計調査費においては、統計調査事業費といたしまして住宅・土地統計調査など5つの調査に係ります報酬や消耗品などの事務経費でございます。

次に、ページが大きく飛びまして105、106ページをお開き願います。下の段の第5款労働諸費でございますけれども、支出総額は15万5,000円でございます。これは職業訓練に関する組織への運営補助金と、勤労者の活動助成事業といたしまして2つの協議会に助成したものでございます。

次のページをお願いいたします。6款農林水産業費は、前年とほぼ同額の支出済額合計1億5,191万2,451円で、執行率は97.1%でございます。まず、1項の農業費、2目農業委員会費につきましては、3名分の人件費のほか、一般経費といたしまして農業委員17名の報酬、研修用のバス借上代や上部組織への負担金や団体への助成金を支出してございます。

農地制度実施円滑化事業では、農業委員によります農地パトロールを実施いたします。そのパトロールに係ります耕作放棄地違反転用などの現地調査に係る費用を支出したものでございます。

下の段2目の農地総務費では、次のページをお願いいたします。ここでは農政係3名の人件費のほか、団体への負担金支出が主なものでございます。

中段3目の農業振興費の主な支出につきましては、一般経費の補助金では中ほどの箱施葉防除とい

たしまして省力、少農薬で比較的殺虫効果が長もちする方法での防除を行った農家に対しまして支出をしたものでございます。

そのほかはばたけ群馬の担い手支援事業補助金では、作業効率を上げ、規模拡大を図る認定農業者の機械導入に対しまして、昨年度実績より6台分多い県の補助金がありましたので、コンバインやトラクターなど8台分の補助をいたしました。

生産調整推進対策事業では、戸別所得補償制度が経営所得安定対策に名称が変更となりましたが、内容的には同様で、生産調整、集荷円滑化対策を実施した農業者に対しまして、米価格安定対策事業などについての補助を実施しております。

次のページをお願いいたします。花いっぱい運動推進事業、ふれあい農園管理事業、アメリカシロヒトリ防除事業を昨年と同様に実施しております。

中段4目畜産業費では、25年度より新規事業といたしまして耕畜連携堆肥流通支援事業補助金を一般経費から支出してございます。

5目農地費では、昨年度より約800万円ほど減額となっております。

次のページをお願いいたします。これは県補助の小規模農村整備事業によりまして、農道と水路の整備を3カ所、農地整備事業では町単独事業といたしまして農業排水路及び農道の整備を5カ所実施をいたしました。そのほか補修工事を実施しております。

中段2項の林業費でございますけれども、森林病虫害事業におきまして松くい虫の防除のため、25年度も薬剤の樹幹注入等伐倒駆除を実施しております。

一番下の段、7款商工費でございます。1億2,567万4,676円で昨年とほぼ同額の支出額となっております。執行率は99.7%でございました。

115、116ページをお願いいたします。1目商工総務費では、2名の職員人件費と一般経費におきまして手数料として、なかさと公園堤防の一番上にございます国土交通省の看板に、千代田町の観光看板を作成いたしました。その作成費用の経費でございます。

中段、商工振興費につきましては、大型ホームセンターなどを初めとする8社への商業施設立地促進奨励金が主な支出でございます。

下の段、中小企業制度融資費につきましては、小口資金の補償料補助のための支出でございます。

次のページをお願いいたします。消費生活センター委託事業では、現在、大泉町で運営しております消費生活センターへの運営負担金でございます。なお、実績に係ります件数、数値などにつきましては、別冊の平成25年度決算資料42ページから46ページ及び各局における事務事業結果分析の附属資料、それと千代田町の公共事業一覧表などに記載がございますので、ぜひ確認をしていただければ幸いです。

以上、簡単ではございますけれども、経済課、農業委員会所管の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） ただいまから午後1時まで休憩をいたします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

午前に引き続き行います。

次に、石橋建設水道課長の説明を求めます。

石橋建設水道課長。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） それでは、建設水道課関係の決算につきまして詳細説明を申し上げます。

決算書の117ページ、118ページをお開き願いたいと思います。8款土木費でございます。総額で4億5,072万7,221円の決算額でございます。また、道路橋梁費の都市計画道路整備事業費において3,095万8,000円の明許繰越がございました。

初めに、1項1目土木総務費の支出額は3,932万803円でございます。主な内容といたしましては、備考欄、職員人件費では建設水道課職員6名分の人件費を支出いたしました。

一般経費では、パート職員1名分の賃金と需用費及び各種協議会負担金を支出いたしました。

次に、2項1目道路橋梁総務費では、支出済額544万7,343円でございます。主な内容といたしましては、119ページ、120ページをお願いいたします。備考欄、道路愛護事業では、前年同様に各行政区へ道路愛護奨励助成金を支出いたしました。

法定外公共物管理事業及び道路台帳整備事業では、法定外公共物データ管理保守委託料及び道路台帳補正業務委託料を支出いたしました。

嘱託登記事業では、登記に必要な登記、登録等各種証明手数料を支出いたしました。

土木工事積算事業では、土木工事設計積算のため、県からのシステム借上料を支出いたしました。

次に、2目道路維持費は、支出済額3,200万8,392円でございます。主な内容といたしましては、備考欄、道路維持管理事業では、大雪に伴う除雪作業手数料及び町道補修のため舗装穴埋め用合材、敷き砂利、塩カル、幅杭の原材料費をそれぞれ支出いたしました。また、平成24年度の繰越事業として、国の緊急補正予算、社会インフラ再構築のための道路ストック総点検による幹線町道1級、2級約27キロの舗装路面調査委託料を支出いたしました。

道路維持補修事業では、町道4号線ほか1路線、中島地内舗装補修工事費を支出いたしました。

雑工事費及び環境整備工事費では、各行政区長より随時要望のございます緊急性を要する道路や側溝補修、側溝清掃等の工事費や、公共施設案内標識板修正工事費を支出いたしました。

また、道路管理委託事業では、町道11号線ほか9路線の街路樹管理委託料及び高木剪定手数料を支

出いたしました。

121ページ、122ページをお願いいたします。次に、3目道路新設改良費では、支出済額4,247万2,162円でございます。内容といたしましては、備考欄、道路新設改良整備事業では町道1—168号線新福寺地内舗装新設工事及び町道3—166号線萱野地内側溝新設工事に係る工事費ほか萱野地内側溝新設工事に係る測量設計業務委託料、新福寺地内舗装新設工事に係る用地買収費及び工作物等移転補償費を支出いたしました。

都市計画道路整備事業では、都市計画道路赤岩新福寺線に係る公有財産購入費として、地権者3件4筆、262平米の用地買収費を支出いたしました。物件補償費では、地権者1件の工作物等補償費を支出いたしました。また、平成24年度の繰越事業として、地権者1件の建物移転や立木、工作物等補償費を支出いたしました。

次に、4目の橋梁維持費では、支出済額1,146万6,000円でございます。備考欄、橋梁維持事業では、平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋長15メートル以上の10橋について更新工事を実施するもので、平成25年度では中島橋、鍋谷裏橋、新谷田川1号橋の3橋に係る修繕工事費及び設計業務委託料を支出いたしました。

次に、5目渡船管理費では、支出済額1,118万8,642円でございます。主な内容といたしましては、備考欄、一般経費では渡船運航のための船夫2名分と利用者の安全確保のための補助員1名分の人件費を支出いたしました。渡船運営費では、渡船運航に必要な燃料代や船舶及び船着き場等の修繕料、船舶検査手数料、乗員、利用者の傷害保険料や洪水時の渡船待合小屋等移設委託料及び船舶用備品購入費を支出いたしました。また、船舶検査において、千代田丸、旧船でございますが、手すり、床張りかえ等の大規模な更新が生じたため、県において補正予算を計上していただき、対応いたしました。

123ページ、124ページをお願いいたします。6目用悪水路費は、支出済額9万4,500円でございます。備考欄、基幹排水路維持管理事業といたしまして、上五箇地内サイホンの清掃手数料を支出いたしました。

次に、7目橋梁新設改良費では、支出総額7,830万3,000円でございます。内容といたしましては、備考欄、橋梁新設改良事業では平成24年度から2カ年計画で進めておりました町道28号線萱野地内、ジョイフル本田北側、館林市との境界付近、谷田川に係る丑起橋拡幅工事に伴う農業用水サイホン工事費及び橋前後の取り付け道路改良工事費を支出いたしました。また、平成24年度の繰越事業として丑起橋拡幅整備工事費を支出いたしました。おかげさまで無事完成することができました。

次に、3項1目河川総務費は、支出済額33万2,200円でございます。内容といたしましては、備考欄、一般経費では、各種同盟会、協議会等への負担金及び河川美化運動事業では、河川清掃奨励助成金を支出いたしました。

次に、4項都市計画費は、支出総額2億1,445万3,276円でございます。初めに、1目都市計画総務費は、支出済額5,016万6,002円でございます。主な内容といたしましては、備考欄、一般経費では、

各種同盟会、協議会等への負担金を支出いたしました。

125ページ、126ページをお願いいたします。土地区画整理推進事業では、公共施設管理者負担金に関する覚書に基づき、舞木土地区画整理組合負担金公管金を支出いたしました。

木造住宅耐震診断者派遣事業では、群馬県建築士事務所協会と委託契約を結び、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅在来軸組工法で建築した地上2階以下を対象に申請者2件の耐震診断業務委託料を支出いたしました。

次に、2目公園整備事業費は、支出済額2万5,000円でございます。内容といたしましては、協議会への負担金でございます。

次に、3目公園管理費は、支出済額2,388万6,855円でございます。主な内容といたしましては、備考欄、一般経費では、なかさと公園を初め公園管理のための臨時職員1名とパート職員1名の人件費を支出いたしました。公園管理費では、公園関係の光熱水費及び施設等の修繕料を支出いたしました。

また、各公園の高木剪定手数料及びなかさと公園を初めとする緑地維持管理委託料、遊具保守管理業務委託料、シルバーからの公園管理業務作業員派遣委託料を支出いたしました。

127ページ、128ページをお願いいたします。公園補修等工事費では、なかさと公園ローラースライダーのローラー交換や遊具等補修工事費を支出いたしました。

次に、4目公共下水道費は、支出済額1億2,581万円でございます。内容といたしましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、5目東部住宅団地建設費は、支出済額1,335万6,828円でございます。内容といたしましては、ふれあいタウンちよだ北調整池及び南調整池の浚渫工事費を支出いたしました。

次に、6目新規工業団地事業費は、支出済額120万8,591円でございます。内容といたしましては、新規工業団地候補地の治水協議資料作成業務委託料を支出いたしました。

次に、5項1目住宅管理費は、支出済額1,564万9,003円でございます。主な内容といたしましては、備考欄、職員人件費では職員1名分の人件費を支出いたしました。

129ページ、130ページをお願いいたします。住宅維持管理事業では、町営住宅の修繕料、雑排水処理槽清掃手数料、火災保険料や駒形団地、長良団地敷地借地料、駒形団地4棟の解体工事費及び長良団地、里東団地の住宅補修工事費を支出いたしました。また、移転補償費では、取り壊しのため駒形団地に入居されていた方の里東団地への転居補償費1件分でございます。なお、駒形団地につきましては、平成25年度で全棟の解体が終了し、借地させていただいておりました底地についても、平成26年3月末に地権者様へ返却させていただきました。

大きくページをめくっていただきたいと思っております。173ページ、174ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、幸いにも災害がございませんでしたので、本年度も支出はございませんでした。

最後となりますが、175ページ、176ページをお願いいたします。13款3項1目開発公社費ござい

ますが、西邑楽土地開発公社運営費補助金として前年同様30万円を支出いたしました。

以上で建設水道課所管の決算につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 次に、高橋教育委員会事務局長の説明を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（高橋充幸君）登壇]

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） それでは、一般会計の最後になりますが、教育委員会関係の決算説明を申し上げます。

決算書の131、132ページをお開きください。中段から10款教育費の合計額がありますが、右側のページの支出済額を見ていただきますと、6億7,688万3,774円となっておりまして、前年度に対しまして率でプラス17.8%、金額では1億円ほどの増額となっております。増額要因としましては、左側のページの上段の見出しを見ていただきますと、中ほどに継続費及び繰越事業費繰越額がありまして、10款教育費のところを見ていただきますと6,467万9,000円となっておりまして、平成24年度からの繰越額となり、増額の主な要因となっております。これは中学校のトイレ改修工事費等の前年度からの繰り越しです。

また、右側のページの支出済額の右側に翌年度繰越額がありますが、1億757万9,000円となっておりまして、小中学校の職員室等のエアコン設置工事や西小トイレ改修工事等が平成26年度への繰り越しとなっております。ともに国の年度後半の補正予算によりまして有利な予算を確保し、翌年度へ繰り越しさせていただいております。

では、中身についてご説明いたします。左側のページを見ていただきますと、10款教育費、最初が1項教育総務費です。最初に、1目教育委員会費としまして、右側備考欄を見ていただきますと教育委員会関係の支出となっております。

次の2目事務局費では、右側備考欄のとおり、人件費の支出となり、次の133、134ページを開いていただきますと、右側の備考欄上段には一般経費、中ほどになりますが、東毛広域市町村圏運営事業、林間学校の負担金となっております。このページ中段からは、3目奨学金となりまして、経済的に進学が困難な方へ奨学金貸し付けをする事業の支出となっております。

次に、4目教育研究所費です。右側備考欄を見ていただきますと、最初が一般経費で、次に教育研究奨励事業がありまして、臨時補助教員賃金では細やかな教育を行うために小中学校に学習指導助手、マイタウンティーチャーを配置しております。

次の特別支援教育支援員賃金につきましては、幼稚園、小中学校で支援の必要な子供のいるクラスに支援員を配置し、手厚い教育を行っております。

次に、日本語指導助手賃金では、外国籍の児童生徒や保護者の支援を行っております。

次の心の教室相談員賃金では、小中学校3校に相談員を配置し、児童生徒の心に寄り添った相談事

業を行っております。

次の135、136ページをお開きください。第2項の小学校費です。右側の備考欄を見ていただきますと、学校運営費としまして東小学校運営事業から次の138ページ、右側備考欄、上段からは西小学校運営事業がありまして、例年とほぼ同様な支出となっております、東西小学校の運営に必要な支出としまして用務員、図書事務の臨時職員賃金、消耗品費、光熱水費、コンピューター機器使用料が主な支出となっております。

138ページ、備考欄の最下段になりますが、学校管理運営事業としまして、次の139、140ページ、上段からになります。備考欄上段から、東西小学校の施設管理に必要な支出としまして、ともに剪定手数料や保守管理に必要な警備保障、電気設備保守点検委託料が主な支出となっております。

備考欄の下のほうになりますが、東小学校施設整備事業がありまして、主な支出としましては、下から5行目になりますが、施設補修工事費の中の北校舎教室内装、床改修、シャッター危害防止装置設置工事費となっております。

次の西小学校施設整備事業ですが、主な支出としましては、次の142ページ、備考欄上段になりますが、2行目の施設改修工事費、繰越事業分では特別教室のエアコン設置工事費、次の施設補修工事費としましては南校舎の屋上防水工事を実施しております。

このページ中段からは、2目教育振興費になります。右側備考欄を見ていただきますと、教育振興事業としまして教材用備品購入費や児童用図書購入費が主な支出となっております。東西小学校とも教材用備品購入費繰越事業分というのがありまして、顕微鏡等の理科備品の支出となっております。

次の就学奨励事業では、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費が主な支出となっております。

このページの下のほうになりますが、3項中学校費です。右側の備考欄を見ていただきますと、学校運営費、千代田中学校運営事業としまして、次の144ページ下段にかけまして、中学校の運営に必要な支出として用務員、図書事務の臨時職員賃金、需用費の中の消耗品費や光熱水費、備考欄中段下のほうになりますが、コンピューター機器使用料、管理用備品購入費が主な支出となっております。

備考欄の下のほうになりますが、学校管理運営事業としまして、施設管理事業では剪定手数料、警備保障委託料が主な支出となっております。

次の145、146ページをお開きください。右側備考欄10行目ほどになりますが、施設整備事業です。主な支出としましては、施設改修等工事費繰越事業分の中の西トイレ改修工事費となっております。

このページ中段からは、2目の教育振興費で右側備考欄を見ていただきますと、教育振興事業としまして教材用備品購入費や生徒用図書購入費が主な支出となっております。教材用備品購入費（繰越事業分）がありますが、これも大型モーター等の理科備品の支出となっております。

次の就学奨励事業では、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費が主な支出となっております。

下のほうになりますが、第4項幼稚園費です。右側の備考欄では、職員人件費となっております。

次の147、148ページをお開きください。右側の備考欄を見ていただきますと、3行目から幼稚園運

営費では東西幼稚園の運営に必要な臨時職員賃金や需用費の中の光熱水費が主な支出となっております。

次の149、150ページをお開きください。右側備考欄中段になりますが、保育推進事業としまして東西幼稚園の備品や絵本購入費が主な支出となっております。

その次の施設管理事業としましては、東西幼稚園とも警備保障委託料や清掃管理委託料が主な支出となっております。

備考欄最下段になりますが、施設整備事業としまして、次の152ページ、備考欄上段になりますが、6行目の施設補修工事費では、東幼稚園の保育室前テラスのひさし設置工事が主な支出となっております。

このページ中段からは、5項社会教育費になります。最初に、1目社会教育総務費になります。右側備考欄を見ていただきますと、最初が職員人件費、次に一般経費としまして社会教育委員報酬が主な支出となっております。

備考欄下段ですが、地域社会教育活動総合事業では、地域社会教育活動事業としまして、おもしろ科学教室等の子供学習支援事業の講師謝礼が主な支出となっております。

次の153、154ページをお開きください。右側備考欄9行目になりますが、セミナー事業としましては青年層を対象としましたヤングセミナー事業の支出となっております。

備考欄中段では、生涯学習推進事業がありまして、各教室等の講師謝礼やパソコン講習会の委託料や文化協会への補助金が主な支出となっております。

その下のほうになりますが、文化祭事業、高齢者教室事業、コンサート事業とそれぞれの事業の支出となっております。

次の155、156ページをお開きください。右側備考欄の上のほうになりますが、子ども会育成会推進事業としまして子ども会関係の支出、次の青少年教育推進事業では成人式典や青少年健全育成事業の支出となっております。

このページの下段になりますが、2目人権教育費です。右側のページ、備考欄では、最初に一般経費、次に集会所管理運営費では、施設の修繕料や工事請負費が主な支出となっております。

次の157、158ページをお開きください。中段から3目文化財保護費となっております。右側の備考欄では、一般経費の支出となっております。

このページの下段になりますが、4目図書館費です。右側の備考欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次の160ページを開いていただきますと、備考欄上段で図書館管理運営費では主な支出としまして臨時職員賃金や需用費の中の消耗品費では雑誌購入費、新聞購読料、ほかに電算機器保守委託料や情報機器使用料となっております。

右側備考欄中段では、図書館資料購入費としまして図書や視聴覚資料の購入費、その下の図書館施設管理事業では修繕料や警備保障委託料が主な支出となっております。

このページの最下段になりますが、5目町民プラザ費です。右側備考欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次の162ページを開いていただきますと、一般経費ですが、臨時職員賃金や需用費、芸能文化行事委託料が主な支出となっております。

備考欄中段から町民プラザ施設管理事業では、町民プラザの管理運営に必要な支出としまして、需用費の中の光熱水費や緑地管理や清掃管理の委託料、次の164ページを開いていただきますと、備考欄上段の空調機器保守委託料や、5行目になりますが、舞台音響設備保守管理業務委託料及び施設補修工事費が主な支出となっております。

このページ中段からは、6項保健体育費です。1目体育総務費では、右側備考欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次の一般経費ではスポーツ推進委員の報酬や、一般経費の最後になりますが、体育協会補助金が主な支出となっております。

備考欄下のほうの白丸ですが、スポーツ振興事業では町民体育祭、次の166ページを開いていただきますと、備考欄上段からサッカーフェスティバル大会を初め各種スポーツ大会、教室の支出となっております。

このページの下段になりますが、2目体育施設費になりまして、右側備考欄では社会体育施設管理事業としまして町民体育館関係の支出となっております。

168ページを開いていただきますと、備考欄6行目に警備保障委託料、それから1つ置いて8行目に施設改修工事費では町民体育館のドア等改修工事費が主な支出となっております。このページ中段からは、3目総合体育館、温水プール費です。右側備考欄を見ていただきますと、最初の一般経費では臨時職員賃金が主な支出となっております。

下のほうになりますが、総合体育館・温水プール管理運営事業としまして、需用費の中の燃料費が主な支出となっております。

次の総合体育館・温水プール施設管理事業では、需用費の中の光熱水費や、次の170ページを開いていただきますと、右側備考欄10行目ほどになりますが、総合体育館清掃委託料や、その3行下の空調機器保守委託料、更に下のほうでプール監視等業務委託料が主な支出となっております。

このページ中段からは、4目給食センター費です。右側備考欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に共同調理場施設運営費では臨時職員賃金、需用費の中では光熱水費や給食材料費、それから次の172ページを開いていただきますと、右側備考欄6行目になりますが、給食用設備使用料、2行下の給食用備品購入費が主な支出となっております。

次の共同調理場施設管理事業では、中ほどの高窓等清掃委託料や、下のほうになりますが、施設用ボイラー使用料が主な支出となっております。

このページ下段からは、5目運動場管理費です。右側備考欄を見ていただきますと、東部運動公園施設管理事業としまして、下から2行目の緑地管理委託料の支出や、次の174ページを開いていただきますと、2行目になりますが、シルバー人材センターに委託しております公園等管理業務作業員派

遣委託料が主な支出となっております。

次のサッカー場施設管理事業では、最後の緑地管理委託料が主な支出となっております。

その次の緊急雇用創出事業では、東部運動公園の管理等に臨時職員を採用し、その支出となっております。

なお、細かな事業内容につきましては、別冊の平成25年度決算資料に記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、簡単ですが、教育委員会関係の決算説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 以上で平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算についての各課長、局長の詳細説明を終わります。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） 以上で本日の日程を終了いたします。

あす12日金曜日は、午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時32分）

平成26年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年9月12日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第 2号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 3号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 4号 平成25年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 5号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 6号 平成25年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	坂本道夫君

経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	野 村 真 澄 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	加 藤 政 一 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	小 林 さ や か
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（福田正司君） おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○認定第2号～認定第6号の説明

○議長（福田正司君） 昨日11日の一般会計の説明に引き続き、各課長から特別会計並びに水道事業会計の詳細説明を求めます。

初めに、平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算並びに平成25年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について、森住民福祉課長の説明を求めます。

森住民福祉課長。

[住民福祉課長（森 茂人君）登壇]

○住民福祉課長（森 茂人君） おはようございます。それでは、私より住民福祉課所管の特別会計につきまして説明を申し上げます。

初めに、平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明申し上げます。平成26年3月31日現在におきまして加入状況は、1,870世帯で3,532の方が加入しております。国民健康保険への加入率は29.8%で、ここ数年30%前後の加入率で推移しております。

それでは、事項別明細書によりましてご説明申し上げます。決算書198、199ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1款1項国民健康保険税ですが、一般、退職を合わせまして収入済額3億3,164万857円となりました。調定額に対する収納率は、一般の現年分が92.14%、退職者の現年分が98.24%となり、現年分では一般と退職を合わせると92.89%となり、前年度比0.01%減の収納率となりましたが、滞納繰り越し分を含めた全体の収納率は、前年比0.22%増の71.8%となりました。不納欠損につきましては、滞納繰り越し分の保険税でございまして、財産調査や生活実態調査を実施し、生活困窮、換価財産なし、所在不明等によりまして、78名について欠損処分をいたしました。

1ページおめくりいただきまして、200、201ページ中ごろ、3款の国庫支出金でございますが、収入済額3億1,278万4,148円となりました。1項の国庫負担金における1目、2目及び3目の負担金につきましては、国の負担分がそれぞれ交付となりました。

2項の国庫補助金につきましては、1目の財政調整交付金では、市町村間の財政力格差による不均衡や特別事情による調整として交付されたものでございます。

また、ページをおめくりいただき、202ページですが、2目の災害臨時特例補助金は、東日本大震災の被災者1名分に関する国保税や一部負担金の免除等の対応に係る補助金でございます。

次に、4款の療養給付費交付金は、収入済額1億84万8,670円となり、前年比2,403万5,670円の増となっておりますが、退職被保険者の医療費支出に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付でございます。

次に、5款の前期高齢者交付金は、65歳から74歳の医療費状況により交付されるものでございますが、24年度の精算額と25年度の概算額を合わせた金額が交付されたもので、収入済額3億1,645万6,250円でございます。前年比9,496万5,931円の増となっております。

6款の県支出金、1項県負担金ですが、1目及び2目の負担金につきましては、各事業に対しまして県の負担分がそれぞれ交付され、2項県補助金では、ページをおめくりいただき、204ページでございますが、1目の財政健全化補助金並びに2目の財政調整交付金として、福祉医療費国庫負担金の削除分並びに県の財政調整交付金としてそれぞれ交付されております。

次に、7款の共同事業交付金では、1目の共同事業交付金については、1件80万円超えた医療費を対象とし、2目の保険財政共同安定化事業交付金については、1件30万円超えから80万円までの医療費を対象としました交付金が、国保連合会からそれぞれ交付されたものでございます。

次に、9款1項1目の一般会計繰入金ですが、前年度比8,641万7,570円減の収入済額1億526万1,920円となりました。

ページをおめくりいただき、206ページでございます。1節及び2節の保険基盤安定にかかわる繰入金のほか3節の職員人件費や事務費、4節の出産育児一時金、5節の財政安定化事業につきましては、国から示された基準に基づき、法定繰り入れ分として繰り入れいただいたものでございます。6節のその他一般会計繰入金につきましては、福祉医療費国庫負担削減分並びに医療給付費の財源不足の補填といたしまして、前年比8,544万3,862円減の3,375万138円の繰り入れとなりました。

10款の繰越金につきましては、前年度分の繰越金の受け入れとなっております。

11款の諸収入ですが、208、209ページをお開きいただきまして、1項の延滞金加算金及び過料では、一般被保険者及び退職被保険者等にかかわる延滞金、2項の雑入では一般被保険者の第三者行為納付金及び返納金等の受け入れとなっております。

ページをおめくりいただきまして、210、211ページをご覧ください。歳入の合計ですが、前年度比2,080万3,332円、率にして1.4%減の14億6,447万195円となりました。

次に、歳出でございますが、おめくりいただきまして、212、213ページをお開きください。1款1項総務管理費は、右側の備考欄をご覧くださいまして、主な支出としまして、1つ目の丸、職員人件費及び2つ目の丸の一般経費の中の電算業務委託料並びに3つ目の丸のレセプト点検事業費となっております。

2項の徴税費ですが、備考欄の賦課徴収費において、国保税の算定にかかわります電算業務委託料

並びに収納対策パート職員の1名分の人件費となっております。

ページをおめくりいただきまして、214、215ページをご覧ください。3項の運営協議会費ですが、国保運営協議会委員の報酬等となっております。

次に、2款の保険給付費ですが、支出済額9億815万9,488円となりまして、前年比2,752万2,403円、2.9%の減となっております。

1目の一般被保険者療養給付費は、74歳以下の被保険者にかかわるもので、支出済額7億1,214万1,749円となりまして、前年比1,924万4,799円、2.6%の減となっております。

2目の退職被保険者等療養給付費は、前年同等でしたが、3目の一般被保険者療養費、次ページめくりまして、216ページですが、4目の退職被保険者等療養費は、それぞれ20.5%、22.2%の減となっております。

次に、2項の高額療養費につきましては、支出済額1億129万926円となりまして、前年比354万2,672円、率にしまして3.4%の減となっております。

1枚おめくりいただきまして、218、219ページをお開きください。ページ中ごろの出産育児諸費ですが、14件の支出対象がございました。5項の葬祭諸費につきましては24件分の支出となっております。

次に、3款の後期高齢者支援金等ですが、支出済額1億8,695万8,372円となりまして、前年比1,017万4,773円、5.8%の増となっております。後期高齢者医療制度の医療費財源の4割については、各保険者が加入数等に応じて負担することになっており、ゼロ歳から74歳までの被保険者から集めた保険税の一部が社会保険診療報酬支払基金を通じて全国の広域連合の運営に充当されるものでございます。

続きまして、220、221ページをお開きください。下段の6款の介護納付金は、支出済額8,267万2,483円となりまして、前年比117万4,077円、1.4%の減となっております。社会保険診療報酬支払基金への納付金ですが、40歳から64歳の介護保険2号被保険者は介護給付費の約29%を負担するもので、納付金は支払基金を通じて全国市町村介護保険者の給付費等に充当されるものでございます。

ページをおめくりいただき、222、223ページをご覧ください。次に、7款の共同事業拠出金ですが、支出済額1億4,018万2,990円となりまして、前年比195万円ほど減となっております。

1目の高額医療費共同事業医療費拠出金と4目の保険財政共同安定化事業拠出金は、県内全市町村の保険者が加入し、急激な医療費負担増による財政影響の緩和を目的に県国保連合会へ拠出し、対象医療費実績に応じまして交付金が再配分される仕組みとなっております。

8款の保健事業費ですが、支出済額1,683万8,617円となり、前年比299万1,842円、21.6%の増となりました。

1枚おめくりいただきまして、224、225ページをお開きください。1項の特定健康診査事業費では、40歳から74歳を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診と生活習慣病予防の健診として約1,300名の方の受診がございました。この結果に基づきまして、特定健康指導事業では、基準を超え

る対象者18名の申し込みを受け、6カ月間の保健指導を行っております。

2項の保健事業費では、医療費にかかわりますパンフレットの印刷、人間ドックの受診では78名の方に補助金を交付、健康相談事業では、健康ダイヤルの電話相談委託料の経費となっております。年間721件ご利用をいただいております。備考欄の下から2つ目の早期介入保健指導事業では、健診結果に基づき、生活習慣病予防軍や特定保健指導予備軍に対して、食事や運動に関する健康教育等を実施したものです。その次の健診受診勧奨事業では、年々健診の受診率が下がっておりますことから、継続受診の勧奨等を実施したものです。

ページをおめくりいただき、次に226ページの中ごろ、11款の諸支出金ですが、1項1目の一般被保険者保険税還付金では、国保から社会保険加入等の資格変更、所得状況などの変更に伴いますもので、過年度分の国保税還付金、また3目の一般被保険者償還金では、前年度に補助金の概算交付を受けましたが、実績との精算に伴う返還金として支出を行っております。

ページをめくっていただきまして、228、229ページをお開きください。228ページ下の4項の繰出金の支出済額4,894万8,699円につきましては、平成24年度に一般会計から国保会計への財源補填といたしまして法定外繰り入れをいただきましたが、繰越金を生ずることができましたので、平成25年度に補助金や交付金の返還額を差し引いた残りの金額を一般会計へ戻させていただくために繰り出したものでございます。

ページをおめくりいただきまして、230、231ページをお開きください。以上、歳出合計は、前年比963万7,244円、率にして0.7%減の14億2,091万1,449円となりました。

もう1枚ページをおめくりいただき、232、233ページをご覧ください。歳入歳出差引額は4,355万9,000円、実質収支額も同様となりまして、全額を繰越金として翌年度に繰り越しをいたします。

以上でございまして、次に千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、続けてご説明をさせていただきます。

平成26年3月31日現在におきまして、本町の被保険者数は1,387名、人口比で12.1%を占め、前年比では7名、率にして0.5%の減となっております。事業の運営主体は群馬県後期高齢者医療広域連合となっておりますが、町の主な役割につきましても、保険料の徴収、各種窓口申請の受け付け業務、保険証の受け渡しや相談業務、健診受託事業等、このようになっております。

では、決算書238、239ページをお開きいただきまして、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

それでは、初めに歳入でございまして、1款の後期高齢者医療保険料ですが、総額で収入済額6,003万5,600円となり、前年度比151万9,200円、2.6%増の収入となりました。なお、特別徴収と普通徴収を合わせた収納率は、調定額に対して99.4%となっております。

2款繰入金につきましては、一般会計から繰入金となりますが、1項1目の事務費繰入金は収入済額679万6,005円となり、町並びに広域連合への事務費に関する繰入金となっております。

2目の保険基盤安定繰入金は、低所得者に関する保険料の軽減に対する公費補填として、一般会計から繰入金となっております。

3款の繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

4款の諸収入ですが、ページをおめくりいただきまして、240、241ページをお開きください。1項1目では保険料延滞金6件分、2項1目の雑入では過年度保険料分の歳出還付を行いました。同額を県広域連合から受け入れたものでございます。

3項1目の受託事業収入では、長寿医療健診事業並びに人間ドック助成事業に係る費用を広域連合から受け入れたものでございます。本来、保険者であります広域連合が健診の実施主体となるものでございますが、効率性や受診者への利便性を考慮いたしまして、被保険者に身近な町が受託をして行う形式をとってございます。

以上、歳入合計は、前年度比1,278万697円、率にして1.3%増の9,725万8,799円となりました。

続きまして、242、243ページをお開きください。歳出でございますが、1款の総務費、1項1目の一般管理費では、右側備考欄の丸の一般経費、保険証更新における郵送料、長寿医療健康検診費用委託料が主な支出です。集団及び個別健診には434名の方が受診され、受診率は31.16%でございました。また、6名の方が人間ドックを受診され、1件1万5,000円の助成をいたしました。

2項1目の徴収費では、備考欄の保険料の本算定処理及び口座振替通知に係る電算委託料が主なものです。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金では、支出済額8,829万5,207円を支出いたしましたが、3款の諸支出金では、ページをおめくりいただきまして、244、245ページをお開きください。備考欄ですが、保険料還付金は、被保険者の死亡や所得状況変更などに伴い、保険料額に変更が生じた際の還付となっております。

以上、歳出合計9,447万6,360円となりました。

ページをおめくりいただきまして、246、247ページをご覧ください。歳入歳出差引額は278万3,000円、実質収支額も同額となりまして、全額を繰り越し分として翌年度に繰り越いたします。

以上でございます。

続きまして、最後に介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして詳細説明をさせていただきます。

平成26年3月31日における介護保険の被保険者数は2,913人でございます。人口比率では24.6%を占めておりまして、前年比で129人、1.1ポイントの増となっております。平成25年中の認定申請件数は、合計で435件ございまして、このうち要介護及び要支援の認定件数が413件、前年比で31件の増でございます。また、サービス受給者数につきましては、居宅介護及び介護予防サービスの受給者が年間延べ3,069人でして、1カ月当たり255人の受給者で、前年比では13人の増です。地域密着型サービスの受給者数は延べ146人、1カ月当たり12人の受給者で、前年と同数でございました。施設サービスの受給者数は延べ1,326人、1カ月当たり110人の受給者で、こちらも前年と同数でございます。

それでは、決算書252、253ページをお開きください。事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

まず、1款の介護保険料ですが、収入済額1億8,103万4,320円でございます。前年比855万円の増、5%増となりました。収納率につきまして、現年度分と滞納繰り越し分を合わせて全体では97.8%、前年比0.1ポイントの減となっております。

3款国庫支出金は、前年比1,365万円増の収入済額1億9,779万4,489円となりました。1項1目の介護給付費負担金は、保険給付費のうち施設サービス費の15%分、その他サービスの20%分の財源として交付されております。

2項の国庫補助金ですが、1目の調整交付金は、保険給付費の4.49%分が交付されております。

1枚おめくりいただきまして、254、255ページをご覧ください。2目の地域支援事業交付金は、介護予防事業費の25%分、また3目の地域支援事業交付金につきましては、包括的支援事業・任意事業費の39.5%分の交付となっております。

4目の介護保険事業補助金につきましては、介護保険システム改修の事業費に対する2分の1の補助でございます。

次に、4款の支払基金交付金ですが、40歳から64歳までの医療保険加入者の介護納付金でございます。1目の介護給付費交付金は保険給付費の29%分、2目の地域支援事業支援交付金は介護予防事業費の29%分でございます。合計では前年比6,679万円増、2.9%増の収入済額2億4,084万8,943円となっております。

次に、5款の県支出金ですが、前年比175万円減の1億2,637万7,950円となっております。1項の県負担金では、介護給付費負担金として、保険給付費のうち施設サービス費の17.5%分、その他サービス費の12.5%分の財源として交付されております。

続く2項の財政安定化基金支出金につきましては、保険給付費に対する保険料収入の不足分に充当するため、群馬県の介護保険財政安定化基金から借り入れた貸付金でございます。

1枚おめくりいただきまして、256、257ページをご覧ください。3項の県補助金では、地域支援事業交付金としまして、1目では介護予防事業費の12.5%分、また2目の包括的支援事業・任意事業費の19.75%分が交付されております。

6款の財産収入では、介護保険基金の預金利子収入でございます。

7款の繰入金ですが、1項1目の介護給付費繰入金、2目並びに次のページの258、259ページですが、3目の地域支援事業繰入金につきましては、各事業費に対する町負担分として、それぞれの負担割合に応じて一般会計から繰り入れをさせていただいたものでございます。

4目のその他一般会計繰入金は、職員給与費並びに事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、8款の繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

9 款の諸収入ですが、1 項 1 目の第 1 号被保険者延滞金につきまして、第 1 号被保険者保険料にかかわる延滞金、また、1 枚おめくりいただきまして、260、261 ページでございます。3 項 3 目の雑入でございますが、65 歳未満の生活保護受給者にかかわる介護認定審査の費用に対しまして、県の実費負担分でございます。

以上、歳入総合計は 9 億 2,161 万 5,275 円となりまして、前年比 3,348 万円の増、3.8% 増となっております。

続きまして、歳出でございますが、262、263 ページをお開きください。まず、1 款の総務費ですが、前年比 181 万円減の支出済額 2,681 万 7,718 円となりました。減額の主な理由でございますが、職員人件費及び電算業務委託料の減額によるものでございます。

主なものでございますが、1 項 1 目の一般管理費では、右側備考欄でございますが、職員人件費のほか、介護保険システムにかかわる電算機器使用料等の支出となっております。

2 項 1 目の賦課徴収費では、介護保険料の賦課徴収にかかわる電算業務委託料が主な支出となっております。

3 項の認定調査等費並びに、1 枚おめくりいただきまして、264、265 ページの 4 項の運営協議会費につきましては、前年同様の内容でございます。

5 項の趣旨普及費につきましては、制度改正周知用のパンフレット作製にかかわる経費の支出でございます。

2 款の保険給付費では、前年比 2,631 万円増、3.3% 増の支出済額 8 億 2,115 万 8,870 円の支出となりました。主なものでございますが、1 項の介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る給付費であります。支出済額 7 億 5,352 万 7,554 円、前年比 2,740 万円増、率にして 3.8% 増となっております。内訳でございますが、1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護の居宅サービスに係る給付費ですが、延べ 4,627 件分の支出でございます。

ページをおめくりいただきまして、266、267 ページをご覧ください。3 目の地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型のデイサービスやグループホーム等の利用にかかわる給付費ですが、延べ 148 件分、5 目の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設入所にかかわる給付費ですが、延べ 1,333 件分、7 目の居宅介護福祉用具購入費は 18 件分の支出がございました。

ページをおめくりいただきまして、268、269 ページをご覧ください。8 目の居宅介護住宅改修費でございますが、14 件分、9 目の居宅介護サービス計画給付費は延べ 2,570 件分の支出でございます。

次に、2 項の介護予防サービス等諸費ですが、要介護認定者にかかわる給付費であります。支出済額 1,708 万 4,177 円、前年比 94 万円減の 5.2% マイナスとなりました。内訳でございますが、1 目の介護予防サービス給付費は、要支援者の訪問介護や通所介護の利用にかかわる給付費ですが、延べ 537 件分の支出となりました。

ページをおめくりいただきまして、270、271ページをご覧ください。5目の介護予防福祉用具購入費では4件分、6目の介護予防住宅改修費では3件分、7目の介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援者のケアプランの作成に係る給付費ですが、445件の支出でございます。

3項のその他諸費ですが、1目の審査支払手数料では、延べ9,451件分の手数料の支出となっております。

4項の高額介護サービス等費につきましては、1カ月当たり1割負担額について、所得に応じ設定された上限額を超えた部分を保険給付するもので、前年比73万円増の5.3%となっております。

内訳ですが、272、273ページ、1枚めくってお開きください。1目の高額介護サービス費では1,431件分、2目の高額介護予防サービス費では32件分の支出でございました。

次に、5項の特定入所者介護サービス等費につきましては、施設入所やショートステイを利用する際に、自己負担で支払う食費や居住費につきまして、低所得者の方の負担を軽減するために、所得に応じて設定された限度額を超えた場合、その部分につきまして保険給付するもので、前年比64万円の減となりました。内訳でございますが、1目の特定入所者介護サービスでは延べ1,035件分、3目の特定入所者介護予防サービス費では延べ3件分の支出となっております。

1枚ページをおめくりいただきまして、274、275ページをご覧ください。6項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療と介護にかかわる自己負担額を世帯で合算しまして、所得に応じて設定された負担上限額を超えた部分につきまして保険給付するもので、1目の高額医療合算介護サービス費では60件分を支出いたしました。

次に、3款の地域支援事業ですが、支出済額2,629万2,255円、前年比43万円の減、マイナス1.6%となりました。1項1目の二次予防事業費につきましては、要介護や要支援になるおそれのある方を対象とする事業費でございますが、主なものとしましては、自立支援サービスセンターで実施しておりますデイサービス事業の委託料、要介護などの状態に陥るおそれのある高齢者を把握することを目的とする二次予防事業対象者把握事業の委託料等でございます。

続く2目の一次予防事業費につきましては、一般高齢者にかかわる事業費でございますが、1枚おめくりいただき、276、277ページをご覧ください。右側備考欄の上段の一番下でございますが、住民主導型介護予防事業委託料につきまして、平成25年度では2カ所の行政区にご協力いただきまして、それぞれの地区の集会所等において介護予防教室を開催いたしました。

次に、2項1目の包括的支援事業費ですが、主な支出といたしましては、地域包括支援センター職員2名の職員人件費のほか、事業費としまして、電算業務委託料及び電算システム使用料等となっております。また、2目の任意事業費では、1枚めくっていただきまして、278、279ページをお開き願います。備考欄上、6行目の家族介護慰労金を支出しております。

次に、4款の基金積立金につきましては、介護保険基金の利子収入の基金に積み立てるための支出であります。

次に、5款の諸支出金でございますが、1項1目の還付加算金につきまして、過誤納保険料の還付金の支出、2目の償還金では、平成24年度事業にかかわる国庫金等の精算返還金の支出となっております。

続く2項1目の繰出金につきましては、平成24年度の一般会計からの繰入金のうち、職員給与費及び事務費に対する繰入金の余剰分を一般会計に繰り戻しをさせていただいたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、280、281ページをご覧ください。6款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は8億9,538万30円となりました。前年比2,830万円の増、3.3%のプラスでございます。

ページをおめくりいただきまして、282、283ページをお開き願います。歳入歳出差引額は2,623万5,000円、実質収支額も同額となりまして、全額を繰越金として翌年度に繰り越しいたします。

以上でございます。なお、配付させていただいております決算資料、事業内容説明資料などもご参考に今後見ていただければと思います。

以上で住民福祉課所管の特別会計分の簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 次に、平成25年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、坂本環境保健課長の説明を求めます。

坂本環境保健課長。

[環境保健課長（坂本道夫君）登壇]

○環境保健課長（坂本道夫君） おはようございます。続きまして、環境保健課所管の下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、決算書の288、289ページをお開き願います。初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金でございますが、収入済額は488万5,500円となりました。これは2項の負担金の収入でございますが、公共ますを設置した受益者からいただく負担金で、現年分と滞納繰り越し分を合わせた収入でございます。

次の2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、現年分と滞納繰り越し分を合わせた収入済額が2,118万3,051円であります。前年度に比べ141万6,903円の増となっております。

2項手数料につきましては、指定工事店に係る証明書の交付及び排水設備工事検査などの手数料であります。

めくっていただきまして、290、291ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫補助金でございますが、下水道管渠整備工事に係る補助金といたしまして、社会資本整備総合交付金3,700万円の交付を受けました。補助率は、補助対象事業費の50%でございます。

4 款の県支出金、1 項県補助金でございますが、収入済額は20万円で、町単独分の下水道管渠整備工事に係る補助金であります。補助率は補助対象事業費の3%となっております。

続きまして、5 款繰入金、1 項一般会計繰入金でございますが、前年度より事業量が増えておりますので、2,188万5,000円増の全体で1億2,581万円でございます。

次の6 款の繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

7 款諸収入、1 項雑入の収入済額6,000円は、試験事務の協力費として群馬県下水道協会から交付されたものであります。

下段の8 款1 項町債でございます。次の292、293ページをお願いいたします。1 目下水道事業債でございますが、公共下水道整備事業債の補助分及び単独分、これに流域下水道の補助分を合わせて4,220万円を借り入れたものであります。借り入れ先は全額国の財政融資金で、利率は1.4%でございます。

以上、歳入合計は2億4,084万3,497円で、前年度に比べ5,935万8,003円、32.7%の増でございます。

めくっていただきまして、294、295ページをお願いいたします。歳出でございますが、ページ右の備考欄の事業内容をもとに説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費でございますが、支出済額は1,648万5,845円となり、ほぼ前年と同様の支出であります。内容でございますが、2 名分の職員人件費のほか、一般経費として、受益者負担金一括納付奨励金や燃料等の需用費を初め電算業務や使用料徴収に係る委託料や下水道協会への負担金、浄化槽廃止補助金などの支出となっております。

次に、2 款事業費でございます。1 項公共下水道費、1 目管渠整備費でございますが、支出済額は9,749万3,627円、前年度に比べ4,555万8,377円、87.7%の大幅な増となりました。これは、事業の進捗をできるだけ早めようということで、事業量を増やしたことによるものであります。

次の296、297ページにかけてありますように、国庫補助管渠整備事業では、推進工法及び開削工法により6 工区分500.1メートルを実施、単独管渠整備事業では推進工法及び開削工法により3 工区分115メートルを実施いたしました。また、公共ますの設置事業につきましては、15カ所分の工事費となっております。

2 目管渠管理費でございますが、下水道台帳整備や管渠清掃の委託料を初め水質検査、管路内テレビ調査等の委託料、また管路施設の補修工事費等を支出しております。

2 項流域下水道費では、西邑楽処理区の建設事業分及び維持管理事業分を合わせた負担金2,002万円を支出いたしました。主に耐震化関係費用が増加したことにより、前年度に比べ倍増となったものであります。

続きまして、3 款公債費でございます。1 項公債費、1 目元金でございますが、支出済額は5,488万5,816円で、前年度に比べ244万9,295円、4.7%の増となりました。主な要因は、平成19年度に借り入れました公共下水道分3 件と流域下水道分2 件、これにつきまして、それぞれ5 年の据置期間が経過

し、本年度から元金の償還が始まったことによるものであります。

2目利子につきましては、次の298、299ページにございますように、公共下水道分と流域下水道分を合わせた償還額は2,698万2,785円となりました。前年度と比べ94万8,357円の減となっております。

次に、5款諸支出金、1項繰出金につきましては、平成24年度に余剰金として繰り越した額を一般会計へ繰り戻したものでございます。

以上、歳出合計は2億3,319万6,773円で、前年度に比べ6,121万3,225円、35.6%の増でございます。よって、歳入歳出差引額は764万6,724円となり、平成26年度へ繰り越すものでございます。

次の300、301ページには実質収支に関する調書がございます。記載のとおり、実質収支額は764万6,000円となったものでございます。

以上、下水道事業特別会計決算の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 次に、平成25年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算について、石橋建設水道課長の説明を求めます。

石橋建設水道課長。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） おはようございます。それでは、最後となりますが、建設水道課所管の水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書316ページをお開き願いたいと思います。水道事業収益費用明細書でございます。初めに、収入についてご説明申し上げます。

第1款事業収益の総額につきましては、2億4,074万1,808円でございます。主な収入といたしましては、1項営業収益におきまして、1目給水収益の水道使用料及び3目その他営業収益の新規加入金並びに館林地区消防組合からの消火栓管理負担金等でございます。

2項営業外収益では、1目受取利息の定期預金利子及び雑収益の浄水場落雷被害による損害保険金、福島第一原発事故により水道水の放射性物質検査等に伴う東京電力賠償金等でございます。

次に、317ページをお願いいたします。支出についてご説明申し上げます。

第1款事業費用の総額につきましては、2億3,220万8,007円でございます。主な費用といたしましては、1項営業費用におきましては、1目原水及び給配水費では、施設の電気保安業務及び浄水場施設の管理業務委託料や漏水修理及び水源施設修理等のメンテナンス費用のほか、滅菌用の次亜塩素酸、水道施設電気料、県営水道受水代金等でございます。

次に、3目総係費でございますが、主な費用といたしましては、職員3名分の人件費及び水道検針員4名分の賃金、318ページをお願いいたします。電話料、郵便料、各帳票の印刷代、水道会計システム保守委託料、パソコン及び水道会計システム賃借料、各組合・協会への負担金、保険料等でございます。

次に、4目減価償却費でございますが、浄水場施設の建物、設備等有形固定資産の減価償却費でございます。

5目資産減耗費では、老朽管布設替えによる資産からの除却費でございます。

6目その他営業費用では、指定マーク入りメーターボックス等の売却原価でございます。

次に、2項営業外費用でございますが、1目支払利息では企業債の償還利子でございます。

319ページをお願いいたします。次に、3項特別損失でございますが、更新工事に伴い、第三浄水場配水ポンプを鉄くずとして売却したことによる売却損と、死亡者や行方不明者延べ58件について、やむなく不納欠損を行ったものでございます。

以上、事業収益の総額2億4,074万1,808円から事業費用の総額2億3,220万8,007円を差し引きますと、853万3,801円の当期純利益を計上することができました。

なお、ただいまご説明させていただきました内容につきましては、306ページに、水道事業の経営成績を明らかにするため、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間に発生した全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載した損益計算書が記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、320ページ、321ページをお願いいたします。水道事業資本的収支明細書でございます。初めに、収入につきましては、第1款資本的収入の総額3,078万4,500円でございます。内容といたしましては、1項1目企業債において、老朽管布設替え工事費用といたしまして、地方公共団体金融機構から借り入れを行ったものでございます。

次に、2項1目工事負担金でございますが、消火栓設置工事負担金といたしまして、館林地区消防組合からの負担金を受けたものでございます。

3項1目固定資産売却代金につきましては、第三浄水場配水ポンプ更新工事に伴い、既存ポンプの鉄くずとしての売却代でございます。

321ページ側になりますが、支出につきましては、第1款資本的支出の総額1億1,917万5,675円でございます。内容といたしましては、第1項建設改良費におきましては、1目営業設備費の新規加入量水器購入費用、2目配水施設整備費の老朽管布設替え、配水管布設替え工事代のほか、工事に伴う老朽管布設替え設計委託料でございます。

3目浄水施設整備費では、第一浄水場取水ポンプ更新工事及び第三浄水場配水ポンプ更新工事、また第四、第五浄水場配水ポンプ用シーケンサ更新工事、第五浄水場ろ過器用シーケンサ更新工事代でございます。これは、突発の各浄水場の更新工事に対応したものでございます。

2項1目企業債償還金では、起債に対する償還金でございます。詳細につきましては、324ページ、325ページの企業債明細書を後ほどご覧いただければと思っております。

以上、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額につきましては、本年度分消費税資本的収支調整額349万2,889円及び過年度分損益勘定留保資金8,839万1,175円で補填し、収支の均衡を図つ

たものでございます。

ただいまご説明させていただきました内容につきましては、304ページ、305ページの資本的収入及び支出を後ほどご覧いただければと思います。

また、このほか、307ページ、308ページには剰余金計算書、309ページ、310ページには貸借対照表、バランスシートでございますが、水道事業の財産状況を明らかにするため、平成26年3月31日現在のすべての資産、負債、資本の残高を示しております。311ページから315ページには事業報告書を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

以上で水道事業会計の決算説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 以上で各課長の詳細説明を全て終わります。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから18日まで休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、18日まで休会といたします。

なお、16日火曜日は総務文教常任委員会、17日水曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午前10時02分）

平成26年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年9月19日（金）午前9時開議

（その1）

- 日程第 1 認定第 1号 平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第 2号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 3号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 4号 平成25年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 5号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 6号 平成25年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 議案第38号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第39号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第40号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第41号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

- 日程第 8 委員長報告 平成26年 請願第2号
手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第 9 発議第 1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君

11番 青木 國生 君 12番 福田 正司 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 谷 直 之 君
副 町 長	吉 永 勉 君
教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	川 島 賢 君
財 務 課 長	椎 名 信 也 君
住 民 福 祉 課 長	森 茂 人 君
環 境 保 健 課 長	坂 本 道 夫 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	野 村 真 澄 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	加 藤 政 一 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	小 林 さ や か
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（福田正司君） おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回千代田町議会定例会4日目の会議を開きます。

○認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第6号までの案件について1件ずつ処理をいたします。

まず、認定第1号 平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） おはようございます。質疑ということで、決算議会ですので、質問させていただきたいと思えます。

それでは、認定第1号 平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について伺います。決算書の122ページ、8款土木費、3目道路新設改良費、備考欄、都市計画道路整備事業ということについて伺いたいと思えます。事業内容、都市計画道路、地権者3件4筆、262平米の用地購入及び工作物等補償費1件。また、平成24年度の繰り越し分、建物移転、立ち木、工作物等補償費支出1,551万6,000円とされております。都市計画道路の事業計画、3・4・70号線、赤岩新福寺線について伺います。全体計画延長、約1.4キロメートルのうち、区画整理事業で約0.35キロメートル、まちづくり交付金事業で約0.65キロメートルを執行したと。残りの0.46キロメートルを社会資本整備交付金事業（街路事業）で実施する。これは国庫補助事業だと、こんなふうに承っております。事業着手年度、平成22年度、事業認可から平成27年度までと、こういうことになっております。供用予定、平成27年度の事業計画になっているわけでありまして。内容的に見ますと、全体事業費、平成22年度許可時では、用地面積7,096.2平米、金額にして1億2,800万円、人数29人、補償戸数16戸、金額3億2,900万円、本工事費8,600万円、合計で5億4,300万円と、こういうことになっております。平成24年度までの実績、用地面積が3,479.2平米、4,000万円、対象人数は7人、補償戸数7戸、5,100万円、トータルで9,100万円の支出となっております。平成25年度、先ほども言いましたけれども、262平米、あとはちょっとよくわからないのですが、金額は1,550万円というふうになっております。

そこで質問なのですが、平成25年度の用地購入費、面積、人数、補償戸数、金額、本体工事はしてないのですが、それらについてお答えいただきたいと思えます。

2番目、平成25年度以降の未着手事業、これも面積、人数、補償戸数、金額等をお願いしたいと思います。

3番目、平成27年度、供用とありますが、事業は完了となるのか、伺いたいと思います。

4つ目、毎年度、都市計画税充当内訳表、こういう表をいただいております。これは何のための表なのか、これについても伺いたいと思います。

それから、5番目、事業費で、この事業に当たりまして、1メートル道路をつくるのに118万円、この投資になるわけでありまして、事業メリットの考えをお聞かせいただきたいと思っております。

ちなみに、場所は違う、内容も違うのですが、広域道路改修工事、何年か前にやりました。これは15分の1の、1メートル8万円で行いました。1キロやって8,000万円の事業経費があったわけです。比較するにはちょっと内容が違うのでありますけれども、そんなこともありました。

最初に、今質問したことについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 黒澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目、25年度の用地買収とかその辺の事業の細かな内訳を教えてくださいということなのですが、そちらにつきましては、25年度分につきましては、用地買収のほうで4筆行わせていただきました。4筆で、対象者は3件でございます。262平米ということでございます。

それと、物件補償のほうなのですが、こちらが1件で、これは建物でなく、工作物とか立ち木等の補償でございます。

それと、平成24年度からの繰り越し分といたしまして、こちらは建物の物件補償になるのですが、1件でございます。こちらはひき家補償と、それに伴います工作物、立ち木等の補償を行いました。

それと、25年度以降の現在までやっていないところの予定はということなのですが、25年度末で、用地買収の面積的な比較でいきますと、全体が7,118平米ほどございまして、うち3,514平米が協力をいただいております。率にすると49.4%ということで、約半分ぐらい買収が済んだということです。25年度以降につきましては、残りの約半分を順次協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

それと、3番目の、平成27年度で完成予定だが、どうなるのかということですが、こちらは何回かご質問いただいておりますのでございますけれども、現在、社会資本整備総合交付金ということで、国庫補助事業を採択いただいて、補助金をいただきながら事業を進めております。こちらが東日本大震災の関係で、国交省のほうで震災復興ということが第一優先となっております。毎年このところ3年、要望額に対して半分程度の補助金がついているという状況でございます。したがって、27年度の完成というのは今現在では難しいと思っております。いつまでということもちょっと今明確には言えないのですが、2年、3年は延びるかなというような想定はしております。

それと、都計税のほうは、財務のほうからの話になろうかと思います。

それと、事業費の関係なのですが、メーター当たり118万円ということで非常に高額だという話なのですが、広域農道との比較のほうもされていましたが、都市計画道路のほうにつきましては、メーター当たりの単価が用地買収、それと建物補償、物件補償、それと道路の築造費というもろもろ含まれます。それなのでこういった金額になるのですが、今ある道路のところをやっていくものではなくて新設になりますので、下の路盤からそっくり構築していくというようなことになりますので、事業費のほうもそれなりにかかってきます。広域農道のほうにつきましては、今まであった道路の表層を切削して、そのまま舗装をやり直しているということだけなので、下の路盤はいじっておりませんので、新設と維持ということなので、比較されるとちょっと金額的にはそういったことになってしまうのですが、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） それでは、黒澤議員のご質問にお答えいたします。

都市計画税の充当内訳表の関係だと思えます。これにつきましては、都市計画税につきましては、当然目的税ということでございます。道路とか公園、それと下水道事業、それら、あるいは土地区画整理事業に要する経費に充てられるというところでございます。そうした中、町では都市計画道路の整備事業あるいは区画整理事業、そして下水道事業を実施しているところでございます。これらにつきまして、当然どの事業に幾らこの都市計画税が割り当てられるかというような表でございます。そのようなことになっておりますので、平成25年度につきましては都市計画税収入済額が8,447万1,915円の収入済みということでございます。この収入済額を先ほど申し上げました都市計画事業あるいは区画整理事業、そして下水道事業というような事業に割り振って有効に活用させていただくというようなことをあらわす表でございます。

以上です。

○議長（福田正司君） 黒澤議員に申し上げます。

2問目以降、自席に戻って質問許可をとってください。

黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） おくれによる都市計画道路、約1キロメートルの資本投資ロスというのですか、事業済みが1キロやられているわけです。これが活用できないということで、大きな影響や問題が考えられます。この事業に、さっき事業名でと聞いたのだけれども、お答えいただいていたんですね。この事業、効果があるのでしたら、計画どおり、または早期実行、最善の努力をしていただければ、この道路も生きてき、また町の活性化もできるのではないかなと。二、三年先に延びるのか、その後どうなのかちょっとわかりませんが、できるだけ早く進めていただきたいのが私の考えであります。

それから、都市計画税充当内訳表、いろいろお答えをいただきました。当初の資料では、3項目の事業計画、区画整理事業、都市計画道路整備事業、下水道事業、総事業費割り当てられているわけですね。区画整理事業、これが5,000万、都市計画道路整備事業7,200万、下水道事業2億6,300万強、こういうふうに割り当てられているし、果たしてこれを使っているのかどうか、この辺が聞きたかったのですが、後でお答えいただければ幸いかなと思います。

次に、124ページから126ページ、このうちで質問させていただきます。8款土木費、4項都市計画費、1、都市計画総務費、支出済額5,016万6,002円で計上と、こういうふうになっております。1節から14節について、備考欄、一般経費10万6,002円、同19節負担金、補助及び交付金、支出済額5,007万円で計上されています。備考欄、土地区画整理推進事業5,000万、木造住宅耐震診断者派遣事業6万円とあります。これを見ますと、数字が間違えているのか、内容がどうなのか、この決算書の数字が全く整合性がない。これが1つであります。

それから、次移ってしまっていていいですか。42ページ、無利子貸付金償還及び協力金納付状況について伺いたいと思いますが、土地区画整理事業の借入金の返済期限は、金融機関より3億7,000万円の借入金があります。平成22年3月までが納期限でありました。町との協議等を経て、無利子貸付金の導入がなされて今日に至っているわけでありました。誓約書では、3億7,200万円の債務は、借り入れ時期から5年経過した場合は、経過した日より6カ月以内に連帯保証人（遺産相続人を含む）は、私財をもって債務全額の完済を誓約しますと。また、協力金総額2,002万7,000円は、事業債権計画策定に当たり、組合の自助努力し、事業の一部を組合役員、理事、監事、総代、総勢48名が負担すると決定したものであると、こういうことでスタートしたわけでありました。過日、平成26年8月27日、建設水道課都市計画係より、舞木土地区画整理事業について説明がありました。土地区画整理事業の終結に向けた今後の町対応方針についてはということで、1、事業の進捗状況について、もろもろ3点ありました。2つ目、事業が進捗しない場合の弊害。3つ目、事業終結に向けた対応方針の検討。もろもろのが2つありました。4つ目、町対応方針の組合定義について、4項目と。それぞれの状況や内容について説明でありました。また、同日、舞木土地区画整理組合理事長宛での土地区画整理事業の終結に向けた協力依頼の提出書簡・案件が出されました。全員協議会の採決の結果、賛成多数との見解でありました。その後、舞木土地区画整理組合、理事長、理事との土地区画整理事業の終結に向けた協力依頼について、町当局との協議がなされたと思います。

ここで伺います。協議内容や詳細について、いつ、誰と何をしたのか。回答は書面で求めたのかどうか。この件についてお聞かせいただきたいと思います。

2回目の質問終わります。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） では、まず最初に、都計道のメリットということで、漏れてしまったようなので、ちょっと追加で。都市計画道路につきましては、町内だけの利便性ではなくて、広域

的なアクセス、そういったことを重要視しておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

それではまず、124ページから126ページにかけての備考欄のお話でございましたが、こちらの節のところと備考欄の丸印の部分というのが、丸印の部分はあくまでも何々事業ということで区分されておまして、ページに沿ったような形で表示できればいいのですが、印刷都合によりまして多少の節とのずれがございますが、それぞれの事業の内容を足し上げていただければこの節ごとの数字になってくるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、区画整理の無利子貸付金の償還状況ということで、先日全協のほうでもお世話になりましたが、その後の状況ということでございますが、町の回答案ということ全員協議会のほうにおきまして賛成多数ということでご理解いただいたところで大変ありがとうございました。早速町のほうといたしましては、9月の5日に区画整理組合の理事長初め役員の方6名にご出席をいただきまして、副町長のほうから議会での質問だとか言われたこと等を伝えまして、それで町からの回答案のほうを理事長と役員の皆様に対して回答をさせていただきました。組合側のほうといたしましては、早急に役員会議を招集しまして回答のほうをさせていただきたいというような結果でございました。

以上です。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） それでは、都市計画税は有効に使われているかというようなご質問もございました。これにつきましては、表でお示しのとおり、適正に使われていると考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） ほかに質問ございますか。

黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 都市計画税は適正に使われているというふうにお答えいただきました。何がどういうふうに使われているのか聞きたかったのですが、また後日伺って内容を聞きたいと、こういうふうに思います。

それから、数字的なもので、今計算機がないのだけれども、これで正しいのだということらしいのですが、もう一回見直してみます。ちょっとわかりにくい点がありました。負担金の合計、支出総額、こういうものに対しまして2つの事業がありますと、5,007万円に対して5,006万円の表示だと1万円がどっか行ってしまったのではないかな。それから、1節から14節、これ足しますと、委託料か何か1万円足りないのではないかな、こんなふうにも思うのですけれども、私の間違いでしたら申しわけございません。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 黒澤議員の質問にお答えさせていただきます。

1万円合わないのではないかという話なのですが、まず123、124ページで、13節の委託料6万円と

というのがございます。これが126ページの木造住宅耐震診断者派遣事業の業務委託料の6万円でございます。

それと、126ページの負担金、補助及び交付金が5,007万円ということでございますが、こちらが前の124ページの全国街路事業促進協議会負担金の8,000円から一番下の行の街づくり区画整理協会負担金までを足し上げていただきますと、これが7万円になります。それと、126ページの土地区画整理組合負担金5,000万円、これを足したものが5,007万円ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） ほかに質問ございますか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。町税に関して質問申し上げます。

11ページ、町たばこ税、これについて伺いたいのですが、かねての説明会では、ジョイフル本田の進出効果によって非常に今年は増えていますという話がありました。1億を越す税収があるということは、健康面から考えるとどうかなと疑問ありますが、税金が増えるということは歓迎でございます。そこで、平成21年から22、23、24、25年度、5カ年の税額の変遷、これをご教示いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） 坂部議員のご質問にお答えいたします。

町たばこ税の関係でございます。ジョイフル効果があったかというようなことかと思っております。町たばこ税につきましては、納税義務者が小売販売業者、あるいはたばこを売り渡すたばこ製造業者と。また、輸入業者、卸売業者が該当するというようなことでございます。課税客体につきましては、たばこの売り上げた本数が課税客体ということになります。町内で購入していただくたばこの代金につきましては、先ほど話しました町たばこ税が含まれているということでございます。したがって、町内で販売されるたばこの本数に対しまして、税金が納付されるということでございます。現在のたばこ税の税率につきましては、一般のたばこになりますが、1,000本につき5,262円ということでございます。

ご質問の関係でございます平成21年度からの納税状況ということでございます。平成21年度では、本数にいたしますと2,084万5,693本、納付額でございますが、6,818万3,696円となりまして、次の平成22年度では、近年の健康ブームが一因だと思っておりますが、過去5年間で最低の額でありまして、本数では1,817万505本、納付金額にいたしますと、6,731万3,055円でありました。また、平成22年度までは納税額が6,000万円台で推移してございましたが、平成23年度以降から、ジョイフル本田千代田店が

オープンした影響が大きいと思いますが、平成23年度では本数が1,959万6,270本、納税額につきましては8,901万7,207円、平成24年度になります。本数にしますと2,022万7,625本、納税額は9,153万9,403円となっております。平成25年度ではジョイフル本田千代田店が開店する前の平成22年度と比較しますと大きく増加しております。本数では342万6,543本、割合でいいますと18.9%増えております。本数につきましては、2,159万7,048本となりました。納付額につきましては、4,275万5,718円、63.5%増となっております。決算書の額は、11、12ページでございます1億1,006万8,773円となっております。町たばこ税につきましては、滞納がなく、100%納税となりますので、町としては有効な町税といたしまして、財政の健全化に貢献している税となっております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） どうも回答ありがとうございます。随分ジョイフル本田の進出効果、これ利便性だけの問題ではなくて、税収の意味で非常に貢献されているのだなと、このように感じました。ありがとうございました。

次の質問をさせていただきます。49ページ、総務費の一般管理費、これについて伺うのですが、この中に備考欄の一番上のほうからずっと書いてある職員人件費、この中で特別職2名分、ここにいらっしゃる町長、副町長に関してなのですが、このお二方の給与総額、賞与、そして諸経費ですとか保険代ですとかそういうものを包含した総額、どこを集計すればいいのかちょっと検討のつかないところもございますので、ぜひ、一括で結構です。お二人分の合計が幾らなのか、ご教示いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） こちらの決算書のほう50ページですか、特別職人件費ということで2,495万2,450円となっておりますが、25年度につきましては、1月から3月まで20%人件費削減しておりますので、これが満額支払われたということで考えますと、町長、副町長2名分で2,528万5,000円と、そういう金額になります。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。以上で結構です。

終わります。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 一般会計について質問いたします。

まず、122ページなのですけれども、橋梁維持事業ということで、近年インフラの老朽化ということで、それを補修によって寿命を延ばすということで、財政難ということで、大事なことだということなのですけれども、これ直接関係ないのですけれども、利根大堰とか老朽化している。利根川新橋、これも大事だということで、そういうことも含めて橋梁維持事業ということで、今後ますます工事費が上がっていくと思うのですけれども、どのような見通しなのか、お願いします。

それから、118ページ、消費生活センター委託事業ということで、決算の資料によりますと、25年度は39件、71万7,000円の支出ということなのですけれども、近年高齢者、身近なところでもおれおれ詐欺にひっかかりそうだったというような話も聞いておりますので、そういった意味で大変な時代になってきたのかなと思いますけれども、こういった消費生活に対する指導といいますか、また39件のどんなような内訳なのか、お聞きしたいと思います。

それから、126ページなのですけれども、土地区画整理事業で、精算の方向で向かっているということなのですけれども、問題なのは理事会が開かれていないということなのですけれども、今後の見通しですか、正常に戻るのかどうか、その辺を聞きたいと思います。

それから、住宅の耐震診断事業ということで、126ページなのですけれども、22年度から25年度まで、資料によりますと13件、倒壊する可能性が高いということが10件指摘されましたけれども、その後診断結果を受けて、工事を受けたのかどうか、その後のことをお聞きします。

それから、なかさと公園の利用状況ということで、こちら野球場、バーベキュー棟利用状況の資料を見ますと、町外の方もたくさん訪れて、逆に町外の方が利用が多いということなのですけれども、いいというふうに捉えるべきだと思いますが、今後バーベキュー棟の利用について、かなり時期には結構断っているような話も聞かれていますので、バーベキュー棟の利用状況を考えて、今後増やす予定があるのかどうか、お聞きします。

以上です。お願いします。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 柿沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の橋梁の維持の関係でございます。こちらは全国的に、橋梁とは限らず社会インフラですね、高度成長期につくられた社会インフラの更新ということが大きな社会問題となっております。町では既に橋梁の長寿命化修繕計画というものを策定させていただきまして、それに基づきまして年次計画を立てて、予算的には大体年2,000万円程度を確保しながら順次進めていきたいと思っております。うちのほうの町で123橋ほど橋がございますが、とりあえずは15メートル以上の橋梁につきまして、10橋あるのですが、こちらが25年度から取り組みまして、25年度で3橋、26年度で2橋の更新工事を予定しております。26年度末で15メートル以上の橋梁が約半分完了できるかなというふうに考えております。その後、今年の7月に道路法の改正がございまして、橋長には関係なく全ての橋梁、あとは道路構造物につきましても、近接目視で5年ごとに点検というのが義務づけられました。橋梁には限

らず、うちのほうとしますと、道路構造物といえば標識関係だとかそういったものもございしますが、幸いにメインとなるのは橋梁になってくるのですが、そういった附属構造物についても順次取り組んでいきたいと考えております。

それで、こちらの橋梁のほうの更新については、先ほど申し上げましたとおり、年次計画で大体予算2,000万円程度を確保しながら、こちらが永遠に続いていくというようなこととなります。橋がある以上は、もう永遠にそういったメンテナンスの更新を回していくというようなこととなりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、区画整理の関係でございしますが、現在理事会開かれていないということで、今後正常に戻るかということなのですが、先ほども黒澤議員のご質問にお答えさせていただきましたとおり、理事長ほか役員の方6名出席いただきまして、議会のほうからご承認いただいた結果を回答させていただきましたので、その後役員会を召集して回答のほうをさせていただきたいということでございします。議会のほうでもそういった大英断というか決断のほうをしていただきましたので、正常に戻ってほしいと思っております。

それと、耐震診断者派遣事業の関係でございしますが、こちらが耐震診断のほうをこれまで13件申し込んでいただきまして、診断のほうは行っておるのですが、その後の改修ということですが、改修のほうが残念ながら今のところ実績はございません。こちらも補助を用意しておるのですが、なかなか改修となってきますと費用がかかる、個人負担ということもございまして、なかなか改修までは踏み切れないのかなというようなことで思っております。こちら千代田町に限らず群馬県全体に、全国的においてもなのですが、診断はするのですけれども、その後の改修というのがなかなか行われていないというような状況になっております。今後そういった改修のほうを実施していただけるような方向で考えていきたいと思っております。

それと、なかさと公園の利用状況で、バーベキュー棟が非常に利用者が多いということで、今後増やす予定はということでございしますが、なかさと公園のほうが敷地内がもうほぼ土地の利用がいっぱいとなっております。バーベキュー棟につきましては、今のところ増やす予定はございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 野村経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） 消費生活センターについてお答えいたします。

昨年度、千代田町においては39件の相談があったというようなことで生活センターのほうから報告を受けております。

内容につきましては、おれおれ詐欺、それと高齢者の振り込め詐欺、そういったもの、それと消費者ローンの関係、それとアダルトサイトへの接続、インターネット等を使った、そういったもので39件というようなことで今報告を受けております。内訳については、現在手持ちがございませんので、今

調査中ですので、後ほど報告したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福田正司君） ほかに質問ございますか。

5番、金子議員。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） 1点だけお伺いしたいと思います。

教育関係、これの各学校、小中学校、幼稚園等の警備保障委託料ですか、これについてお伺いしたいと思います。まず、東小と西小の警備保障料の金額の差、これはどういったことなのか、警備保障の内容に差があるのかどうか。また、どういった内容を委託されているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

まず、金額の差ということは、校舎の広さ、警備する範囲というのがまず大きく違うと思います。

それで、警備の内容としますと、防犯、火災監視サービス、それと巡回サービスも行っております。それと、非常通報装置、小学校には部屋ごとに非常通報装置が入っていますので、それも含まれております。非常通報装置も教室数で違いますので、それが全体として金額の差となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 金子議員。

○5番（金子孝之君） そうすると、これ見ますと、西幼稚園、東幼稚園、これも結構差はないのですよね、金額的には。それで、西小、東小で差が出ているというのもまたちょっとおかしいことではないのかなと思うのですが。

それと、小学校が約80万円、幼稚園や中学校が40万円台と。この金額の差はどういうことなのか教えていただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 幼稚園につきましては、園舎も1階で、部屋数もそれほど、東西幼稚園とも今は3クラスずつですので差がありませんので、その辺から同じ金額となっております。

また、中学校につきましては、非常通報装置、その差になっているかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 金子議員。

○5番（金子孝之君） わかりました。町民の大切なお子様たちをお預かりしているのですから、しっかりとした警備体制をとっていただきたいと思います。これで教育委員会としては警備保障の内容は十分とお考えかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 小中、幼稚園とも24時間の監視体制になっておりますし、特に小学校では各部屋にわかりづらいところ、先生方、生徒は知っているわけなのですけれども、ボタンがついていまして、何かのときにはそこで非常通報できるようになっておりますので、今現在のところでは十分な体制かと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） ほかに質問ございますか。

4番、襟川議員。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 2点ばかり質問させていただきます。

74ページ、総合福祉センター管理運営業務委託事業でございますが、25年度は東日本大震災の復興に協力するというところで、職員の皆さん、そして特別職の皆さんで給与削減をいたしました。職員の皆さんが1,500万、特別職が100万というふうにこの間の委員会でお話を聞きましたが、福祉協議会の職員の皆さんも25年の9月の定例会のときにご協力をいただけるというお話がありましたので、そちらの削減は幾らぐらいになったのか、お聞きしたいというふうに思います。

2点目、112ページの耕畜連携堆肥流通支援事業でございますが、これについては9月の補正のときにお話を聞きましたが、予定どおり実施されたのかどうか詳細をお聞きしたいのと、面積はどのくらいになったのか、その辺お聞きしたいというふうに思います。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 社会福祉協議会の職員の給与削減についてですけれども、町のほうで実施いたしました後、社協のほうから問い合わせがありまして、町ではこういうふうにはやっています。ですから、社協のほうもそれに準じた形でお願いしたいということは申し上げてあります。結果としてどういう結果だったかというところまでは、まだ把握してございません。

以上です。

○議長（福田正司君） 野村経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） 先ほどの柿沼議員の消費者センターの利用件数の内訳でございますけれども、アダルトサイト、ネット関係の相談件数が12件、物販、健康器具、医療器具、ソーラー発電、そういったものの相談が9件、おれおれ詐欺、その他が残りとなっております。これにつきましては、年3回、回覧等でくらしのニュースというようなことで皆さんにご覧いただいております。よくご覧いただいて、いろんな事例等ございますので、注意していただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 耕畜連携。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） 耕畜連携につきましては、全部で8戸、面積にい

たしまして、麦が46ha、水稲1.5ha、野菜1ha。それと、乳用牛が60頭、肉用牛160頭という内容でございます。

以上です。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 削減幅を把握していないということなのですが、この管理委託事業には給与は入っていないのでしょうか。入っているのであれば、その辺は把握するべきだというふうに思うのですけれども。

それと、耕畜連携のほうですが、随分麦を燃やす農家の方が減ってきていると思うのですが、まだまだだというふうに思うのです。その辺の今後の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 襟川議員さんのご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会補助事業の中に、人件費、それと事務費が入っておりますが、給料がいておりますが、ただいまトータルの削減費というのは手元にはございませんので、わかりましたらばお伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 先ほどの質問の中で、確かに委託料には人件費入っておりません。社会福祉協議会への運営の補助金の中に人件費が全て含まれております。町のほうでは、町に準じた形で給与削減に協力をお願いしたいというお願い、指導しております。ただ、その結果について総務課のほうでは把握をしていないということですので今後把握したいと思いますが、指導は町と同じようにしていただきたいと指導しております。

以上です。

○議長（福田正司君） 野村経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） わらの焼却についてでございます。昨今、若干少なくなってきたというようなところはございます。それには、機械を使ったわらの収集、運搬、そういったことで利用する頻度というのが高くはなっておりません。ただ、まだ全てわらの焼却がなくなるというようなところまでにはいっておりません。今後もっと耕畜連携を進めていく上で、今度機械導入、そういったものも考えていく必要がございます。短期間で集中してやるということでございますので、人材の確保、機械の確保、そういったものが必要になってくると思いますので、補助事業とあわせながら、今後わらの焼却がなくなるような努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 福祉協議会の件については、25年の9月のときに、当時の福田議員のほうからの質問がありましたので、ぜひ把握をしていただいて、ご報告をいただければというふうに思いま

す。

それから、耕畜連携については、これについては今、県の補助ですので、町として今後必要ということであれば町のほうで補助を出してやっていくのもいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） ほかに質問ございますか。

6番、小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 2点ほど質問させていただきます。

ただいま西小校舎のトイレ改修工事をやられていると思いますが、これ完成はいつごろでしょうか。

そして、来年度になるかと思いますが、東小の同じようなトイレの改修計画等が決まっていますでしょうか。質問いたします。

2つ目でございます。山屋記念図書館の1階の防犯カメラ設置ということで、前要望を一般質問でさせていただきましたが、これについての実行的な計画、いかがでしょうか。質問させていただきます。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

西小のトイレの改修工事ですけれども、完成時期は来年の1月を予定しております。北校舎全体のトイレ一斉に工事していますので、使いながら順次工事をしているところです。

それと、東小のトイレにつきましては、この前もお話ししましたけれども、教育委員会とすると、中学校のトイレ、西小のトイレを改修しましたので、東小のトイレも改修したいと思っておりますけれども、町全体の財政状況等もありますので、また予算編成のときに決定していくかと思えます。

それと、図書館の防犯カメラにつきましては、この後補正予算のほうがありますけれども、そちらに4台計上しておりますので、補正予算のほうを承認していただきましたら直ちに防犯カメラの設置を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 東小のトイレの完全水洗化といいますか、環境をよくする、この仕事、仕事といいますか、これも教育の立派な教育環境体制をつくるということだと思えますので、中学校、そして西小が終わり次第、早目早目にお願いたしたいと思えます。

そして、山屋記念図書館の防犯カメラにおきましても、今後の予算を計上するということでありますので、大至急お願いたしたいと思えます。

終わります。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 襟川議員さんの先ほどのご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の給与削減分でございますけれども、平成25年7月の給与から26年3月の給与までの間、5名分の正職員に対しまして6%の削減を行いました。合計金額で78万2,190円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（福田正司君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、認定第2号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、認定第3号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、認定第4号 平成25年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成25年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、認定第5号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、認定第6号 平成25年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第6号 平成25年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第2、議案第38号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第38号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,993万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,181万5,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方特例交付金や地方交付税につきまして本年度の交付額が確定しましたので、追加するものであります。

また、国庫補助金及び県補助金を追加するとともに、各特別会計の剰余金が確定したことから、一般会計へ繰り入れを行います。

更に、土地開発基金の廃止による基金繰り入れを行うとともに、繰越金では前年度繰越金が確定しましたので、追加いたします。

歳出につきましては、総務費では、前年度剰余金の確定に伴う基金の積み立て及び社会保障・税番号制度システム事業を追加いたします。

民生費では、総合福祉センター外壁等補修工事を追加するとともに、国民健康保険事業に係る一般会計繰出金を減額いたします。

衛生費では、邑楽館林医療事務組合負担費を減額し、予防接種法の改正による予防接種委託料を追加いたします。

農林水産業費では、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業を追加いたします。

教育費の中学校費におきましては、校舎北側駐輪場雨水処理整備工事、図書館施設管理事業では防犯カメラの設置工事、町民プラザ施設管理事業では非常照明改修工事を追加いたします。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） それでは、議案第38号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、補正予算書の9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。

初めに、歳入でございます。8款1項1目地方特例交付金でございますが、交付決定によりまして交付額が確定しましたので、113万8,000円を追加いたします。

次に、9款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、国の地方財政対策による交付税総額の減少や前年度の法人町民税の増額、地方消費税交付金の増など、算定上マイナス要因が大きかったため減額で見込みましたが、増額の交付決定がございましたので、3,604万円を追加いたします。

下段にあります13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の6節社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、昨年関連法案が公布されたことに伴いまして、複数の機関に存在する個人や法人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うために関連情報システムの整備が必要となることから追加するものでございます。

次の11、12ページをお願いいたします。上段の2目民生費国庫補助金の2つの給付事業費補助金では、それぞれ17万円を追加させていただきますが、給付事業に係ります人員不足を補うため人材派遣を委託するもので、補助率は10分の10となっております。下段の合併処理浄化槽設置整備事業費補助金では、群馬県エコ補助金の交付決定によりまして追加いたします。

次のページをお願いいたします。上段の4目農林水産業費県補助金のぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金では、4歳、5歳の未就学児と保護者を対象といたしまして森林体験ツアーを実施する予定でありまして、これはぐんま緑の県民税に係ります新規の事業となっております。

下段の17款繰入金の1項特別会計繰入金では、国民健康保険特別会計繰入金、次のページをお願いいたします、介護保険事業特別会計繰入金、下水道事業特別会計繰入金になりますが、それぞれ決算に係ります剰余金額が確定いたしましたので、合計で4,783万5,000円を追加いたします。その下の2項基金繰入金の5目土地開発基金繰入金では、議案第35号として可決していただきました千代田町土地開発基金条例の廃止に伴いまして2億円を追加させていただくものでございます。

18款繰越金になります。前年度の決算額の剰余金の確定によりまして、1億1,158万7,000円を追加いたします。

次のページ、17、18ページをお願いいたします。上段の19款諸収入、4項3節雑入になりますが、今年度の新規事業になります群馬県農業公社農地中間管理事業の業務委託金10万3,000円を追加いたします。

20款1項町債1目臨時財政対策債につきましては、地方交付税の代替としての起債でございまして、地方交付税の確定と同時に交付決定となりましたので、1,658万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、次のページ、19、20ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明申し上げます。最初に申し上げますが、各款におきまして職員人件費の増減が補正となっております。これは、4月の人事異動に伴いますものでございます。よろしくをお願いいたします。

なお、これからの説明につきましては、右側説明欄をもとにご説明申し上げますので、あわせてお願いいたします。

それでは、下段の2款総務費、1項総務管理費、2目広報広聴費でございますが、広報発行事業といたしまして96万5,000円を追加いたしますが、これは「広報ちよだ」のカラー印刷への切りかえをするものでございます。

21、22ページをお願いいたします。中段の4目財産管理費の25節積立金では、基金条例に基づきまして、剰余金の2分の1を超える額を財政調整基金に積み立てをいたします。また、廃止となります土地開発基金繰入金の2億円につきましては、財政調整基金積立金、公共施設建設基金積立金といたしまして、それぞれ1億円を計上させていただきました。

次に、5目企画費の社会保障・税番号制度システム事業では、歳入でもお話しさせていただきましたが、電算業務委託料及び中間サーバー・プラットフォーム利用負担金を追加いたします。

次のページをお願いいたします。中段の2項徴税费、2目賦課徴收费のシステム改修費につきましては、社会保障・税番号制度システム改修に係るものでございます。また、その下の町税過誤納金還付金及び還付加算金では、法人町民税法人税割に係ります高額還付が発生いたしましたので、追加いたします。

次のページ、25、26ページをお願いいたします。中段にございます3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の施設等業務委託事業では、総合福祉センターに係ります外壁、剥離等の工事請負費1,163万2,000円を追加いたします。その下の国民健康保険事業では、税率改定で国保税の増額が見込めますので、国保特別会計繰出金を2,486万3,000円減額いたします。

飛びまして、29、30ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の医療対策事業、邑楽館林医療事務組合負担金では、今年度限りとのことではございますが、市町負担金の見直しによりまして、586万9,000円を減額いたします。

2目予防費の予防接種事業では、予防接種法の改正によりまして、水ぼうそう、高齢者用肺炎球菌予防接種が平成26年10月より定期予防接種に追加されますので、予防接種委託料594万円を追加するものでございます。

4目環境衛生費では、環境衛生事業におきまして、浄化槽設置事業費補助金を100万円追加いたします。これは、100%補助の群馬県エコ補助金を財源といたしまして、単独浄化槽から合併浄化槽に入れかえる場合等に交付するものでございます。

次に、31、32ページをお願いいたします。2項清掃費、2目し尿処理費の館林衛生施設組合負担金では、負担金額が確定いたしましたので、229万6,000円を減額いたします。

33、34ページをお願いいたします。中段の6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費でございますが、歳入でもお話しさせていただきました森林体験ツアーに係ります予算を計上させていただきました。

飛びまして、39、40ページをお願いいたします。下段になります。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、次のページにまたがりませんが、施設改修等工事費では、校舎北側駐輪場におきまして、雨水の流れ場所がなく、水たまりや隣接の土地への流出がありますので、雨水処理整備工事491万4,000円を追加いたします。

4項1目幼稚園費の施設整備事業の施設改修工事費88万1,000円は、防犯カメラ設置に係ります改修工事などを予定しております。また、就園奨励事業では、対象者の増加によりまして、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費を東西幼稚園合わせまして168万8,000円追加いたします。

次のページ、43、44ページになります。5項社会教育費、4目図書館費では、施設改修工事費といたしまして、録画機能つき防犯カメラ4台を設置するものであります。

45、46ページをお願いいたします。5目町民プラザ費、町民プラザ施設管理事業の施設補修工事では、経年劣化によりまして非常照明が不良となりましたので、非常照明改修工事を実施いたします。

次のページになります。47、48ページの予備費でございますが、予備費を543万2,000円追加いたしまして、収支の均衡を図るものであります。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 補正予算についてちょっと伺いたいと思います。

24ページ、2款総務費、2項徴税费であります。賦課徴收費、2目かな。それで、説明欄、委員会でも質問したのですが、徴收費、町税過誤納金還付金及び還付加算金、こういう項目があります。全体では過誤納金還付金、どのぐらい件数が発生しているのか、おおよそで結構です。

それから、還付加算金、これは全国自治体かなりのところで未払い問題が出ていますということです。委員会で質問したところ、そういうことは当町ではありませんと、こういうふうなありがたい言葉を受けているわけです。還付加算金、これについて何社ぐらいあるのか。年度別によって違うと思いますけれども、平均しますとどのぐらいあるのか、統計があるかと思っておりますので、その辺について伺わせていただきます。

以上です。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） それでは、24ページでございます賦課徴収費の町税過誤納金還付金及び還付加算金の関係でございます。町税過誤納金につきましては、地方税法第17条によりまして、地方団体の長は、過誤納金に係る地方団体の徴収金があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならないということになっております。また、還付加算金につきましても、地方税法第17条の4で、過誤納金を還付する場合には、その還付する金額に年7.3%の割合で計算した還付加算金を加算するということになっております。したがって、この法律に基づきまして、平成25年になります、決算でもお示ししておりますが、348万7,477円を支出させていただいたところがございます。

平成25年度の内容でございますが、全体で過誤納金及び還付加算金が68件ほどございました。そのうち39件が法人町民税に係るものでございます。還付加算金につきましても、16件ほどありました。還付加算金の利率、先ほど7.3と申し上げましたが、現行の税率でいきますと、平成25年の12月末日までは4.3%、また平成26年1月1日以降につきましては、地方税法の特例が創設されまして、1.9%で計算をいたしましてお返ししている状況でございます。これら過誤納金の未払いのお話もございました。NHKの報道におきまして、全国的に未払いが出ているというようなことでございます。これらに対しまして、本町ではシステムも職員も正確で処理されておりまして、委員会でもお話しさせていただきましたが、未払い金の該当はないということでございます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） ほかに質問ございますか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。20ページについてご質問申し上げます。

広報広聴事業、広報発行事業ということで、需用費が96万5,000円増えました。これについて補正予算をとるということなのですが、カラー印刷にしたからそれだけの費用がかかった。だから、96万5,000円を補正、積み上げましたということなのですが、この96万5,000円を、数字をつかんだときに、どれだけの調達努力、企業でいえば企業努力といえますか、原価低減のための努力をされましたか。その辺をお伺いします。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 「広報ちよだ」のカラー印刷代の追加分についてのご質問であります。最近何回か、カラー印刷、オールカラーのは700号記念で行いましたけれども、それ以外は大体8ページあるいは16ページ、そういった全部がカラーではなくて半分ぐらい、6割ぐらいがカラーと、そういった形で試験的にやってきたわけですが、非常に見やすい、あるいは写真がきれいでいいと、住民の方からも非常に好評を得ております。以前の議会におきましても、襟川議員さんだっと思いましたが、委員会だったのでしょうか、カラーにしたらどうでしょうかと、そのようなご意見もいた

だいております。町のほうでも十分協議した上で、やはりもちろん単価的な部分はありますけれども、その広報自体を住民の皆さんがよく見た上で、よく読んでいただけるかどうか、カラーにした影響で非常に見やすくなったとかそういったよい影響も出ておりますので、今後は毎月16ページ分のカラー化をさせていただければということで補正予算のほうを提案させていただいたものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 「広報ちよだ」にしても、あるいは議会広報紙の「大河」にしても、カラーになって、写真も見ばえがよくなったというようなご意見もあります。反面、余り関心がないよ。内容、記載されている記事にしても写真にしても、できばえについて批判的なお声があるのも事実であります。ただ、春の桜の写真ですとか内容がよくなったことについては大いに評価できるものだと思います。ただし、よくなったのだから値段を上げるのではなくて、やはりバリューアナリシス、価値分析をして、同じ価値だったら原価低減をしていく、あるいは内容がよくなったとしても、原価を上げないでもとの値段でおさめる、こういう努力というのは必要ではなかろうかと思っております。言いかえてみると、ずばり過去の印刷屋と提携するだけではなくて、広く印刷をしてくれる業者を日本全国に求めて廉価で、安い値段できれいな印刷を所定の日限までに供給してくれる、そういう業者の発掘、検討も必要ではなかろうかと、このように思っております。1つの例を申し上げますと、個人的な名刺なのですが、100枚で裏表カラー印刷をしますと、一般的には二千四、五百円、1箱100枚で、このくらいの値段なのですが、私が個人的に使っているのは、両面印刷、カラーで、1箱100枚、これを1,000枚で2,200円前後で調達しております。1箱220円、それに対して1箱二千四、五百円、これくらいの差があるのです。それと、町民の皆様へお届けしているプライベートの議会報告、これも昨今、坂部、随分紙質をよくして送ってくれなんていうご案内をいただいておりますが、これもひとりの片面モノクロの印刷のときよりも両面印刷ですね、そういうふうにして、値段が70%くらいにおさまっています。これもやはりバリューアナリシスの結果なのです。そうやって行政のほうでも執行部のほうでもそういう経営努力を取り入れていただければと思うのですが、この辺についてこれからバリューアナリシス、取り組んでいくお気持ちはありますか、伺います。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 印刷物につきまして、名刺とかチラシとかそういった単純なものにつきましては、議員ご提言の部分について今後検討させていただきたいと思っております。

しかしながら、町の広報紙につきましては、単純に印刷会社のほうへ持って行って、単純に印刷をしてというものではございません。やはり担当者と打ち合わせをして、いろいろな修正とか加えながら、いい広報紙をつくるということで、町と請け負った会社と両方いろいろ打ち合わせしながらつくっておりますので、そう単純に大手の全国的な展開をしているところへお願いするというのは難しいと考えております。行政が行うものについては、確かに経費を節減することは大切だと思っております。し

かしながら、安かろう悪かろうでは、悪くはないのでしょうかけれども、物によって安かろう悪かろうでは困るわけで、全ての面で安いというのが一つの基準になるのはちょっと違うのかなと。行政が行うものは、民間がやらないことをやると、そういった部分の中で福祉の増進が一番大テーマになっておりますので、今後も十分いろいろ本旨に沿いながら、しかし経費節減は努力したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 今の総務課長の答弁に対して反論といいますか、提案申し上げます。

議会では、去年は山形県の川西町、今年は利府町へ広報紙の研修視察、こういうことで行ってまいりました。行ってみると、その場所での作品については日本のコンクール、そういうところで上位入賞をしているものなのです。安かろう悪かろうではなくて、安いものをとにかく日本で1、2位を争うような、グランプリをとるような、そういうところまで持っていつているのです。その基本となるのは、やはり完全入稿といまして、手元できちんとした原稿をつくって、自分たちの手で原稿をつくり上げて、印刷会社へネット配信して、そこで印刷してもらう。もちろん途中で1度、2度のテストピース、サンプルの確認はあるのですが、そういうふうに具体的に進めていきますと、必ず安くいいものが補正予算をとらずにできるようになると思うのです。安かろう悪かろうという既製の言葉で片づけてしまうと、一向に解決していかない。物事は進展していかないのですね。今議会において非常に議員は旅行が多過ぎる。（視察研修ですよ）、こういうふうに申し上げても、実際のところは見に行っただけ何も実行しないではないかと。成果が出ない……

○議長（福田正司君） 坂部議員に申し上げます。質疑に入ってください。

○3番（坂部敏夫君） はい。そういうことなので、それについて、ぜひそういうことを、成果を出すためには実行しなくてはいけないと思うのです。ですから、安かろう悪かろうということで片づけないでやっていただきたいと思いますと思うのです。完全入稿ということについては可能だと思うのですが、過去いろんな累々とした実績があります。見本もあるわけですから、完全入稿という形にすれば、安い業者を見つけて成果を出すことができると思います。そういうことについて取り組む姿勢がありますかどうか、もう一度お伺いします。

以上です。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 町の広報紙、「広報ちよだ」につきましては、昨年度群馬県で3席、第3位になっております。つまり内容としては非常に優秀であるということでございます。担当は職員1名でございます。近隣の町を見ましても、2名以上でっております。つまり1人分の人件費がまず浮いているわけです。確かに完全入稿とかありますが、担当1人で毎日9時過ぎまで仕事をして頑張っているわけです。非常にそこら辺の部分については、2人にすればいいという部分もあるかもし

れませんが、では広報だけ全国1位を目指すにしても、では福祉はどうだろう、教育はどうだろう、農業関係はどうだろう、土木の仕事は、全体的な仕事を全部の面でこの小さな町で、日本一を目指すのは結構なのですが、財源的にも職員の人数からいっても非常に難しいところがございます。ですから、現状では限られた人数の中で、限られた予算の中でいかにいいものをつくっていくかと、そういう考え方でやっておりますので、議員のご提言は非常にわかるのですけれども、町のほうは現状の中で精いっぱいやっているという部分をご理解いただければありがたいと思います。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 2点ばかり質問いたします。

まず最初に、12ページ、国庫委託金の中で、中長期在留者住居地届出等事務委託金、国のほうの仕事だと思うのですけれども、中長期在留、外国人のことだと思うのですけれども、どのような、何年以上とかそういうのをどれぐらいの定義しているのか、内容についてですね。また、どれぐらいいるのか、お聞きしたいと思います。

それから、34ページのぐんま緑の県民基金市町村提案型事業ということで、講師、食糧、材料、バス借上料というようなことで、これは具体的にどういったツアーなのか、利用者がどういった形であるのか、もっと詳しくお知らせいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

まず、以前まで外国人登録という名前を使っていたしまして、これが町あるいはほかの町に入ってきた外国人を一旦登録するという制度でございました。この制度がなくなりましたことから、2節につきましては外国人登録事務委託料全額を返還するという意味で、ここで補正減をしております。名前が変わりまして、中長期在留者住居地届出等事務ということで、通常の住民と同じように、前は特別な様式を使っていたのですが、それを外国人に対しましても日本人と同じような登録をするということで、去年システムの改修もしまして、中身は外国人の登録を行うのですけれども、通常行うやり方に簡素化されているという意味でございます。その補助金につきましても、前ほど複雑な事務ではございませんので、44万飛び下げて23万5,000円で新しく委託料をもらうという形でございます。つきましては、外国人に関しましてもそのままの内容でございますので、資料にもございますけれども、外国人登録の人数は343人、平成26年3月31日現在で、一番多いのはブラジル人の方の90名、次はベトナムの方の61名という形で現在も、外国人登録事務という名前はなくなりまして、外国人登録という名前に変更になったものでございます。中長期という長い名前は補助金名ということでございますので、よろしくご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） 野村経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） ぐんま緑の県民税についてでございます。こちらにつきましては、利用者を未就学の児童とその保護者を十二、三組み程度を予定しております。できれば寒くならないうち、11月ぐらいをめどに、中型バスを使って、予定といたしましては、赤城にあります青少年の家、こちらでの森林教育プログラム、こちらを体験していただくというような計画でございます。

以上です。

○議長（福田正司君） ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時45分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第3、議案第39号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第39号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に4,304万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,222万円とするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入では、国民健康保険税及び繰越金を追加し、前期高齢者交付金及び繰入金を減額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費のほか、諸支出金といたしまして、国庫支出金及び退職者医療交付金の精算返還金並びに一般会計繰出金等を追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

7ページ、8ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税、2目の退職被保険者等国民健康保険税ですが、現年課税分につきまして本算定によりまして、4月1日現在に遡及して賦課額が決定いたしましたので、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ追加させていただきました。また、滞納繰越分につきましては、前年度までの滞納繰越額が確定しましたので、現年課税分と同様に、それぞれ医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分を減額いたしまして、合計4,449万4,000円を増額するものです。

9ページ、10ページをお開きください。5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の被保険者等に関する医療費について、国民健康保険と社会保険等の医療保険間の財政調整として交付されるものですが、交付額が決定したため、14万9,000円を減額するものです。

次に、9款1項1目の一般会計繰入金につきましては、職員給与費繰入金は歳出の1款1項と連動しているもので、職員の人件費の支出減に伴いまして、486万3,000円繰り入れの減額を行うものです。

また、その他一般会計繰入金は、税収増の見込みのため、2,000万円を減額するものです。

10款1項2目のその他繰越金につきましては、歳出の11款諸支出金に関連いたしておりますが、前年度事業の確定に伴いまして、国保会計の財源補填をいただきました分のうち、2,355万8,000円を追加するものです。

続きまして、11、12ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員の人件費が減額となり、高額療養費の算定基準見直しに伴う所得区分細分化のためのシステムの改修委託料を追加するものです。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、給付実績に伴う支出見込み増のため追加

するものです。

次に、13、14ページをお開き願いたいと思います。3款1項1目の後期高齢者支援金及び4款1項1目の前期高齢者納付金につきましては、今年度の概算負担額が決定されたことを受けまして、それぞれ追加するものです。

11款の諸支出金でございますが、1項3目につきましては、平成25年度概算交付の国庫支出金の精算に伴う返還金1,060万4,000円を、4目につきましては、退職者医療交付金等返還金555万9,000円をそれぞれ追加するものです。

ページおめくりいただきまして、15、16ページをご覧ください。次に、4項1目の繰出金につきましては、前年度からの国保会計の財政支援のため、法定外繰入金として一般会計から国保会計に繰り入れをいただいておりますが、決算による繰り越しができましたので、今年度の補助金返還予定額を差し引いた上で一般会計へ繰出金にて返還を行うものでございます。2,739万4,000円を追加させていただきます。

以上で、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、襟川議員。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 1点だけ質問させていただきます

4月からの保険料の改定によって、法定外の繰り入れが2,700万円ですか、一般会計のほうに戻ったということで、非常にいいことかなというふうに思っておりますが、運営がうまくいったときに基金の積み立てはできるのかどうか。これについては、安定的な財源を確保するためのものでありますし、また県からの指導もあると思いますので、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 襟川議員のご質問にお答えいたします。

町民の皆様のご協力をいただきまして、今回歳入にございますよう、4,449万4,000円が今回追加として入れることができました。これは通年、ここ数年来なのですけれども、法定外、通常の法定繰り入れというのは町の負担分もございますからあるのですけれども、それを越えた足りなくなった分を歳入としていただいていたという、繰り出しをしていただいた金額が平均しますと大体8,000万から、24年は特に多くて1億ほどございました。そういう中で、その半分に当たる約4,400万円ということが今回の皆様のご協力によりましてなすことができました。そういう内容でございまして、法定外は、予測ですけれども、今までのような補助金等が入ってきて、その推測でいきますと半分なくなったということで、まだ4,000万ほどの法定外をこれからももらっていくことになるかとは思いますが

ども、何分、まずは保険給付費のほうが少しずつ伸びておりまして、国保加入者のうちの52%が高齢者という事態でもございますので、今後もし好転して黒字が出てくるということになれば基金を積み立ててそれに備えるということもできますが、当面は様子をうかがいながら、削減できるものは削減し、一般質問にもございましたけれども、まずは病気にならないという政策、そういうものを進めていきながら、医療給付費のほうを減らしつつ、大切にいただいた税金を使わせていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第4、議案第40号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第40号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,075万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,972万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入では国庫支出金を減額し、一般会計繰入金及び繰越金を追加するものであります。

次に、歳出ですが、総務費及び地域支援事業費では職員人件費を追加し、保険給付費では国庫支出金の減額に伴い特定財源を補正するものであります。

諸支出金につきましては、前年度事業の確定に伴いまして、償還金及び繰出金を追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（1号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

それでは、7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入でございますが、3款の国庫支出金では、2項1目の調整交付金につきまして、交付決定額に基づきまして571万8,000円を減額するものです。

7款の繰入金につきましては、1項4目のその他一般会計繰入金では、歳出において総務費及び地域支援事業費の職員人件費を追加する関係で、職員給与費等繰入金としまして53万4,000円を追加するものです。

8款の繰越金につきましては、前年度事業の終了に伴いまして繰越額が確定しましたので、2,593万4,000円を追加するものです。

9ページ、10ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款の総務費では、1項1目の一般管理費におきまして、職員人件費を合計で49万4,000円追加するものです。

次に、2款の保険給付費では、歳入におきます国庫支出金の減額補正に伴いまして、各項目なのですが、特定財源の財源補正を減額して行うものです。

次のページをお開きいただきまして、11ページ、12ページ、そしてその次の13、14ページ、その次の15、16ページまで同様になりますけれども、15、16ページ上の2款の保険給付費、6項高額医療合算介護サービス等費までの間、同じように各項目におきまして、特定財源の財源補正による減額を行っているものです。

次に、3款の地域支援事業費では、2項1目の包括的支援事業費におきまして、職員人件費のうち市町村共済組合負担金を4万円追加するものです。

次に、5款の諸支出金、1項2目の償還金では、前年度の国庫負担金に係る精算返還金としまして943万5,000円を追加するものです。

ページおめくりいただきまして、17ページ、18ページをお願いいたします。5款2項1目の繰出金では、1,279万4,000円を追加いたします。これにつきましては、前年度事業の終了に伴いまして、一般会計繰入金の余剰分を一般会計に繰り戻すために追加するものです。

6款の予備費につきましては、歳入歳出の均衡を図るため、201万3,000円を減額するものでござい

ます。

以上、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 介護の認定者が平成20年から25年の間に約1,000人近く増えていると。ますます高齢化になるとサービス受給者も増えてくると思うのですが、そんな中で介護保険料いただいている中で、一般会計のほうに約1,200万ぐらい繰り出したということなのですけれども、こういった状況ですので、積み立てする考えはあるのかどうか、お聞きします。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険と介護保険の大きな違いなのですが、国民健康保険の場合は法定の繰出金をいただいている上に法定外ということで援助をいただいているという形になります。ですが、後からできました介護保険につきましては非常に精巧にできておりまして、交付金が50%、それと利用者からの負担金が50%という内容になってございますが、その中に当然黒字になれば積み立ては可能でございますけれども、現在基金を逆に借りて運営している形でございます。ご指摘のとおり、高齢者増えております。介護保険につきましては、3年に1回の値上げというものを全国市町村で行いまして、3年計画に基づきましてその金額を決めているところでございます。今年度におきましても、ちょうどその時期でございまして、今そのような運営状況を見つつ、計画とともに今後の保険料の推定をしていくという状況にございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） なるべく介護の利用者からすれば保険料というのはそんなに上がらないほうが良いと思うので、その辺を考慮していけるのかどうか、今後の方法を聞かせていただきたい。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

町では介護給付費を出しているほか、1次予防、2次予防としまして、介護に陥らないための講習、そういうものを行っています。数年前よりも各地区に出向きまして、昨年度は12区と14区でございませうか、出向いて、セラバンド体操、そういうものをやったりして、地区の方に介護に陥らないように、転倒などしないようにということにも力を入れてございます。今後このような介護にならないような、国民健康保険と同じようになりますが、まずはお年を召しても健康で長生きができる、そういう部分

につきまして介護給付費も圧縮されていくということになりますので、そういう部分にも包括支援センターを中心としまして予防事業に努めて、介護給付費を圧縮するという形で頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第5、議案第41号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第41号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,097万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,137万3,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入では、受益者負担金及び下水道使用料の滞納繰越分を追加し、また一般会計繰入金及び繰越金を追加いたします。

歳出では、人件費等の一般管理費及び公共下水道管渠管理費並びに一般会計への繰出金を追加するものであります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） それでは、議案第41号 千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページ、8ページをお開き願いたいと思います。

初めに、歳入でございます。1款分担金及び負担金及び、次の2款使用料及び手数料につきましては、説明欄にありますとおり、受益者負担金及び下水道使用料のそれぞれ滞納繰越分を追加いたします。

次に、第5款繰入金では、下水道管路施設補修工事や人件費等の歳出分に充当するために、一般会計からの繰入金を追加するものでございます。

次の6款繰越金につきましては、前年度繰越金が確定いたしましたので、764万5,000円を追加するものでございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。歳出でございますが、ページ右側の説明欄の事業内容をもとに説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、ここでは扶養手当等の変更にかかわる職員人件費を追加するほか、一般経費といたしまして、受益者分担金一括納付に対する報奨金及び下水道使用料過誤納金還付金を追加するものであります。

次に、2款事業費、1項公共下水道費でございますが、1目管渠整備費につきましては財源補正を行い、2目管渠管理費につきましては、施設保守管理事業といたしまして、下水道管路施設補修工事費320万円を追加いたします。これは、主要地方道足利千代田線の舞木地内、赤岩新聞店前から旧かさや商店西までの延長で105メートル、これの舗装補修工事につきまして、館林土木事務所と一緒にを行うための費用であります。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。2項流域下水道費でございますが、ここでは1目負担金におきまして財源補正をいたします。

次の5款諸支出金、1項1目繰出金につきましては、前年度繰越金が確定いたしましたので、一般会計へ戻すために、一般会計繰出金764万7,000円を追加するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○議員派遣の件

○議長（福田正司君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（福田正司君） 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（福田正司君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第8に入る前に、手話通訳者2名の入場を許可いたします。

[手話通訳者2名入場]

○議長（福田正司君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時28分）

再 開 （午前11時29分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

○委員長報告

○議長（福田正司君） 日程第8、委員長報告、平成26年請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書についてを議題といたします。

請願審査報告書については、配付されているとおりですが、これより福祉産業常任委員長の報告を求めます。

福祉産業常任委員長、金子議員。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） 委員長報告を申し上げます。

平成26年請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書につきまして報告をいたします。本請願は、館林市聴覚障害者福祉協会、早川健一氏より提出されたものであり、今9月定例会におきまして、福祉産業常任委員会に付託されたものでございます。去る17日に委員会を開催し、紹介議員である野村議員から請願の趣旨等について説明をいただくとともに、委員による慎重な審査を行いました。

請願の趣旨としましては、手話は手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたが、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されており、その後政府は障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法において、「全ての障害者は、可能な限り、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。ついては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及及び研究

することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定するよう国に意見書を提出していただきたい旨の請願であります。

慎重審査の結果、委員からは、紹介議員の説明に納得したので、心から賛成するという意見があり、委員会として手話言語法の制定を国に求める請願を願意妥当と判断し、全委員賛成をもって採択すべきとの結論に達したものであります。

以上、採択に当たっての説明を申し上げ、報告といたします。

○議長（福田正司君） 報告が終わりましたので、本件について福祉産業常任委員長に対して質疑を許します。

質疑はありますか。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 内容については、大変いいことだと思います。群馬県内あるいは関東地方でどれぐらい制定されてきているのか、お聞きします。

○議長（福田正司君） 福祉産業常任委員長、金子議員。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） 柿沼議員の質問にお答えいたします。

群馬県内ほとんどの自治体で制定はされてきております。関東圏域でも大部分の自治体において請願をまとめられていると思っております。それと、これは千代田町自体のこととありますので、他の地域とはまた別に考えていきたいと思っております。とりあえずいいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、採択に対する反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員会報告は採択であります。平成26年請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、請願第2号は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時35分)

再 開 (午前11時37分)

○議長(福田正司君) 休憩を閉じて再開いたします。

○日程の追加

○議長(福田正司君) この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福田正司君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第9を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福田正司君) 日程第9、発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(福田正司君) 提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、金子議員。

[5番(金子孝之君)登壇]

○5番(金子孝之君) 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど請願の趣旨でも申し上げましたが、改正障害者基本法において、「全ての障害者は、可能な限り、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」との定めがありますが、法的に整備が追いついていない状況にあります。そのため、ろう者が最も自然と感じる言語、すぐれたコミュニケーション手段としての可能性を持つ手話の使用や発展に資するため、国に対して手話言語法の制定を求めるものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(福田正司君) 説明が終わりましたので、提出者に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

ここで手話通訳者の退場を求めます。

[手話通訳者2名退場]

○議長（福田正司君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時44分）

再 開 （午前11時45分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開いたします。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（福田正司君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 閉会のご挨拶を申し上げます前に、一言災害のお見舞いを申し上げたいと思います。

先月の豪雨では、西日本を中心に広範囲で局地的な豪雨や土砂災害が発生し、各地で甚大な被害が発生いたしました。改めてお亡くなりになられた方へお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、平成26年第3回議会定例会につきましては、去る10日から本日まで、議員各位のご協力のもと、平成25年度の決算認定を初め、ご提案申上げました全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この間、議員の皆様から頂戴いたしました数多くの意見、ご指摘等につきましては、所管ごとに再確認を行った上で、今後の事業展開に活かしてまいりたいと考えております。

さて、現在の我が国では、国際競争力の激化や少子高齢化の進展、あるいはエネルギー問題など、政治、経済、社会のあらゆる面で数多くの構造的な課題を抱えております。加えまして、急激な人口減少社会の到来は、年金医療などの社会保障や社会経済を支える労働力の人口確保など幅広い分野で影響を及ぼすことが考えられます。

こうした中、国政では、今月3日、第2次安倍改造内閣が発足したわけではありますが、この改造内閣の最大の課題の一つが元気で豊かな地方の創生であります。国の来年度の予算編成においても、人口減対策を軸とする地方創生は、最大の政策課題と言われております。今後人口減少の抑制や地域経済の活性化に向けた重点的な政策展開が予想されますが、こうした動きは我々地方自治体にとりまして、地域間の協力、連携がより一層求められることとなります。本町におきましても、地域資源を生かした魅力あるまちづくりを進めていくために、柔軟な町政運営のかじ取りがますます重要となります。

昨年から私の体調面で議員の皆様を初め町民の皆様にはご心配をおかけしており、大変心苦しく思っております。現在は通院加療を続けることにより、少しずつではありますが、体調もよくなりつつあります。今定例会では自席での答弁にご配慮いただくなど、皆様のご協力により、最低限の責任を果たせたものと認識しております。今後につきましては、町政運営のかじ取りを担うその職責の重大さを改めて肝に銘じ、町民の皆様への負託にお応えできるよう渾身の努力をもって職務を全うしたいと考えております。

以上、今後の町政運営に対する私の決意を述べさせていただきましたが、議員の皆様におかれましては一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

○閉会の宣告

○議長（福田正司君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る10日から本日19日までの10日間にわたり、平成26年第3回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間、議員各位には、上程された諸議案に対し終始ご熱心にご審議を賜り、上程されました案件も全て議了しましたことに対し、心から御礼申し上げます。

今定例会においては7名の一般質問者があり、また決算認定では予算の使途を精査し、その効果について確認が行われた結果、各会計について全て認定されました。決算内容を見ますと、監査委員のご意見にもありましたように、町の予算は効率よく執行され、また町税等の収納率も向上しており、町当局のご努力がうかがえます。今後も税負担の公平性の観点から、引き続き納税への啓発と収納率のさらなる向上にご尽力いただきますようお願いいたします。

また、監査報告をいただきました白石代表監査委員におかれましては、お忙しい中、誠にご苦労さまでした。

さて、昨今の社会情勢に目を向けますと、景気は回復傾向にあるというものの、消費税の再引き上げやTPP問題など、まだまだ予断を許さない状況が続いてまいります。

本議会としても、この大きな変化に対応すべく、町民のご意見に耳を傾けながら、町勢発展のため、議論を重ねてまいる所存でございます。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた意見や要望等を尊重していただき、町民の安心・安全のための行政執行に反映させていただくよう、改めてお願いをいたします。

結びに、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、平成26年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間大変ご苦労さまでございました

閉 会 （午前11時51分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成26年 月 日

千代田町議会議長 福 田 正 司

①署名議員 青 木 國 生

②署名議員 野 村 智 一